

相模原市 市民協働推進基本計画

平成26年度～平成31年度



はじめに



少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。そうした中、市民の誰もが安全で、安心して心豊かに暮らすことができる社会を実現するためには、まちづくりの担い手である市民が地域社会の担い手として、市民の力を生かした創意と工夫にあふれる取り組みを主体的に進めていくことが大切です。

本市では、平成 15 年 2 月に策定した「さがみはらパートナーシップ推進指針」に基づき、協働に関する施策を進めてまいりました。その成果を踏まえて、平成 24 年 3 月、皆で担う地域社会を実現することを目的とした「相模原市市民協働推進条例」を制定いたしました。

この条例の目的を達成し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では初めてとなる「相模原市市民協働推進基本計画」を策定したものです。

今後は、本計画に基づき、地域活動や市民活動を活性化する施策を推進するとともに、市民との連携をさらに強化し、協働による市民主体のまちづくりに取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多数のご意見をお寄せいただきました市民をはじめ、多大なご尽力をいただきました相模原市市民協働推進審議会委員及び市民協働推進基本計画策定作業部会委員の皆さまに、心からお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

相模原市長 **加山俊夫**

目次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的	4
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5

第2章 本市のこれまでの取組と現状・課題

1 本市のこれまでの取組	6
2 相模原市市民協働推進条例の制定	10
3 現状と課題	12

第3章 取組の基本的な方向

1 目指す姿	32
2 取組の方向	33

第4章 協働を推進するための取組

計画期間の目標と成果指標	36
基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信	38
基本施策2 協働に関する学習機会の提供	40
基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援	42
基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供	44
基本施策5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供	46
基本施策6 地域の特色を生かした協働のまちづくり	48

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制	52
2 実効性の確保	52
3 今後の研究	52

参考資料

相模原市市民協働推進条例	54
本市の協働に関する事業等一覧	56
市民協働のまちづくりに関する意識調査 結果概要	60
相模原市市民協働推進審議会	81

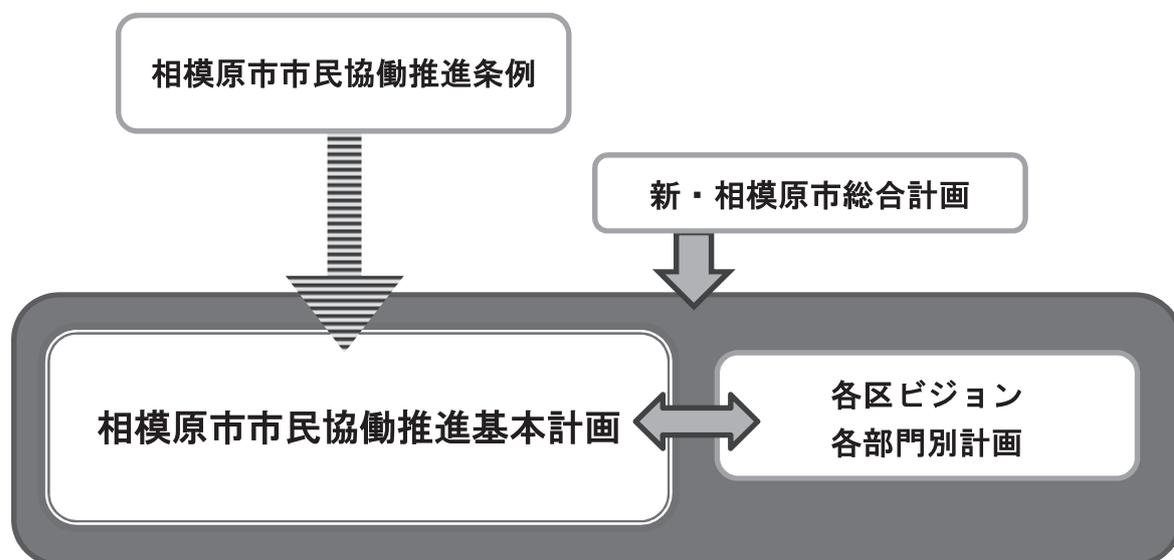
第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

相模原市市民協働推進条例(平成24年相模原市条例第6号)の目的を達成し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、相模原市市民協働推進条例第8条の規定に基づく市民協働推進基本計画です。また、本計画は「新・相模原市総合計画」部門別計画(皆で担うまちづくりの推進)に位置付けられており、市の協働を推進するための方向性や取組を明らかにするもので、各区の地域性に即した協働の取組が掲載されている区ビジョンや分野ごとに策定された部門別計画とも関連しています。

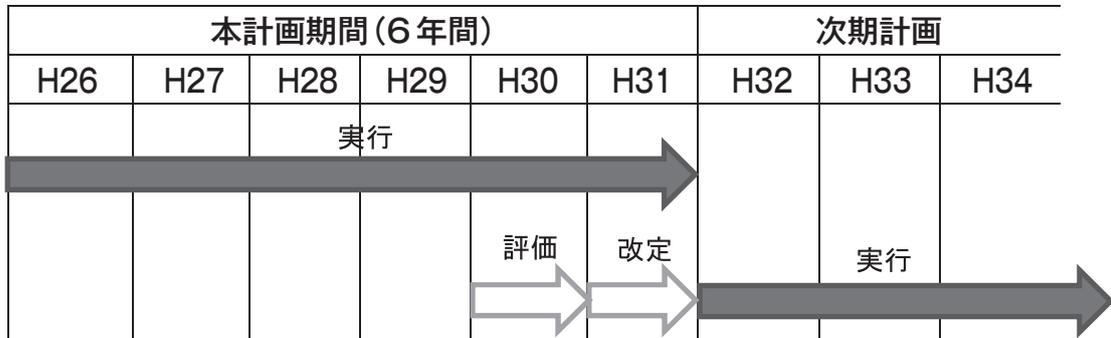


【新・相模原市総合計画とは】

将来の本市をどのような形にしていくのかを示す「まちづくりの指針」となるもので、市政全般の政策・施策・事業の方向性を定めています。「人・自然・産業が共生する活力あるさがみはら」を期間中に実現する都市像に定め、基本目標として「Ⅰ.誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市」「Ⅱ.学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市」「Ⅲ.やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」「Ⅳ.活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市」「Ⅴ.市民とともに創る自立分権都市」の5つの目標を掲げて推進しています。計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間となっています。

3 計画の期間

新・相模原市総合計画の期間と整合を図るため、平成26年度から平成31年度までの6年間とします。



〈定義〉

相模原市市民協働推進条例では、以下のとおり用語を定義しています。

(1) 市民

市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動をするものをいいます。

(2) 協働

市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することをいいます。

(3) 地域活動

地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。

(4) 市民活動

市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除きます。

第2章 本市のこれまでの取組と現状・課題

1 本市のこれまでの取組

少子高齢化や身近な公共の課題の複雑化・多様化等の社会情勢の変化に伴い、持続的に発展できる、「皆で担う地域社会」を実現することが求められています。その創造には、市民が自ら考え、共に行動し、参加する新しいまちづくりに取り組む必要があります。

本市では、平成13年6月に発足した「市民活動促進懇談会」からの提言を受け、平成14年10月に「さがみはら市民活動サポートセンター」を設置し、市民活動を促進してきました。

また、同じく平成13年6月に発足した「パートナーシップ型まちづくり推進指針策定懇談会」からの提言を受け、個人、自治会、NPO^{注1}、大学、企業、団体等のまちづくりを担う可能性を持つ全ての主体が協働を進めるため、「さがみはらパートナーシップ推進指針」を平成15年2月に策定しました。この指針に基づき、企業等と連携した「モデル事業」の実施や、「協働事業提案制度」、「市民・行政協働運営型市民ファンド」の創設等、協働に関する施策を推進してきました。

さらに平成20年6月には「パートナーシップ市民フォーラムさがみはら」からパートナーシップの基本を定める条例として「(仮)みんなが担い手条例 市民案」が提案され、これを踏まえて、「市民活動」「地域活動」「協働」を推進する条例を「相模原市市民協働推進条例検討委員会」において検討してきました。

さがみはらパートナーシップ推進指針における推進方策

- (1) パートナーシップ意識の普及、啓発
- (2) 市政への市民参加の拡充
- (3) 市民活動を推進するための環境づくり
- (4) 先駆的な取組によるパートナーシップの推進
- (5) パートナーシップを推進するための基盤整備

注1：NPO

「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。ボランティア団体や民間の非営利活動団体がNPOと呼ばれており、まちづくりを進める主役の一つとして注目を集めています。

本市の協働に関する主な取組

年度	月	内容
平成13年度	6月	市民活動促進懇談会発足
		パートナーシップ型まちづくり推進指針策定懇談会発足
	3月	市民活動促進懇談会から「(仮称)市民活動サポートセンターについての提言」
平成14年度	5月	市民活動促進懇談会から「相模原市の市民活動の推進に向けた提言」
	10月	さがみはら市民活動サポートセンター設置
	12月	パートナーシップ型まちづくり推進指針策定懇談会から「協働する市民社会をめざして～さがみはらパートナーシップ推進指針への提言～」
	2月	さがみはらパートナーシップ推進指針～協働する市民社会をめざして～策定
平成15年度	4月	街美化アダプト制度創設
		相模原市パブリック・コメント手続実施要綱制定
平成16年度	2月	フォーラム「さがみはらの底力」開催
平成17年度	4月	(仮称)さがみはらパートナーシップ市民委員会準備会設置
平成18年度	4月	パートナーシップ市民フォーラムさがみはら設立
	5月	パートナーシップ市民フォーラムさがみはらと市長のパートナーシップ協定締結
平成19年度	5月	パートナーシップ市民フォーラムさがみはらから「相模原市における市民と行政の効果的な協働事業の仕組み～協働事業提案・検証制度の創設～」の提言
	6月	相模原・町田大学地域コンソーシアム設立
	7月	地域を元気にする検討会議設置
平成20年度	4月	協働事業提案制度創設
		市民・行政協働運営型市民ファンド創設
	6月	パートナーシップ市民フォーラムさがみはらから「パートナーシップの基本を定める条例 提案書～(仮)みんなが担い手条例 市民案～」
		地域を元気にする検討会議から提言
2月	相模原市市民協働推進条例検討委員会設置	
平成22年度	4月	区民会議の設置、まちづくり会議の支援の開始
		地域活性化事業交付金制度創設
		相模原・町田大学地域コンソーシアムが一般社団法人へ移行
	7月	さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会設置
10月	一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムが公益社団法人へ移行	
平成23年度	5月	相模原市市民協働推進条例検討委員会から提案
	1月	さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会から提言
		相模原市市民協働推進条例制定
		相模原市立市民・大学交流センター条例制定
3月	相模原市特定非営利活動促進法施行条例制定	
平成24年度	6月	個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例制定
		区ビジョン策定(緑区・中央区・南区)
	8月	相模原市市民協働推進審議会設置
		個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例制定
3月	相模原市立市民・大学交流センター(愛称:ユニコムプラザさがみはら)開所	
	相模原市自治会連合会と相模原市との連携基本協定締結	
平成25年度	8月	相模原市自治会連合会と相模原市との連携基本協定締結
	11月	相模原市における自治会への加入促進に関する協定締結

さがみはらパートナーシップ推進指針に位置付けられた主な取組

(1) パートナーシップ意識の普及、啓発

市民や市職員がパートナーシップの原則や基本方針を理解し、それに基づき行動できるよう、地域、学校、企業、行政等あらゆる場でパートナーシップ意識を普及・啓発する取組

5 施策 13 事業 実施済み

〈主な事業等〉

- 自治会、市民活動団体、商工会議所、社会福祉協議会等への指針の説明
- 公民館連絡協議会、公民館長連絡協議会への情報提供
- 学校と地域の協働推進コーディネーターの設置
- まちづくりセミナーの開催
- 職員研修における意識啓発

(2) 市政への市民参加の拡充

市政情報について、市民に分かりやすく積極的に提供するとともに、既存制度の見直しや新たな手法により、政策形成から事業実施、評価段階まで、事業推進プロセスの全体を通して、市政への積極的な市民参加を拡充する取組

7 施策 14 事業 実施済み

〈主な事業等〉

- 市政モニター制度のインターネット利用
- 区民会議の設置
- まちづくり会議の支援
- ワークショップ手法の活用
- パブリックコメント制度の運用

(3) 市民活動を推進するための環境づくり

市民活動に関する情報の共有化を図るほか、人材育成や人的資源の活用を進めるとともに、活動場所の確保や財政的な支援、新たな仕組みの構築に努める等、市民の自主的な活動を推進する取組

14 施策 37 事業 実施済み

〈主な事業等〉

- 相模原市市民活動中間支援施設連絡会(通称：相模ボラディア)による市民活動団体検索システムの作成・運営
- 企業による調査研究活動へのアドバイス
- 人材バンクの創設・運用(たすかるバンク、いるかバンク)
- さがみはら市民活動サポートセンターの運営
- 公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立支援
- 市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」の創設・運営
- 協働事業提案制度の創設・運用

(4) 先駆的な取組によるパートナーシップの推進

パートナーシップの原則や手法を多くの人々が理解し、実感できるよう、パートナーシップによる実践がよりふさわしい事業をモデル事業として位置付け、推進する先駆的な取組

26のモデル事業 実施済み

〈主な事業等〉

- 計画策定等への新たな市民参加手法の積極的な活用
- NPO法人をはじめとした市民活動団体への事業委託等の推進
- ボランティア・NPO等と連携した事業推進や人材の育成
- 街美化アダプト制度による事業の推進
- イベント等における市民主導の企画・運営の推進

(5) パートナーシップを推進するための基盤整備

制度やマニュアルづくり等、パートナーシップに関わる仕組みや方法についてルール化を図るとともに、庁内分権の推進や行政体制の確立等、パートナーシップの基盤整備をする取組

4施策 8事業 実施済み

〈主な事業等〉

- 相模原市市民協働推進条例の制定
- 市ホームページにおける要綱等閲覧システムの構築・運営
- 庁内組織「都市内分権推進検討プロジェクトチーム」における研究・報告

相模原市市民活動中間支援施設連絡会(通称：相模ボラディア)

さがみはら市民活動サポートセンター、さがみはら国際交流ラウンジ、相模原市社会福祉協議会ボランティアセンターで組織する連絡会。市民自らが考え、共に行動し、参加するまちづくりの実現のため、本市内の市民活動を支援する中間支援施設間の連携協働を進めることを目的とし、市民活動に関する情報の提供、市民活動促進に関する情報交換や共同研修、各施設の連携による協働事業等が行われている。

2 相模原市市民協働推進条例の制定

平成23年5月に「相模原市市民協働推進条例検討委員会」からの提案を受け、協働に関する市の姿勢を明らかにし、今後一層推進するため、さがみはらパートナーシップ推進指針を発展させる形で、平成24年3月に「相模原市市民協働推進条例」を制定しました。

この条例は、協働について、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、皆で担う地域社会を実現することを目的とするものです。

相模原市市民協働推進条例 前文

相模原市では、市民がまちづくりの主人公となり、市の発展とともに様々な協働による取組を展開してきました。

地域活動においては、自治会などが中心となり、地域の暮らしを支える担い手として積極的に役割を果たしています。また、福祉、教育、環境など身近な公共の課題が多様化し、複雑化する中で、市民がそれらを自らのこととして受け止め、その解決に向け、自主的な活動を展開するなど、市民活動も活発になっています。

これらの活動をより一層推進するため、個人をはじめ、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、大学、企業などの様々な担い手が手を携え、自らが進んで活動の輪に加わり、皆で支え合う意識の下に、それぞれの役割をもって共に公共を担っていくことが求められています。

相模原市は、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進し、協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、ここに、この条例を制定します。

相模原市市民協働推進条例 抜粋

（目的）

第1条 この条例は、協働について、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、皆で担う地域社会を実現することを目的とします。

（基本理念）

第3条 市民及び市は、皆で担う地域社会の実現に向けて、人と人の絆きずなを大切にするという意識の下、互いに支え合い、助け合い、協働を推進します。

（市民の役割）

第5条 市民は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、自らが公共を担うまちづくりの主体であることを認識し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとします。

2 市民は、協働について理解を深め、育んでいくよう努めるものとします。

3 市民は、地域活動や市民活動の推進に努めるものとします。

（市の役割）

第6条 市は、基本理念にのっとり、協働に関する施策を計画的に推進し、協働を行うための環境づくりに努めるものとします。

2 市は、協働により実施する事業について、企画立案、評価等の過程においても協働により取り組むよう努めるものとします。

3 市は、協働を推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとします。

3 現状と課題

本市は、平成18年3月に津久井町及び相模湖町、平成19年3月には城山町及び藤野町と合併し、豊かな自然と都市機能を併せ持つ人口70万人を超える都市となりました。また、平成22年4月には政令指定都市に移行し、区制が施行されました。

都市としての社会的な変化に加えて、平成23年3月の東日本大震災を契機として、地域の絆きずなを大切にすることの必要性が改めて認識され、お互いに支え合い、助け合う意識も高まってきています。

こうした変化を踏まえて、各種統計や市民協働のまちづくりに関する意識調査等の結果から現状と課題の分析を行いました。

(1) 自治会活動

自治会は、地域住民の自主的・自立的な組織として、地域コミュニティの形成を図るとともに、防災、防犯、環境美化、福祉等、身近な課題解決に向けた地域活動の中心的な役割を担っています。

しかしながら、市内全世帯数に対する自治会への加入率は年々低下しており、近年は6割を下回っている状況にあります。

自治会への加入率が低下する要因としては、学生等賃貸マンションやアパートに居住する単身者世帯の増加に伴い、住民異動も多いこと等から地域とのつながりが持ちにくい傾向にあることが考えられます。

また、最近では、高齢により役員を引き受けることが困難であるという理由から自治会を脱会する世帯も増えています。

このような加入率の低下傾向が継続すると、自治会がその役割を十分に発揮できなくなることが懸念され、身近な地域活動の活性化にも大きく影響してくることから、未加入者に対して積極的に自治会活動の情報提供を行い、加入を促進する必要があります。

さらに、地域のまちづくりを進めていく上では、市民一人一人が地域の構成員であり、地域の課題は地域住民自身で解決していくという意識を持つことも必要です。

注2：推計人口

推計人口とは、5年ごとに行う国勢調査で確定した人口を基礎人口とし、以後、住民基本台帳法等の規定に基づき毎月届出のあった、出生・死亡、転入・転出等の人口を加減して算出した人口です。

合併後の人口、世帯数及び世帯人数 (各年度4月1日現在の推計人口^{注2})

年度	人口	世帯数	平均世帯人員
平成18年度	667,250	272,617	2.45
19	703,178	288,256	2.44
20	706,295	292,551	2.41
21	710,336	296,789	2.39
22	712,604	299,634	2.38
23	717,684	304,177	2.36
24	718,695	307,300	2.34
25	718,602	309,946	2.32

※ 平均世帯人員＝人口／世帯数

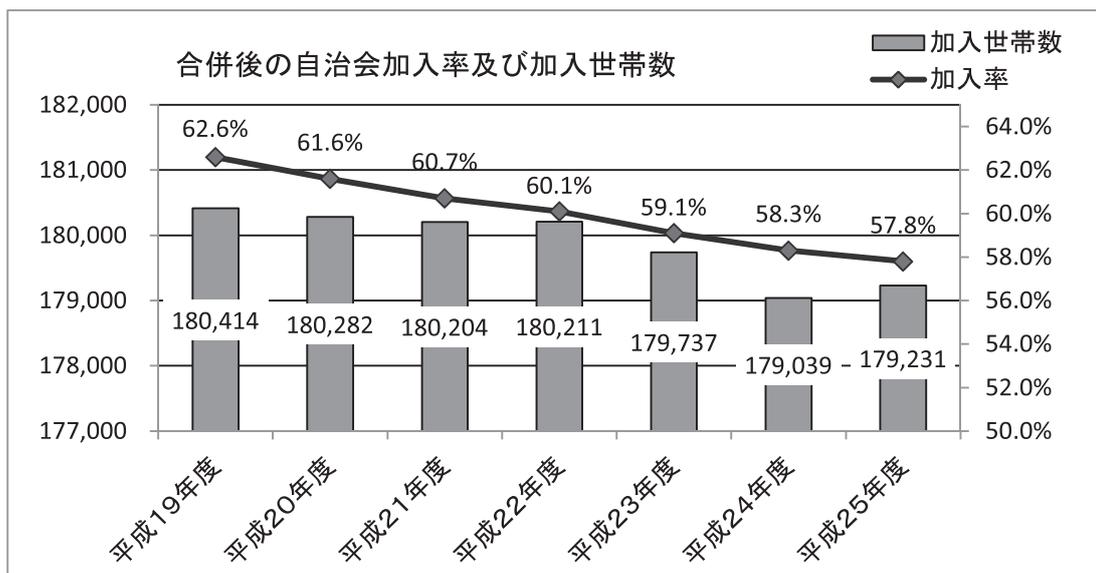
資料：各年版相模原市統計書

合併後の自治会加入率及び加入世帯数 (各年度4月1日現在)

年度	加入率	加入世帯数	世帯数
平成19年度	62.6%	180,414	288,256
20	61.6%	180,282	292,551
21	60.7%	180,204	296,789
22	60.1%	180,211	299,634
23	59.1%	179,737	304,177
24	58.3%	179,039	307,300
25	57.8%	179,231	309,946
緑区	57.2%	41,432	72,496
中央区	56.2%	64,325	114,362
南区	59.7%	73,474	123,088

※ 加入率＝加入世帯数／世帯数

資料：市民局市民協働推進課



資料：市民局市民協働推進課

(2) 市内のNPO及びNPO法人数の推移

本市では、平成14年10月に「さがみはら市民活動サポートセンター」を設置しました。同センターは一般に利用できるオープンスペースや登録団体が使用できる会議室等があります。登録団体数は、団体の実態調査をして整理した平成22年度を除いて年々増加しており、市民活動が活発化していることがうかがえます。しかし、同センターの規模は変わっていないため、団体の需要に応えきれない部分があり、同様の機能を持つ施設の整備等について検討していくことが必要です。

また、平成10年12月の「特定非営利活動促進法」施行以来、市内のNPO法人^{注3}数も増加を続けており、平成22年4月の政令指定都市移行時から、本市において認証等を行うこととなりました。毎年新たに認証する法人がある一方で、解散をする法人もあります。解散の理由は様々ですが、中心的に活動を行っていた人物が活動できなくなったことによる部分も大きく、活動を継続させていくためには、後継者の育成が求められます。

市民活動団体は、団体の規模による差も大きいのですが、一般に活動資金等で苦勞していることが少なくなく、市民活動が活発に行われるためには、安定的に活動できる環境を整えることも必要です。

さがみはら市民活動サポートセンター

多様化する市民ニーズに応じて、個性豊かなまちづくりを行うために、市民やボランティア団体等の市民活動団体等と行政が、協働してまちづくりを進めることが重要になってきており、その活動を支援する拠点です。

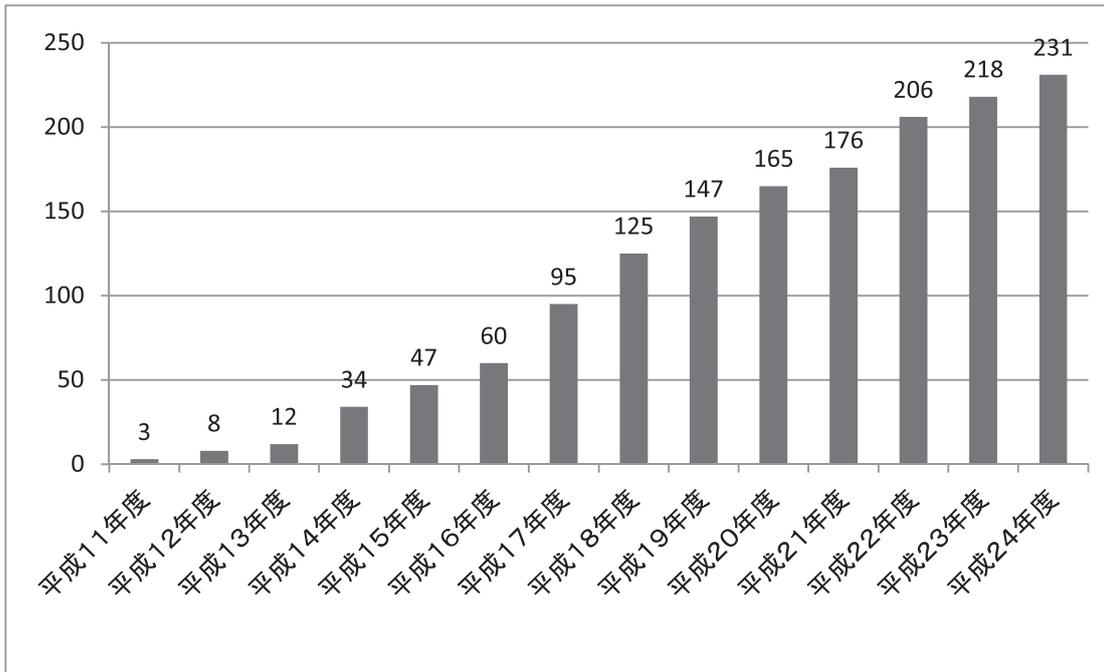
同センターでは、会議や打合せ、作業等の場の提供や活動に役立つ情報の収集・発信、市民活動活性化講座や市民活動フェスタの開催、さらにこれから団体を立ち上げるに当たっての運営等の相談等を行っており、NPO法人が管理運営を行っています。



(平成14年10月開所)

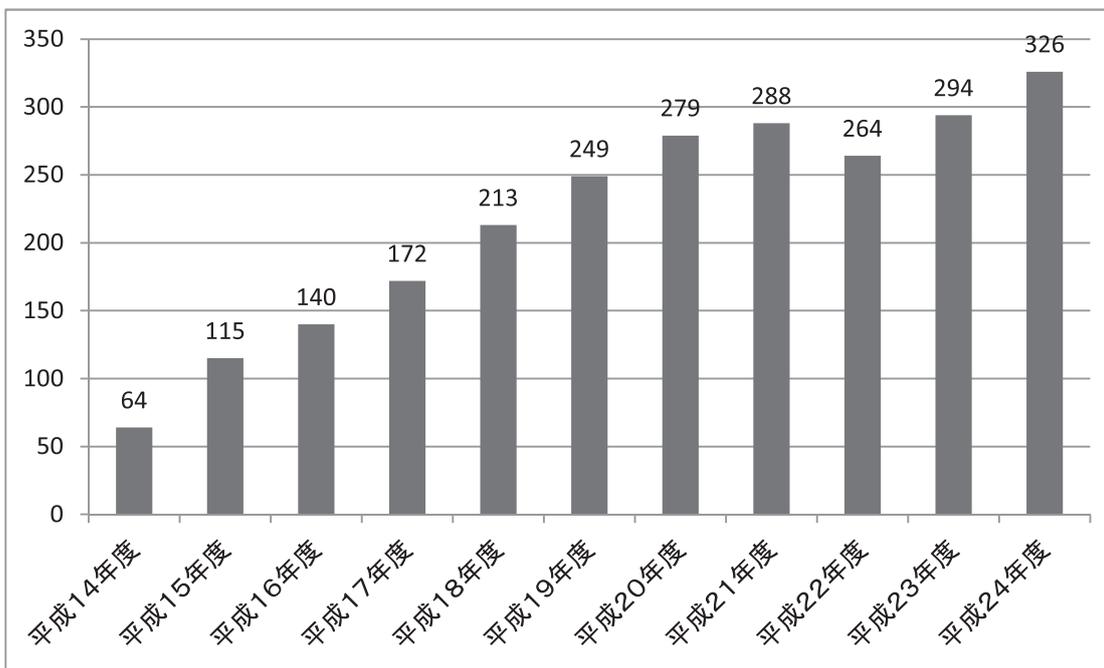
市内NPO法人数の推移

(各年度3月31日現在)



資料：市民局市民協働推進課

さがみはら市民活動サポートセンター登録団体数の推移(各年度3月31日現在)



資料：市民局市民協働推進課

注3：NPO法人(特定非営利活動法人)

NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。

(3) 大学・企業の活動

本市には、大学・短期大学・専修学校・各種学校が13校あり、個人事業主を含め事業所が2万4,790所(平成21年経済センサス-基礎調査結果より)あります。このうち、50人以上の事業所も696所に上ります。

大学・企業は地域の一員としてまちづくりに不可欠な存在であり、区民会議やまちづくり会議、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムにおいて、会員として会議に参加し、連携が行われています。また、環境、美化、文化、災害、防犯等の各分野で大学や企業と本市で協定を締結する取組が行われています。

しかし、地域活動団体や市民活動団体が大学や企業と連携を行う機会は少なく、多くはお互いにどんな活動が行われているかを知らない状態にあります。お互いを知ることから協働が始まるため、大学や企業の特性を生かして連携していくためには、活動事例等の情報を発信することや知り合うための機会を設けることも重要です。

従業者規模別事業所数及び従業者数(民営)

【平成21年経済センサス-基礎調査 結果】 平成21年7月1日現在

総 数		1~4人		5~9人		10~19人	
事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
24,790	252,931	14,591	31,295	4,835	31,524	2,802	37,648
20~29人		30~49人		50~99人		100人以上	
事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
1,093	25,907	738	27,620	434	29,440	262	69,497

※ 事業所数の総数には、派遣事業者のみの事業所である35所が含まれている。

資料：平成24年版相模原市統計書

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム

本市と町田市を生活圏とする大学、NPO、企業、行政等様々な主体が連携し、それぞれの特性を生かした協働を通じて、魅力あふれる地域社会を創造することを目的に設立された組織です。

多彩な学びの場を市民に提供する「教育学習事業」、まちづくりの担い手を育成する「人材育成事業」、新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する「地域発展事業」を事業の柱とし、参加機関それぞれの得意分野を生かしながら様々な事業を展開しています。

市民・大学交流センター(愛称：ユニコムプラザさがみはら)

地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性や豊富な人材を有する大学が連携して、福祉、健康、環境等、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図り、新たな地域活動や市民活動を創造するための拠点がユニコムプラザさがみはらです。

ユニコムプラザさがみはらには、市民と大学が交流する場の提供や大学等の研究・教育活動・地域連携の取組等を発信する「交流・発信機能」、市民が地域課題の解決等につながる専門的な知識や技術を学習したり、市民と大学が共同して研究する機械を提供する「学習・研究機能」、市民と大学が連携を強化し、課題解決等に取り組むための「リエゾン(橋渡し)機能」があります。

大学情報コーナー：教育・研究活動や地域貢献活動等、様々な大学の情報を発信します。



地域情報コーナー：地域活動、市民活動等、様々な地域の情報を発信します。



(平成25年3月開所)

(4) 地域のまちづくりの活動

本市では、平成22年4月の政令指定都市移行時に区制を導入し、緑区・中央区・南区の3区を設置するとともに、本市の歴史や特性を考慮して22のまちづくり区域を定めました。各地区には、大規模なマンションや商業施設が立ち並ぶ地域もあれば、森林や湖等の豊かな自然を持つ地域もあります。歴史的建造物や遺跡がある地域、工業団地等の産業集積地域、商業地域、大学等がある地域等、地域ごとに様々な特色があります。また、昔から相模原に住んでいる人が多い地域、子育て世代が多い地域、学生が多く集まる地域、余暇を楽しむために訪れる人が多い地域等、地域に集まる人々にも様々な特色が見られます。こうした特色を生かしたまちづくりを進めるため、区民会議やまちづくり会議等を通じて、市民と市が地域の課題や魅力等を共有しており、今後も継続していくことが必要です。

また、市内には地域の学びの拠点として32館の公民館が運営されています。各館では、利用者による文化・スポーツ等の様々な取組をはじめ、公民館の主催事業も盛んに催され、公民館機能が全国的に転換、縮小に向かう傾向がある中、社会教育活動の拠点として発展してきています。こうした活動で育成された人材がまちづくりに生かされるよう、地域の連携を強化していくことも必要です。

まちづくり区域と区役所又はまちづくりセンター及び公民館の配置



※ 小山地区、清新地区、横山地区、中央地区、星が丘地区、光が丘地区のまちづくりセンター機能は、中央区役所が担当します。

まちづくり区域の名称及び人口・面積（平成25年4月1日現在の推計人口）

緑区(6地区) (176,511人/253.81km ²)			中央区(9地区) (266,655人/36.84km ²)			南区(7地区) (275,436人/38.18km ²)		
地区名	人口(人)	面積(km ²)	地区名	人口(人)	面積(km ²)	地区名	人口(人)	面積(km ²)
橋本	73,930	7.75	小山	20,613	3.57	大野中	63,041	8.03
大沢	33,188	7.62	清新	29,699	2.83	大野南	74,040	5.50
城山	23,584	19.90	横山	13,550	1.82	麻溝	18,035	8.29
津久井	26,753	122.04	中央	35,806	3.43	新磯	13,146	6.54
相模湖	9,288	31.59	星が丘	17,493	1.39	相模台	45,373	5.46
藤野	9,768	64.91	光が丘	27,312	2.48	相武台	20,171	1.38
			大野北	58,567	6.45	東林	41,630	2.98
			田名	30,294	9.67			
			上溝	33,321	5.20			

資料：平成25年版相模原市統計書

公民館の利用状況

年度別	公民館数	開館日数	施設利用日数	延べ利用団体数	延べ利用者数	1館当たり1日平均利用者数
平成20年度	32	10,036	9,991	134,922	1,702,867	170.4
21	32	10,544	9,919	130,227	1,858,710	187.4
22	32	10,476	9,947	129,979	1,905,555	191.6
23	32	10,571	10,027	130,308	1,914,372	190.9
24	32	10,656	10,070	134,488	1,818,436	180.6
緑区	12	3,736	3,150	33,769	445,811	141.5
中央区	10	3,460	3,460	47,682	637,409	184.2
南区	10	3,460	3,460	53,037	735,216	212.5

※ 1館当たり1日平均利用者数は、延べ利用者数を施設利用日数で除したものである。

資料：平成25年版相模原市統計書

区民会議

各区に設置した、区のまちづくりの方向性や地域活動を活性化するための方策等を話し合う会議。区内のまちづくり会議から推薦された者、区内の公益的活動を行う団体から推薦された者、区内の住民、学識経験のある者等で構成されています。

まちづくり会議

各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に構成団体等が協働して取り組むための会議。自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館、PTA等、各地区で活動している団体等で構成されています。

(5) 市民協働のまちづくりに関する意識調査等

本市では本計画策定の参考とするため、平成24年度は、市政モニター制度を利用した地域活動・市民活動(協働)についての意識調査を実施し、平成25年度は、地域活動団体や市民活動団体等へのヒアリング、一般市民に対する市民協働のまちづくりに関する意識調査を実施しました。

ア 市政モニター調査

調査目的	相模原市市民協働推進基本計画を検討するに当たり、地域活動や市民活動(協働)について基礎調査を行うこと。
調査対象	市政モニター登録者(本市在住の16歳以上の男女で、公職の人やモニター経験が2年以上の人を除く。)
標本数	191人
調査時期	平成25年2月4日から平成25年2月18日まで
有効回収数 (有効回収率)	183件(95.8%)
結果の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 地域活動や市民活動に参加したことがない理由は、「どんな活動があるのか分からない」が一番多く、次いで「忙しくて時間がない」です。・ 「協働」という言葉に対する認知度は4割程度です。・ 協働に関する情報の入手方法はインターネットより「広報紙、新聞などの情報誌」「チラシ、ポスター」の方が多く、入手先は公民館や自治会等の掲示板が多くなっています。・ 自由意見に「相模原」を誇れるよう、地域を盛り上げていきたいという意見が複数あります。

イ 団体へのヒアリング

調査目的	相模原市市民協働推進基本計画を検討するに当たり、団体の活動内容や重要と考えること等を知ること。
団体数	4団体
活動主体／分野	大学(学生)／環境まちづくり 地域活動団体／安全安心・防犯 市民活動団体(協働事業)／子育て 市民活動団体(中間支援)／団体支援
ヒアリング日	平成25年5月13日
ヒアリング内容	活動の内容と課題等について
結果の概要	4団体に共通した内容 ・言葉の使い方を大切にしています。 ・活動の推進者であるキーパーソンを重要視しています。 ・人材育成目標を立てています。 ・活動を継続していく仕組みを作ろうとしています。 ・協働するに当たり、相手とよく話し合い、お互いを尊重しながら協働できる部分を調整しています。

ウ 市民意識調査

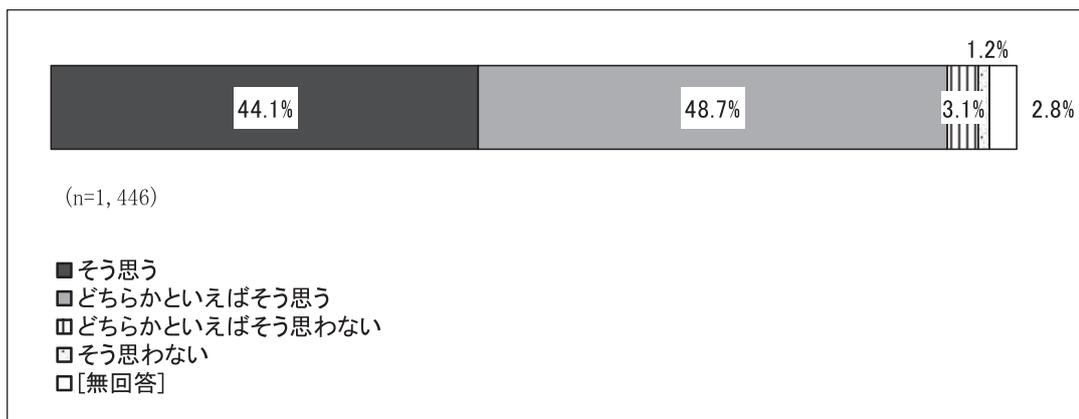
調査目的	相模原市市民協働推進基本計画を検討するに当たり、市民協働のまちづくりに関する市民の考え方や現状を知ること。
調査地域	本市全域
調査対象	本市在住の20歳以上の男女
標本数	3,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送調査法(郵送配布－郵送回収)(回答者は無記名)
調査時期	平成25年8月9日から平成25年8月30日まで
有効回収数(有効回収率)	1,446件(48.2%)
結果の概要	次ページ以降に掲載

(ア) まちづくりへの参加についての考え方

a 市民と市民の協働について

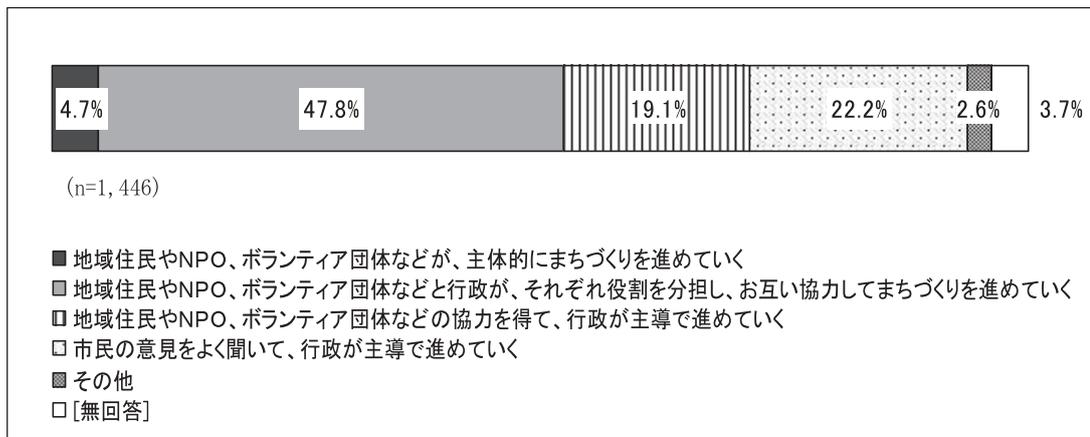
(※ グラフの中のnは、回答者数を表します。以下同じ。)

「地域の特色を生かし、より住みやすくするためには、市民の皆さんがお互いに連携し、協力して活動することが重要という考え方」について尋ねた結果、「そう思う」(44.1%)と「どちらかといえばそう思う」(48.7%)を合わせた「市民同士が連携し、協力して活動することが重要と考える人」は92.8%となっています。



b 市民と市の協働について

「地域の特色を生かしたまちづくりを進めるためには、市民や行政がどのように取り組むことが重要と考えるか」について尋ねた結果、「地域住民やNPO、ボランティア団体などと行政が、それぞれ役割を分担し、お互い協力してまちづくりを進めていく」(47.8%)が最も比率が高く、次いで「市民の意見をよく聞いて、行政が主導で進めていく」(22.2%)、「地域住民やNPO、ボランティア団体などの協力を得て、行政が主導で進めていく」(19.1%)となっています。



(イ) 地域活動や市民活動について

地域活動：地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。

(例)自治会、こども会、老人クラブ、PTA、消防団等の活動

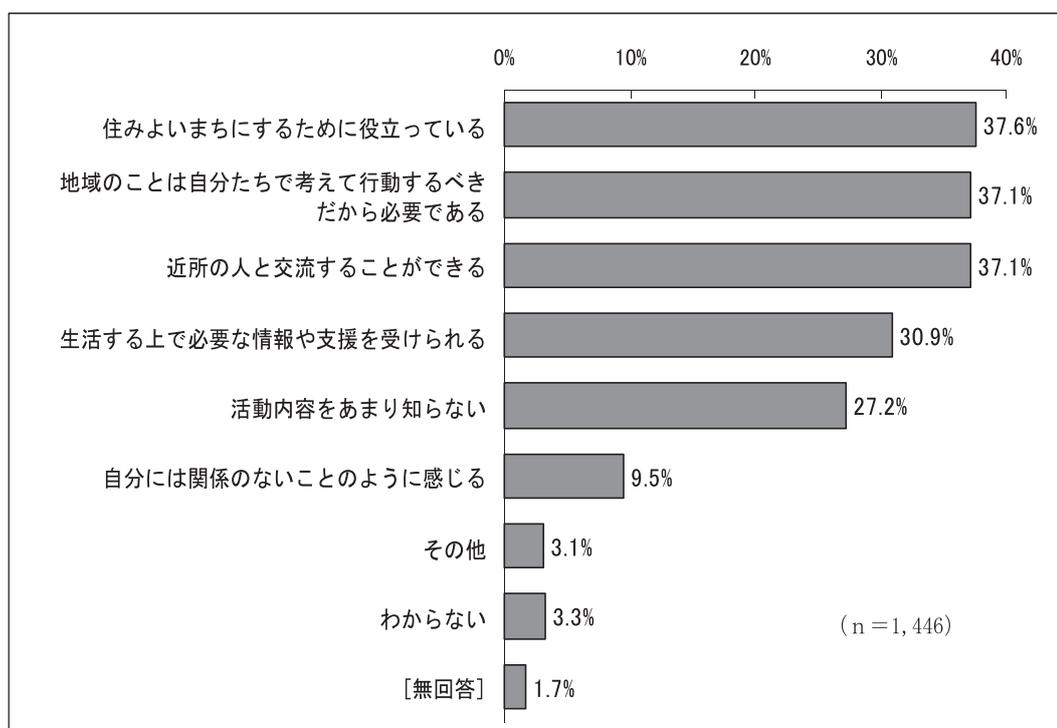
市民活動：市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除きます。

(例)NPO等の活動

a 地域活動についてどう考えるか

地域活動についてどう考えるか尋ねた結果、「住みよいまちにするために役立っている」(37.6%)、「地域のことは自分たちで考えて行動すべきだから必要である」(37.1%)「近所の人と交流することができる」(37.1%)が上位3つを占めており、地域活動を肯定的に捉えている人が多いことがうかがえます。

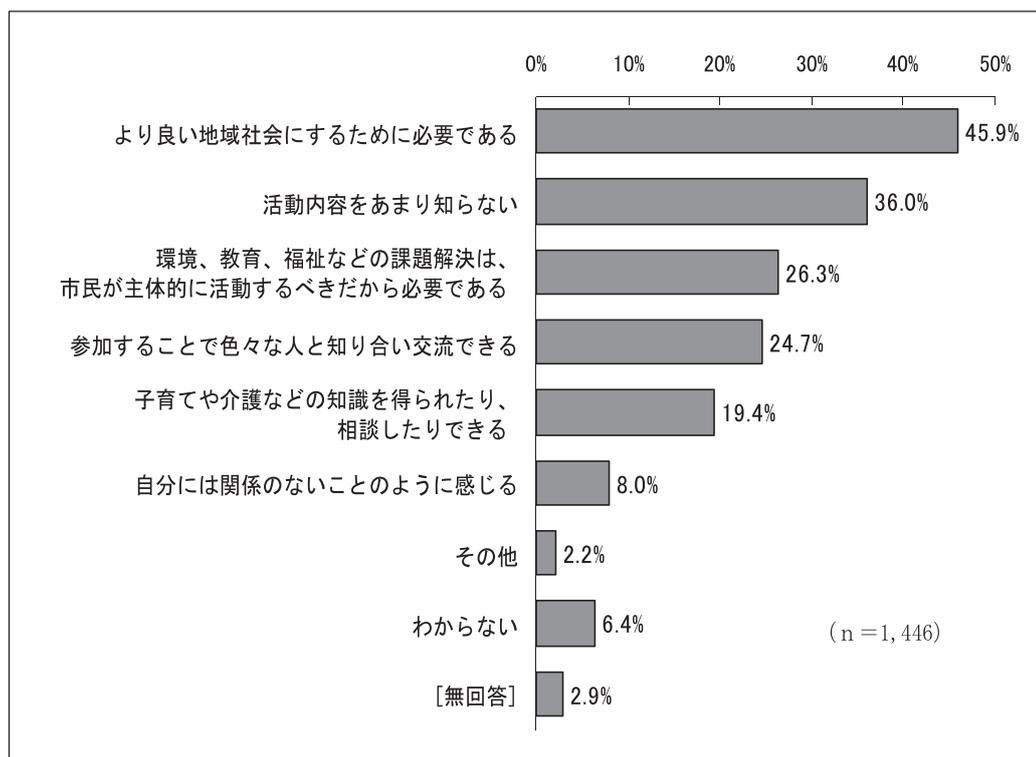
一方で、「活動内容をあまり知らない」(27.2%)人も多く、活動内容の周知に努める必要があります。



(選択は主なものを3つ以内)

b 市民活動についてどう考えるか

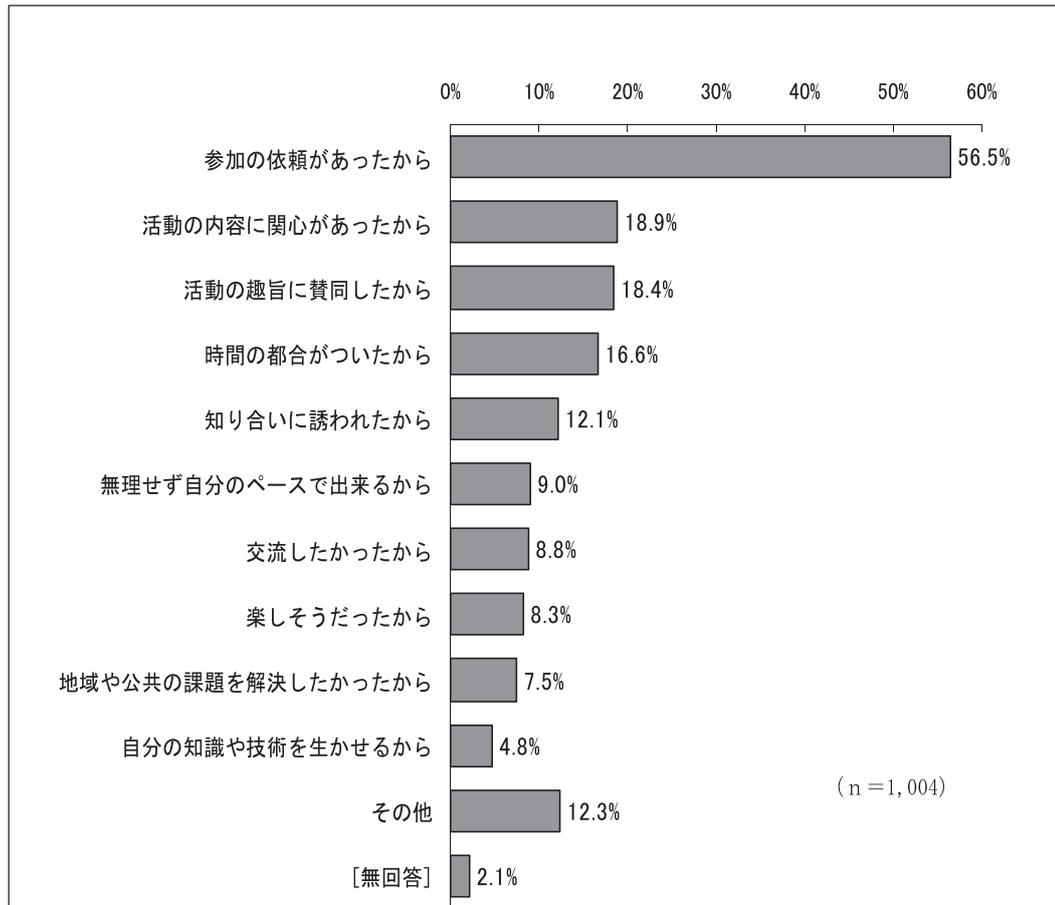
市民活動についてどう考えるか尋ねた結果、「より良い地域社会にするために必要である」(45.9%)が最も高く、次いで「活動内容をあまり知らない」(36.0%)となっています。市民活動を肯定的に捉えている人が多い一方、「活動内容をあまり知らない」人は地域活動よりも多く、活動内容の周知に努める必要があります。



(選択は主なものを3つ以内)

c 地域活動に参加した理由

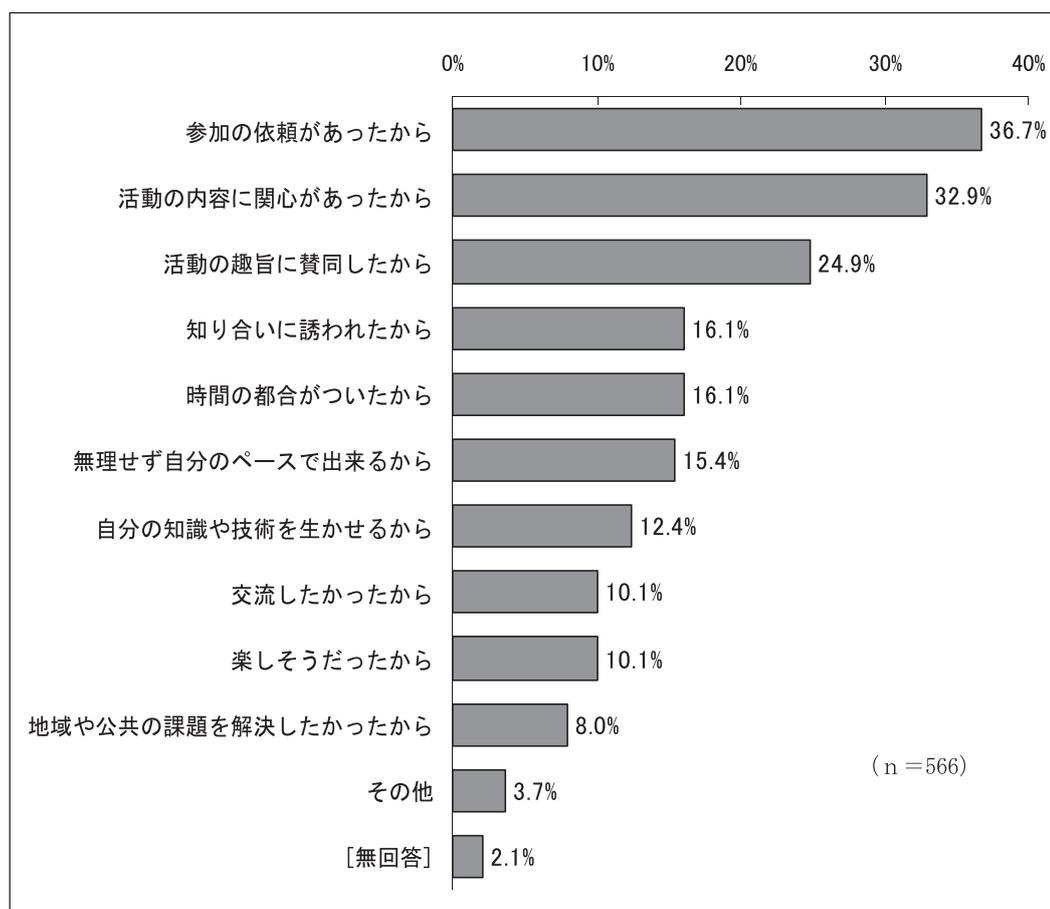
地域活動に参加した理由について、「参加の依頼があったから」(56.5%)が最も高く、次いで「活動の内容に関心があったから」(18.9%)、「活動の趣旨に賛同したから」(18.4%)となっており、直接依頼することが参加のきっかけとなることがうかがえます。



(選択は主なものを3つ以内)

d 市民活動に参加した理由

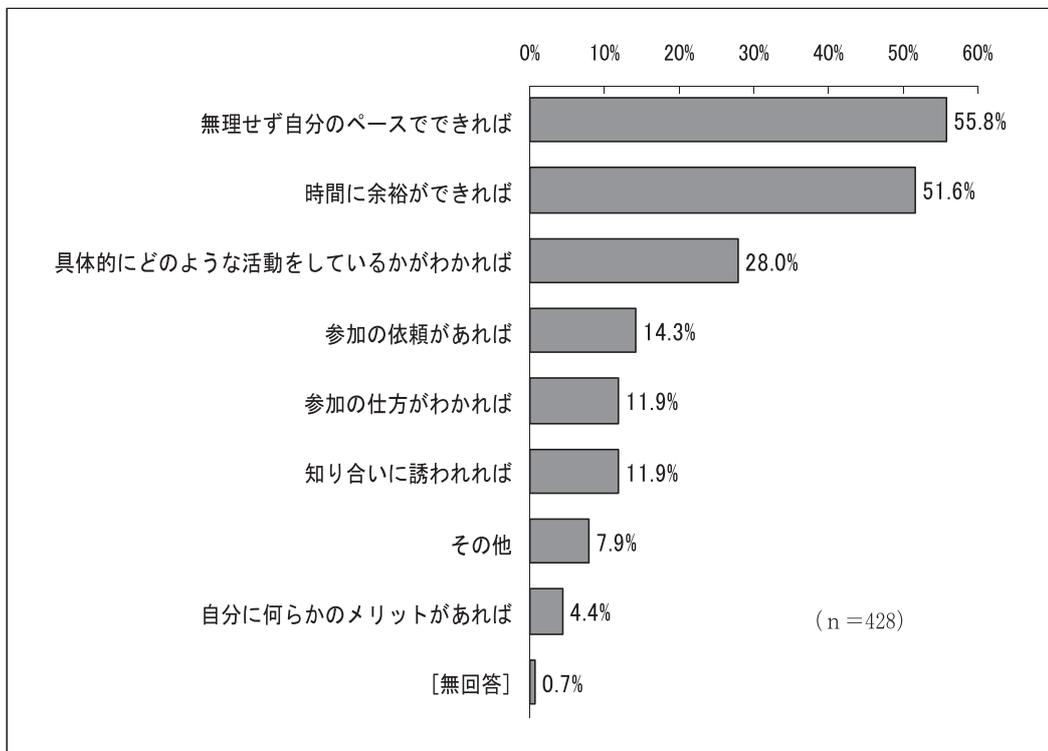
市民活動に参加した理由について、「参加の依頼があったから」(36.7%)が最も高く、次いで「活動の内容に関心があったから」(32.9%)、「活動の趣旨に賛同したから」(24.9%)となっています。地域活動と同じく直接依頼することが参加理由として多くの割合を占める一方、個人の活動への興味が参加の理由として大きいことがうかがえます。



(選択は主なものを3つ以内)

e 地域活動に参加したことがない方が、今後参加してもよいと思う条件

地域活動に参加したことがない方が、今後どのような条件が整えば参加してもよいと思うか尋ねたところ、「無理せず自分のペースでできれば」(55.8%)、「時間に余裕ができれば」(51.6%)が5割以上と高く、次いで「具体的にどのような活動をしているかがわかれば」(28.0%)となっています。活動することが負担にならないよう、年代や地域に合わせた様々な活動の仕方があることを周知していくことが必要です。また、一人に負担が集中しないよう、活動する人材を増やしていくことの重要性もうかがえます。

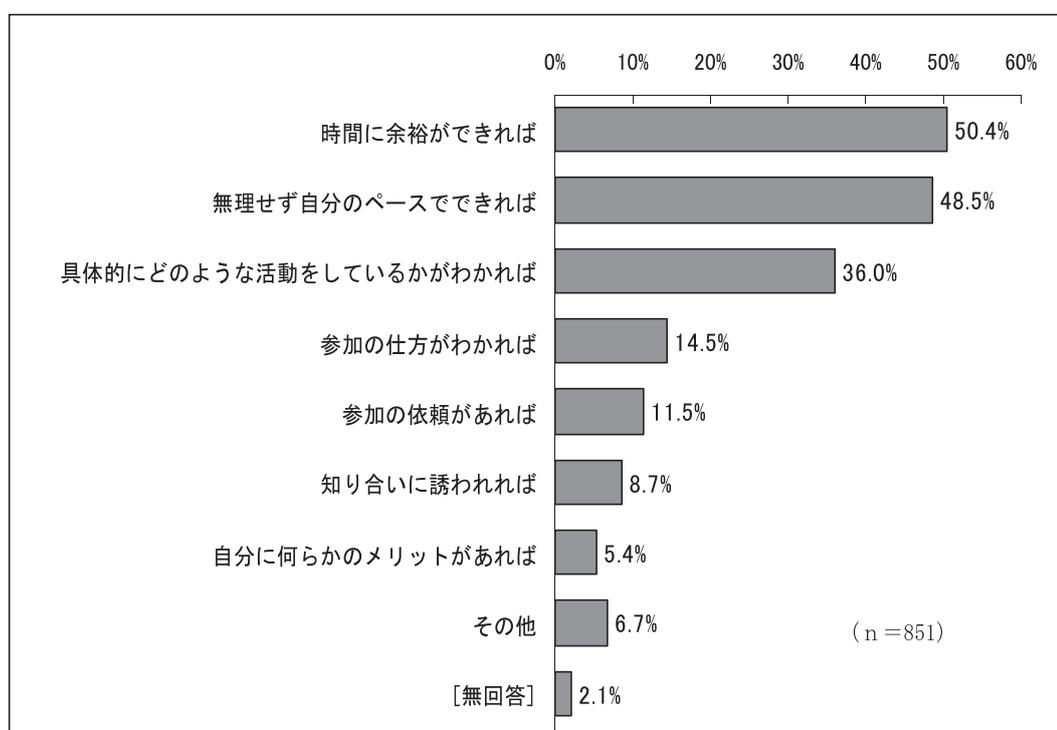


(選択は主なものを3つ以内)

f 市民活動に参加したことがない方が、今後参加してもよいと思う条件

市民活動に参加したことがない方が、今後どのような条件が整えば参加してもよいと思うか尋ねたところ、「時間に余裕ができれば」(50.4%)、「無理せず自分のペースでできれば」(48.5%)が約5割と高く、次いで「具体的にどのような活動をしているかがわかれば」(36.0%)となっています。

市民活動に参加した理由として、活動内容への関心や趣旨への賛同が多かったことから、どのような活動があるのかを周知していく必要があります。



(選択は主なものを3つ以内)

(6) 課題のまとめ

市民協働のまちづくりに関する意識調査から、地域活動や市民活動を肯定的に捉える市民は多いものの、「活動に参加したことがない」「活動内容を知らない」とする市民も少なくなく、一方で、「きっかけがあれば参加したい」という潜在ニーズもあります。

こうした状況を踏まえて、今後、より一層の市民協働によるまちづくりを進めていく上での課題として、以下のことが挙げられます。

1 更なる情報発信

地域活動や市民活動に関する様々な情報や活動を広げていくために有用な情報を積極的に発信していくことが重要です。

このため、情報発信に当たっては、様々な地域や世代の市民に広く届けられるよう、情報紙等の紙媒体やインターネット等の電子媒体を併用しながら、SNS^{注4}(ソーシャルネットワーキングサービス)等のツールも活用して情報発信をしていく必要があります。

2 人材育成と多様な学習機会の提供

地域活動や市民活動の担い手を確保するとともに、そうした活動のリーダー(牽引^{けん}役)となる人材を育成していくことが重要です。

このため、市民の興味や関心度に応じて必要な情報を提供するとともに、協働の視点での地域活動や市民活動に参加できるよう、多様な学習機会を設けていく必要があります。

3 きめ細やかな活動支援

地域活動や市民活動を安定的に継続し、発展させていくことができるような環境づくりが重要です。

このため、組織や財源等の運営基盤を強化するため、個々の団体の状況に応じたきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

4 活動の機会や場の提供

地域活動や市民活動を始める機会や活動を広げていく場の提供が重要です。

このため、研修会や交流会等を通じて、個人、自治会、NPO、大学、企業、団体等が、出会い、話し合い、共に行動する協働の取組につながっていくような機会や場を提供する必要があります。

5 地域特性の発揮

地域の特徴や資源を生かした地域活動や市民活動等、地域に根ざした活動が重要です。

このため、地域の特徴や資源を再認識し、活用できるよう、情報の提供や学習の場を提供する必要があります。

注4：SNS

Social Networking Service の頭文字で、人と人とのつながりを促進及びサポートするコミュニティ型の会員制のサービス、あるいはそういったサービスを提供するウェブサイト

第3章 取組の基本的な方向

本計画では、協働の手法を用いて、皆で担う地域社会を実現するための取組を進めていきます。協働とは、市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することです。互いに支え合い、助け合って協働を推進します。

1 目指す姿

「皆で担う地域社会」として目指す姿を具体的に示します。

① 市民が創造する特色ある地域社会

市民の創意工夫が生かされ特色と魅力にあふれる地域社会

- ・まちづくりに関する情報の収集・発信体制が整っている。
- ・市民が地域の課題を発見・共有し、話し合い、解決している。
- ・市民が地域の魅力を発見・創出し、地域資源(自然資源や人的資源等)を生かしたまちづくりが行われている。

② 個人、自治会、NPO、大学、企業、団体等が協働する地域社会

互いに支え合い、助け合いながら各自の役割が発揮される地域社会

- ・自治会、NPO、大学、企業、団体等のまちづくりに関する個別の情報が発信されている。
- ・市民と市のほか、市民と市民が協働できる仕組みがあり、協働の取組が活発に行われている。
- ・知恵や人的資源等を引き出せる施設が整備され、活用されている。

③ 自立的に持続発展する地域社会

協働の楽しさを分かち合い、育ち合いながら公共の課題が解決される地域社会

- ・社会的活動を担う人材が育成され、活動を発展させる人材や後継者がそろっている。
- ・団体の活動基盤が整備されており、定期的に活動できる拠点がある。
- ・寄附等により、地域活動団体や市民活動団体の財政基盤を皆で支えている。
- ・地域活動団体や市民活動団体が自立できる仕組みがある。

2 取組の方向

目指す姿である「皆で担う地域社会」を実現するため、平成26年度から平成31年度までの6年間において、必要な取組を行います。

取組の方向を考えるに当たり、第2章3の現状と課題に基づき、協働を推進するためには、以下の3つの視点に整理できます。

まず、(1)協働についての情報を「知り」、知識等を「学ぶ」こと、その上で(2)それらを実践につなげて「活動し」、継続して活動するために「自立する」こと、さらには、(3)活動している主体同士が「つながり」、共に活動することでお互いが「育ち合う」ことです。この3つの視点を踏まえて、「皆で担う地域社会」を実現するため、協働の基本原則に基づいて、市民及び市がそれぞれの役割を果たすために必要な取組を示します。

(1) 協働を知り、学ぶための取組

協働を推進するためには、まず協働について知り、理解するための取組が必要です。

市民は、市民一人一人、自治会、NPO、大学、企業、団体等の全ての主体がまちづくりを担う主体であることを理解し、皆で支え合い、助け合う意識をもつことが大切です。そのためには、まちづくりに参加する方法や協働の事例について定期的に広報を行うこと等が必要です。

市は、職員一人一人が協働について理解し、積極的に取り組むことが必要です。そのためには、職員研修を充実させるほか、実際に地域活動や市民活動を経験することも大切です。

(2) 実際に活動し、自立するための取組

協働は異なる主体と連携し、双方の良さを引き出して目的を達成する手段であるため、協働できる相手が必要です。そのためには、協働の相手となる市民が活発に活動し、自立していくための取組が必要です。

市民は、声掛けや見守り等、負担にならない範囲の活動や興味を持った活動等、できることから活動を始めていくことが大切です。活動することの楽しさや満足感が、活動を継続し、発展させていくことにつながります。

市は、地域活動や市民活動が活発に行われるための環境を作ることが必要です。そのためには、活動を始めるための講座の開催や、活動を継続し、発展させていくために必要な人材の育成、財政的な支援、拠点の整備等を計画的に進めていく必要があります。

(3) 様々な主体同士がつながり、育ち合うための取組

市民と市、市民と市民同士が協働するためには、様々な主体同士がつながるための取組が必要です。

市民は、インターネット等を利用した交流や、イベント、報告会等に参加することで、つながる機会を得ることができます。団体情報や人材情報等が集まる施設等を利用し、お互いに顔が見える関係を作ることも大切です。

市は、こうした環境を整えるほか、いわゆる縦割り行政から脱却し、各課・機関で定期的に情報を交換し、情報の共有体制を確立することが必要です。様々な主体同士がつながって、協働することが双方の刺激となり、それぞれが育ち合うこともできます。

以上の3つの取組は、相模原市市民協働推進条例において定められた「協働の基本原則」に基づいて進められることが必要です。

〈協働の基本原則〉

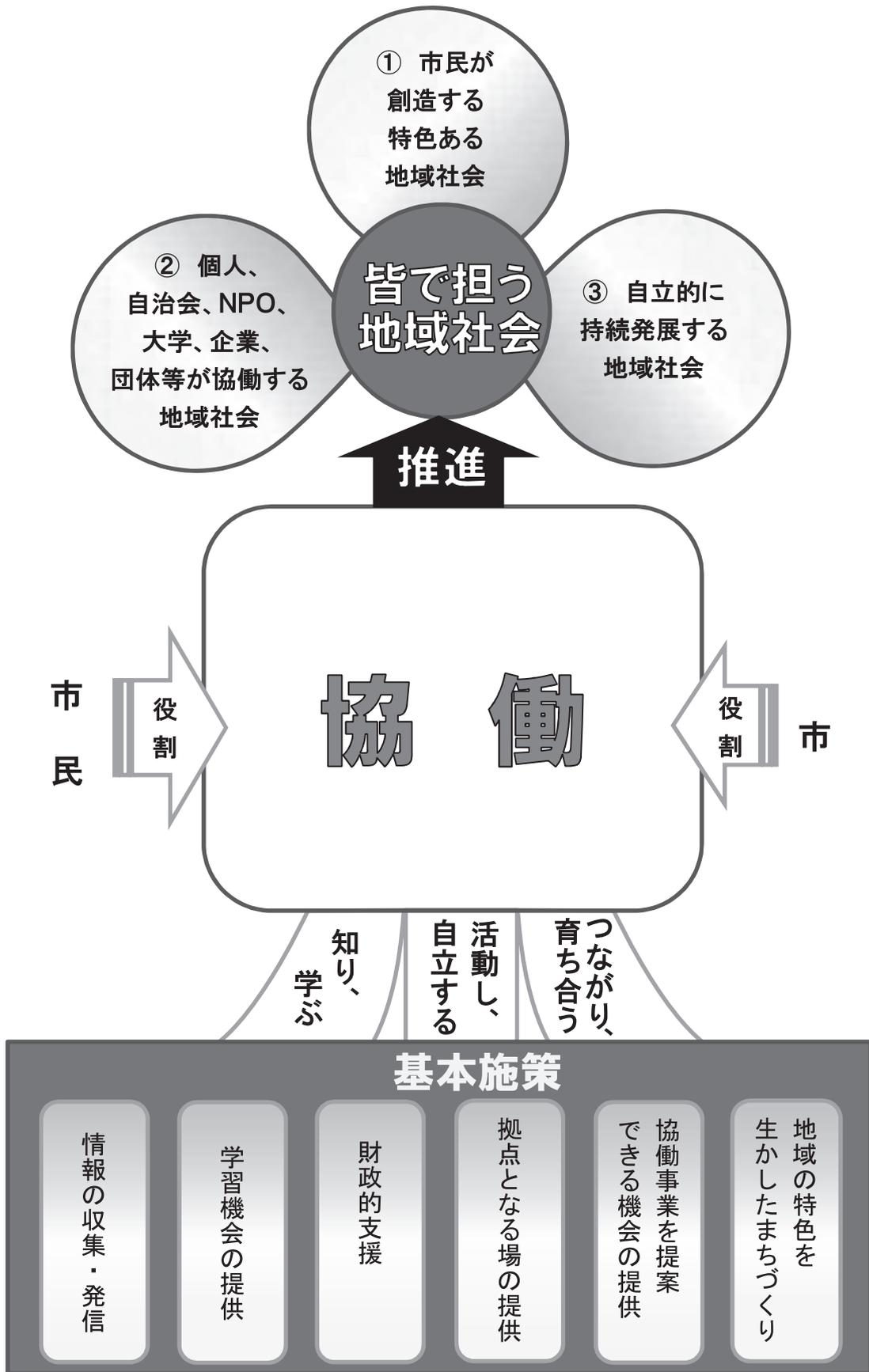
- 1 相互理解** 相手の立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、相互に理解し合うこと。
- 2 目的共有** 協働の目的を明確にし、共有すること。
- 3 役割合意と協力** 互いの役割分担について、適切な機会を設け相互の合意により決定し、活動の場における対等な協力関係を形成すること。
- 4 自立** 互いに依存することなく、自主的に行動すること。
- 5 透明性の確保** 常に相互の関係や協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(相模原市市民協働推進条例第4条)

これらに基づいて行動するためには、相手を理解し、話し合い、協議をする場が不可欠です。協議の場に中立な立場で議論を進められる第三者がいると、双方の意向を十分に汲んだ議論をできることが期待できます。

また、協働はお互いの特性を生かして協力し合えることがメリットですが、相手に依存せず、自立して自主的に行動することも求められます。透明性を確保するため、協働に当たっての取決めや、実施した事業の内容等をインターネットや報告会等で公開すると、公平性や公正性が保たれるのみでなく、その事例から新たな協働につながっていく可能性もあります。

皆で担う地域社会を実現するためのイメージ図



第4章 協働を推進するための取組

本市では、協働を推進するため、これまで取り組んできた事業の成果や課題を踏まえて、相模原市市民協働推進条例に掲げる基本施策を実施するものとし、「皆で担う地域社会」の実現を図ります。基本施策に掲載する主な事業のうち、「新規」事業、継続事業の「拡充」事業は優先度の高い事業として、重点的に実施します。

計画期間の目標と成果指標

本計画期間である、平成26年度から平成31年度までの6年間の取組の目標を以下のとおり設定します。

6年間の目標：「連携強化による、更なる協働の推進」を目指す

協働が行われるためには、まず、お互いが知り合い、つながることが必要です。本計画期間においては、まちづくりを担う様々な主体同士の連携を強化し、協働が推進されている都市を目指します。協働が推進されている都市とは、これまで連携する機会が少なかった主体同士の連携を強化することで新たな協働が創出され、市民が協働に参加する機会や方法が多様化し、様々な協働が行われている都市です。

成果指標

目標の達成度については、「新・相模原市総合計画」施策48「皆で担うまちづくりの推進」における成果指標を活用し、地域活動への参加率、市民活動への参加率、市内のNPO法人数の3つを成果指標として定め、検証します。

No.	指標	基準値 (平成20年度)	中間目標値 (平成26年度)	最終目標値 (平成31年度)	実績値(参考) (平成24年度)
1	地域活動への参加率	30.4%	34.3%	37.4%	34.2%
2	市民活動への参加率	12.0%	14.2%	16.1%	12.8%
3	市内のNPO法人数	166団体	220団体	270団体	231団体

本計画における6年間の目標である、「連携強化による、更なる協働の推進」を目指すため、基本施策ごとに次のとおり目標を設定します。

なお、基本施策に係る主な事業は、市民協働の推進に直接関係する事業に絞り込んでいます。

基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信

目標

自治会、NPO、大学、企業、団体等のまちづくりに関わる主体の情報を収集・発信し、協働のまちづくりに必要な情報を知ることができるようにします。

基本施策2 協働に関する学習機会の提供

目標

地域活動や市民活動への参加方法から、活動を発展させるための人材育成まで幅広く学び、学んだことを活動に生かせるようにします。

基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援

目標

活動の創造や発展を財政的に支援し、寄附によって直接活動を支援する意識を啓発することで、自立した活動へつなげます。

基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供

目標

地域活動や市民活動を支援する施設や主体同士が連携できる拠点を整備し、自主的に活動し、つながりあうことができるようにします。

基本施策5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

目標

個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体同士が協働できる機会を提供し、お互いが協働により更に活動を発展させ、育ち合えるようにします。

基本施策6 地域の特色を生かした協働のまちづくり(その他協働を推進するために必要な施策)

目標

地域を構成する個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体が皆で課題を共有し、課題解決や地域の魅力づくりの活動に関われるようにします。

基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信

目標

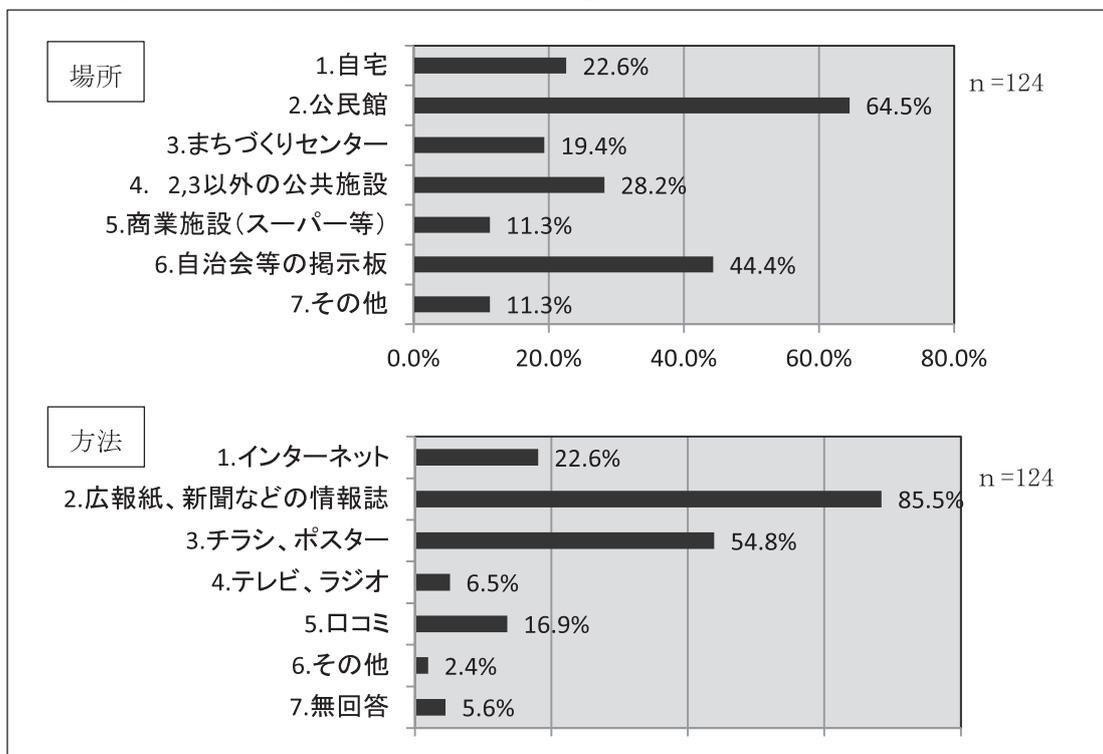
自治会、NPO、大学、企業、団体等のまちづくりに関わる主体の情報を収集・発信し、協働のまちづくりに必要な情報を知ることができるようにします。

地域活動や市民活動に自ら参加したり、市民と市が手を取り合って連携するためには、まずお互いのことを知る必要があります。

地域活動団体や市民活動団体の活動内容等を市民に知らせるためには、そうした情報を蓄積して提供できる体制を確立し、普及させることが重要です。また、情報紙、チラシ、ポスター、回覧等の紙媒体のほか、インターネットのホームページ、フェイスブック、ツイッター等、様々な手段を併用して、情報が広く届くように工夫することも大切です。

情報の発信手段が少ない団体もあるため、そうした団体情報の収集・発信にも取り組んでいく必要があります。市の情報や団体情報、地域活動や市民活動の事例やイベント情報等、まちづくりに関する情報の提供を充実させます。

地域活動や市民活動等、協働に関する情報を得る場所及び方法



資料:平成24年度第3回市政モニターアンケート

【主な事業】

事業名	事業内容	今後の取組
総合的な情報の収集・発信	地域活動・市民活動の情報や行政情報の提供、掲示板機能を活用した市民同士による様々な活動の情報共有、市民団体のための無料のホームページの提供等、様々な機能を持つ「さがみはら地域ポータルサイト」を民間団体との協働により運営します。	より多くの方に利用してもらえるよう、魅力あるコンテンツの作成やSNSの更なる活用等により、地域ポータルサイトの充実を図ります。
地域活動に関する情報の収集・発信	各区役所において、地域情報を収集し、広報紙やホームページ等で紹介します。また、各地区で取り組む地域活動の情報発信や地区自治会連合会が発行する地域情報紙の発行を支援します。	地域活動の情報発信に対する地域活性化事業交付金制度の活用促進等を行います。
市民活動に関する情報の収集・発信	さがみはら市民活動サポートセンターが発行する情報紙やメールマガジン ^{注5} 、相模ボラディア(6頁参照)が運営する「市民活動団体情報検索システム」等を通じて、団体情報、助成金情報、講座情報等を提供します。	公民館やさがみはら市民活動サポートセンター等の協働推進拠点施設が、互いに連携を強化し、市民活動に関する情報提供の充実を図ります。
大学や企業との連携に関する情報の収集・発信	ユニコムプラザさがみはら、公民館、さがみはら市民活動サポートセンター等のコーディネートによって実施された大学や企業と連携した活動事例等を紹介します。	ホームページや情報紙による情報提供のほか、SNS等を活用し、情報発信を強化します。
市職員への情報提供	市職員に対し、地域活動や市民活動に関する情報を定期的・継続的に提供します。	活動情報を周知することにより、市職員の活動への自主的、主体的参加を促します。

注5：メールマガジン

発信者が定期的にメールで情報を流し、読みたい人が購読するようなメールの配信の形態

基本施策2 協働に関する学習機会の提供

目標

地域活動や市民活動への参加方法から、活動を発展させるための人材育成まで幅広く学び、学んだことを活動に生かせるようにします。

地域活動や市民活動の継続や発展のためには、活動を行う人材の育成が重要です。活動を始めてみたい人や活動を発展させたい人等、様々なニーズに応えられるよう、基礎講座から応用講座まで、幅広く開催していく必要があります。また、講座を開催するに当たっての講師の派遣やマネジメント等の専門的な知識を持つ人材を育成することも必要です。

さらに、市の職員自身も市民と連携していくため、協働を理解する必要があります。多くの職員が研修を受ける機会を設け、体験型の研修等、実践しながら協働への理解を深めていけるように努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	今後の取組
⑨ 市民協働推進大学事業の実施※	協働を推進するための人材育成をはじめ、調査・研究・情報発信・資格認定等の機能を持つ「(仮称)市民協働推進」大学事業を実施します。	大学事業の実施に向け、ニーズを把握しながら、機能やカリキュラム等について、市民との協働により検討します。
⑨ 協働コーディネーター ^{注6} の認定・派遣	「(仮称)市民協働推進」大学の修了者等を協働コーディネーターとして認定するとともに、地域活動や市民活動の場に派遣し、協働による取組が、円滑かつ効果的に進められるよう、必要な助言・指導や調整等を行います。	認定条件や派遣方法等、制度の具体的な運用について、市民との協働により検討します。
⑨ 協働マニュアルの作成	市民協働を円滑に進めるための一助となるよう、協働を実践する上での基本的な考え方や具体的な手順等を分かりやすく示したマニュアルを作成し、市民及び市職員に配付します。	マニュアルの作成に当たっては、市民との協働により検討するとともに、ホームページへの掲載や施設への配架等により、広く配付します。

体験型研修の実施	相模ボラディア(6頁参照)及び市が主催する「ボランティアチャレンジスクール」等、市民がボランティア体験をする機会を提供します。また、市職員も自治会やNPO等の活動を体験します。	様々な世代の人が色々なボランティアを体験できる機会を設けるとともに、市職員のボランティアに対する理解を深めます。
地域活動及び市民活動講座の開催	さがみはら市民活動サポートセンター等において、初めて活動を行う人のための講座、会計、広報、マネジメント等の活動を発展させていくための講座等を開催します。	地域活動や市民活動が継続的に行えるよう、活動の段階に応じた講座を開催します。
市民と大学との連携の促進	ユニコムプラザさがみはらにおいて、市民と大学が連携することの意義や成果等を提供する講座や協働により取り組んだ事業の成果を発表する場を設けます。	市民と大学との連携による地域活動・市民活動を促進するセミナー等、市民と大学が連携する機会を充実させます。
地域の学習支援ネットワークの形成	地域を中心として、市民、NPO、企業、学校、市によるネットワークを形成し、公民館等教育機関や教育団体によるコーディネートを基に、地域づくりや地域教育力向上のための活動を推進します。	地域の人材を生かして、互いに学び合えるよう、人材情報の発信や連携を支援し、周知に努めます。

※ この事業における大学は学校教育法に定める大学ではありません。

ボランティアチャレンジスクール

中学生・高校生がボランティア体験に対する認識を深めて、その意欲を高め、さらには、自分自身に対する理解や社会的な事柄に関心を深める機会として、夏休みに開催しています。体験分野は福祉、まちづくり、環境、国際交流等があり、NPO法人や市の機関等で活動を体験しています。

注6：協働コーディネーター

協働による取組を行うに当たって、相談や助言、中立的な立場で意見の調整等を行う人

基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援

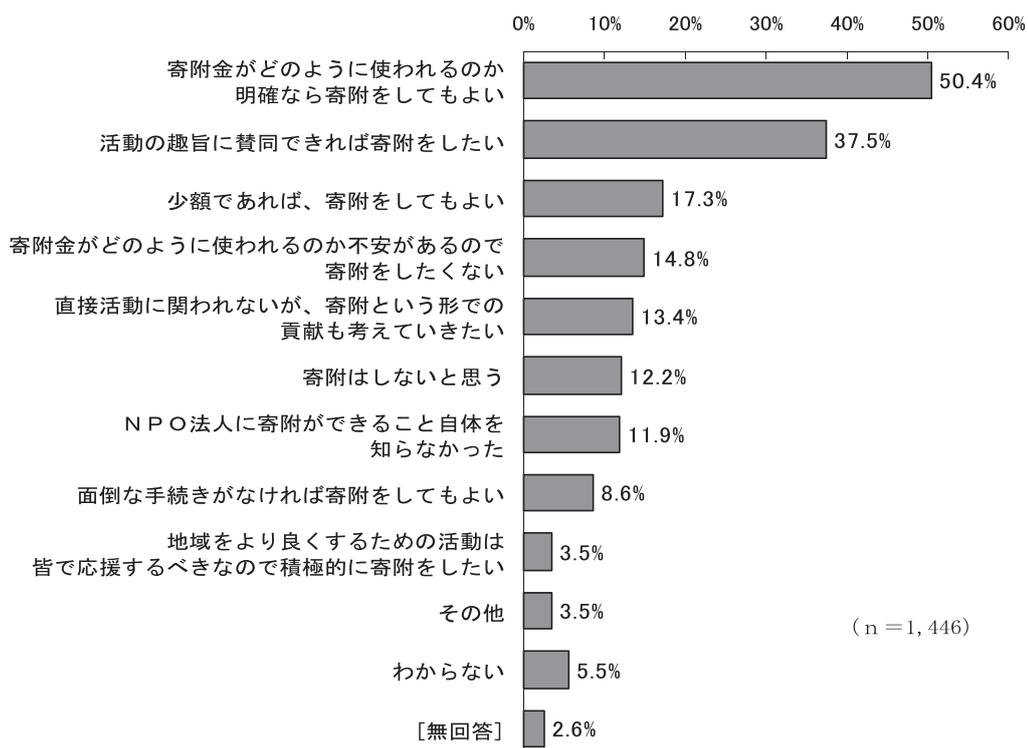
目標

活動の創造や発展を財政的に支援し、寄附によって直接活動を支援する意識を啓発することで、自立した活動へつなげます。

公共的な課題を解決したり、地域を活性化するための活動を活発にするためには、活動の初期や発展期を財政的に支えるだけでなく、団体が自立して活動を継続できる仕組みも重要です。

このため、団体活動への補助金や助成金といった行政からの直接的な支援のほか、皆で活動を支えるという意識啓発等の寄附を促進するための制度、安心して活動を行うための保険加入等、間接的な支援も行います。

地域をより良くするため、市民活動を行うNPO法人へ寄附をすることについての考え方



資料：平成25年度「市民協働のまちづくりに関する意識調査」

【主な事業】

事業名	事業内容	今後の取組
⑨ 団体の活動を支える寄附文化の醸成	地域課題や社会的課題に取り組む団体の活動を寄附により支えていくという市民意識を高めるため、活動の主旨や内容を理解してもらえらるような機会を設けます。	市民と団体の交流の場をはじめ、ホームページへの掲載やチラシ配布等、様々な機会を通じて、団体の活動に対する理解を深めます。また、団体の活動を支える寄附につながる仕組みを研究します。
NPO法人の指定制度及び認定制度の普及	本市の条例で指定したNPO法人に対する寄附金が、個人の市民税の控除対象となる指定NPO法人制度の普及を図ります。また、特定非営利活動促進法の規定に基づき認定したNPO法人に対する寄附金が、個人の所得税の税額控除等の対象となる認定NPO法人制度の普及を図ります。	NPO法人の指定制度及び認定制度について、ホームページや広報紙等を利用した周知を強化することにより、NPO法人に対する寄附を促進し、NPO法人の財政基盤の強化と活動の活性化につなげます。
市民・行政協働運営型市民ファンドの運営	市との協働によりファンド ^{注7} の運営を行う団体が、個人や企業等からの寄附金及び集められた寄附金と同額の市の負担金を財源として、市民活動団体等の公益的活動に対し助成金を交付します。	寄附金を継続的に集められるよう、助成金を交付された事業の成果や効果等をホームページや広報紙等を通じて周知を図り、市民の寄附意識を一層高めます。
地域活性化事業交付金の交付	多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民による自主的な課題解決に取り組む事業に対し、まちづくり区域(15頁参照)を単位として、交付金を交付します。	地域ニーズに応じて、より効果的な制度となるよう、定期的に必要な見直しを行います。
自治会活動への支援	地域活動の中心的な役割を担う自治会が取り組む防災、防犯、環境美化や福祉等の活動を支援するとともに、活動の拠点となる集会所の整備を促進します。また、相模原市自治会連合会と連携し、加入促進に取り組みます。	地域活動を支援するための奨励金の交付や集会所建設に係る補助金の交付等により、自治会の自主的・自立的な活動を支援します。

注7：ファンド

基金。特定の目的のために準備された元手となる資金のこと。

基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供

目標

地域活動や市民活動を支援する施設や主体同士が連携できる拠点を整備し、自主的に活動し、つながりあうことができるようにします。

地域活動や市民活動を行うためには、定期的集まって打合せや作業をする場所が必要です。また、情報が集まり、アドバイスを受けたり、他の団体と交流することができる施設があることも重要です。

このため、自治会集会所建設の補助や市民活動を支援する施設を設置し、情報提供や相談業務、交流機会の提供等を行っていますが、地縁を基に活動する地域活動団体に比べ、市民活動団体が活動できる場所が少なく、公民館の会議室等も地域によって利用のしやすさに差があります。また、さがみはら市民活動サポートセンター等支援施設が中央区に集中している傾向があります。

市民の身近な場所に協働を推進する拠点を確保するため、各区に同様の機能を持つ施設等の整備を検討するほか、市民活動団体を支援する役割を担う、いわゆる「中間支援組織」^{注8}が連携し合う場を提供することに努めます。

注8：中間支援組織

多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報等の資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織

(平成14年 内閣府「中間支援組織の現状と課題に関する調査報告」より)

【主な事業】

事業名	事業内容	今後の取組
⑧ 団体を支えるNPO法人等の連携支援	地域活動団体や市民活動団体に対し、助言や情報提供等の役割を担うNPO法人等による中間支援組織同士の連携が強化されるよう支援します。	定期的な情報交換等、中間支援組織同士が交流する機会を提供します。
さがみはら市民活動サポートセンターの運営	市民活動の支援や活性化を図るため、NPO法人等との協働によりさがみはら市民活動サポートセンターを運営し、活動の場の提供、相談・助言、ネットワークの構築等を行います。	「さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会」からの提言に基づき、継続性のある安定的な協働運営を前提とした機能の強化や新たな場の設置等について検討します。
ユニコムプラザさがみはらの運営	市民と大学との連携により、地域の課題の解決及び地域の活性化を図るため、交流・発信機能、学習・研究機能、橋渡し機能を生かした運営を行います。	シェアードオフィスの利用や大学公開講座の促進等を通じて、市民と大学の連携による取組を支援します。
協働推進拠点施設間の連携	各施設の機能や特性を共有することにより、より効果的、効率的な活動支援が可能となるよう、さがみはら市民活動サポートセンターやユニコムプラザさがみはら等による施設間の連携を図ります。	地域活動や市民活動を支援する上での様々な課題や問題点について、施設間同士で情報交換を行い、互いの施設の機能や特性の把握に努めます。
自治会集会所の整備促進	地域住民によるコミュニティ組織の拠点となる自治会集会所の整備を促進します。	自治会集会所の利用実態等を踏まえ、助成制度の見直しを行います。

基本施策5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

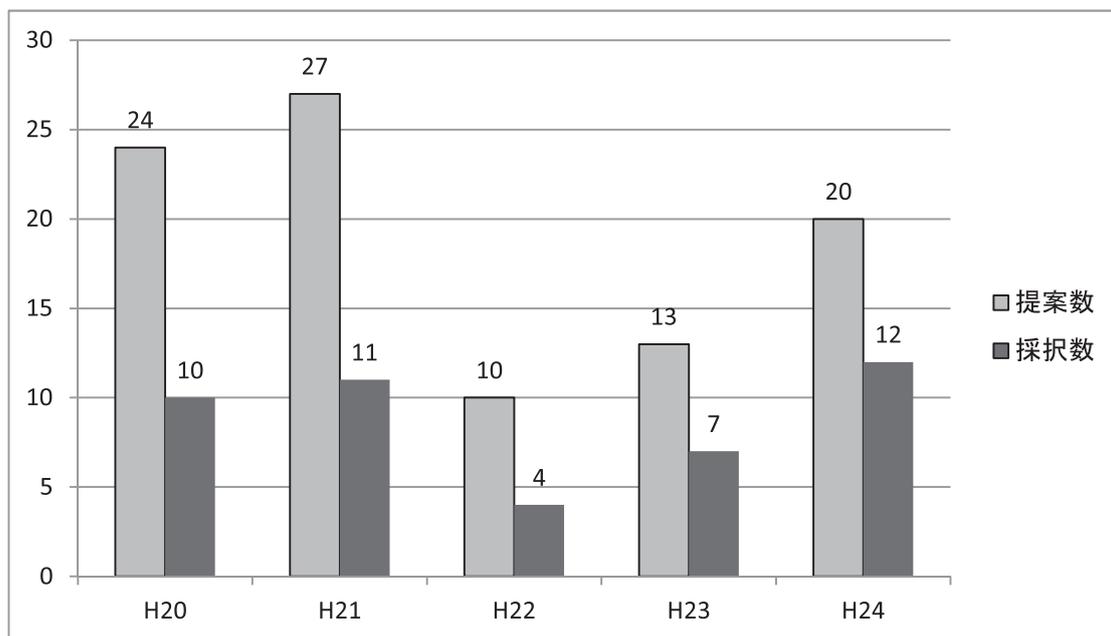
目標

個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体同士が協働できる機会を提供し、お互いが協働により更に活動を発展させ、育ち合えるようにします。

市民一人一人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等が、それぞれの特性を生かして連携、協力することで、新しい発想を得られ、活動の幅が広がる等、協働することで効果的に事業が行えることがあります。

本市は、市民と行政の協働事業を提案できる制度を運営し、これまで環境、福祉、子育て等様々な分野で協働事業を実施しました。協働事業提案制度事業の審査、報告等は公開で行われていますが、事業内容をより広く知ってもらうために、協働により実施された事業の事例集の作成や発表等による広報とともに、活動を活性化させるための情報交換や交流等の機会の創出に努めます。

協働事業提案制度 提案件数及び採択数



資料 市民局市民協働推進課

【主な事業】

事業名	事業内容	今後の取組
協働事業提案制度の運用	市民と市が互いの持つ資源(知識、経験、人材、情報、資金等)を結集し、地域課題や社会的課題の解決に向け、協働により効果的に取り組む仕組みである、協働事業提案制度を運用します。	事業の意義や成果等を広く効果的に情報発信することにより、市民活動団体のみならず、大学や企業等多様な担い手による事業展開を図ります。また、市職員の協働に関する意識を高め、制度の浸透を図ります。
団体間の交流機会の創出	さがみはら市民活動サポートセンターやユニコムプラザさがみはら等において、団体間の交流の場を設け、相互の活動紹介や情報交換等が行える機会を創出することにより、協働による取組を促進します。	様々な団体が、日常的に気軽に情報交換等ができる場を設けるとともに、団体間の交流を目的としたイベント等を開催します。
まちづくり懇談会の実施	地区まちづくり会議の委員と市が、地域の活性化や課題解決に向け、協働の視点から意見交換や情報共有等の懇談を行います。	懇談会で交換した意見を踏まえ、市民と市の協働によるまちづくりを推進します。

協働事業提案制度

市民と市の双方からの提案に基づき、協働して地域の課題や公共的な課題の解決を図る仕組み。市民が課題を自由に設定し、自由な発想で企画提案して行う市民提案型協働事業と、市があらかじめテーマ、計画、事業等の概要を行政提案として示し、その概要書を基に、市民が具体的な協働事業の内容を企画提案して行う行政提案型協働事業があります。

まちづくり懇談会

まちづくり会議の構成員と市が意見交換や情報共有をしながら、地区のまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを推進するため、市内22のまちづくり会議ごとに、市と共同して年に1回開催する懇談会

基本施策6 地域の特色を生かした協働のまちづくり (その他協働を推進するために必要な施策)

目標

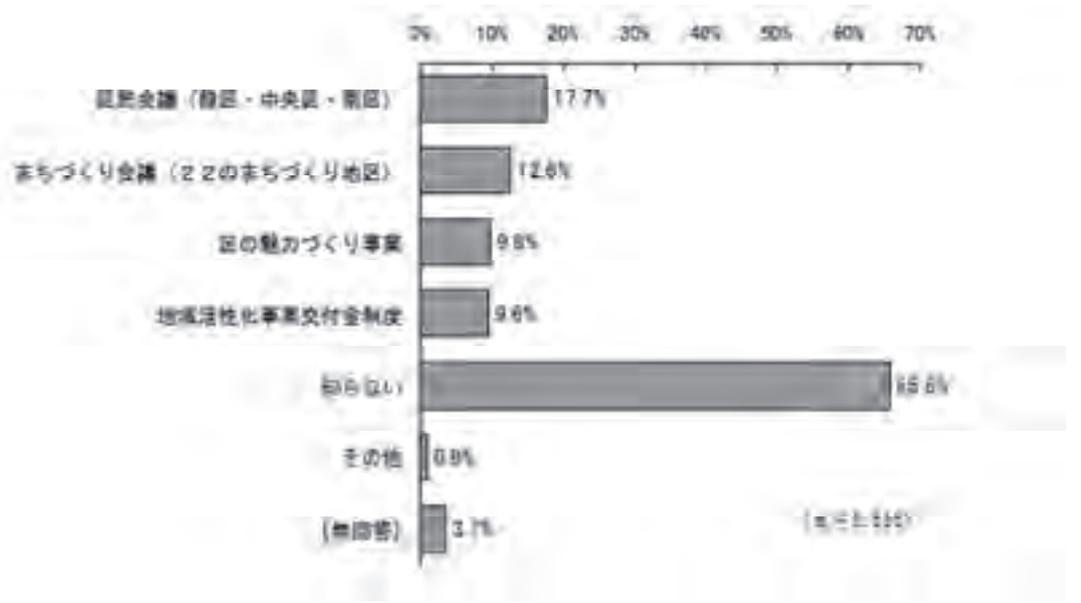
地域を構成する個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体が皆で課題を共有し、課題解決や地域の魅力づくりの活動に関われるようにします。

本市には、商業ビルやマンション等が立ち並ぶ都市部から水や緑に恵まれた山間部まで、様々な地域があります。それぞれの地域の魅力や抱える課題は地域ごとに異なり、地域の特色を生かしたまちづくりを行う必要があります。

このため、各区に区民会議を設置するとともに、22地区に設けられたまちづくり会議の運営を支援する等、それぞれの地域での課題共有や地域の活性化に取り組んでいます。

しかし、区ごとのまちづくりを推進するための市の取組を「知らない」とする人が多く、地域の特色をまちづくりに生かすためには、より多くの人が地域の課題を共有し、地域資源(自然資源や人的資源等)を生かした魅力づくりをすることが重要であることから、各地域での連携を強化します。

住民主体のまちづくりのための取組の認知度

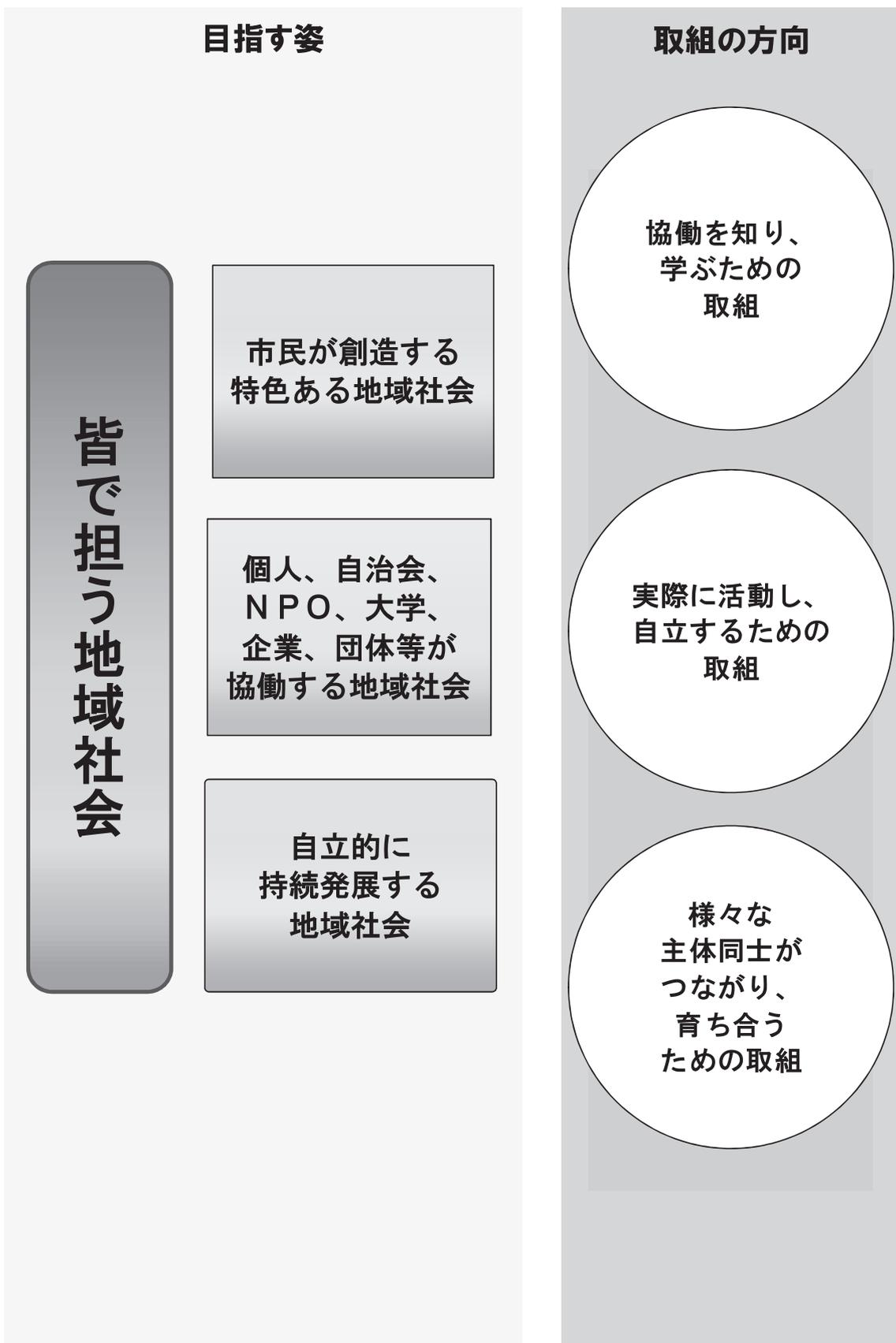


資料:平成24年度「市政に関する世論調査」

【主な事業】

事業名	事業内容	今後の取組
区民会議の運営	区の課題やまちづくりの方向性について協議する場として設置された「区民会議」を運営します。	区民会議の円滑な運営と活性化を図り、地域特性を生かした区民主体によるまちづくりを推進します。
区の魅力づくり事業	区民同士の一体感を育みながら、区への愛着や誇り等の意識の醸成を図るため、区独自の魅力を再発見し、新たな魅力として区内外に情報発信する等、「区の魅力づくり」に向けた事業を実施します。	各区において、区の魅力発信や区民意識の醸成を図る事業の実施、区民交流を目的としたイベントの開催等に取り組みます。
まちづくり会議の運営支援	地域資源の発見、課題解決の方法等について自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動を構成団体等が協働して行うための話し合いの場である「まちづくり会議」の運営を支援します。	他の地区の課題についての情報交換や事例紹介等、課題等を共有できる機会を増やします。
まちづくり懇談会の実施【再掲】	地区まちづくり会議の委員と市が、地域の活性化や課題解決に向け、協働の視点から意見交換や情報共有等の懇談を行います。	懇談会で交換した意見を踏まえ、市民と市の協働によるまちづくりを推進します。
地域活性化事業交付金の交付【再掲】	多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民による自主的な課題解決に取り組む事業に対し、まちづくり区域（15頁参照）を単位として、交付金を交付します。	地域ニーズに応じて、より効果的な制度となるよう、定期的に必要な見直しを行います。
街美化アダプト制度の実施	市民と市の協働による取組として、公園、緑道、道路や河川敷等の公共スペースの美化活動を市民が自発的に行い、市は活動に必要な費用等の支援を行います。	活動事例の紹介等を通じて、制度の趣旨を広く周知し、市民による自主的・自発的な美化活動を推進します。
地域の学習支援ネットワークの形成【再掲】	地域を中心として、市民、NPO、企業、学校、市によるネットワークを形成し、公民館等教育機関や教育団体によるコーディネートを基に、地域づくりや地域教育力向上のための活動を推進します。	地域の人材を生かして、互いに学び合えるよう、人材情報の発信や連携を支援し、周知に努めます。

計 画 の



第1章

第2章

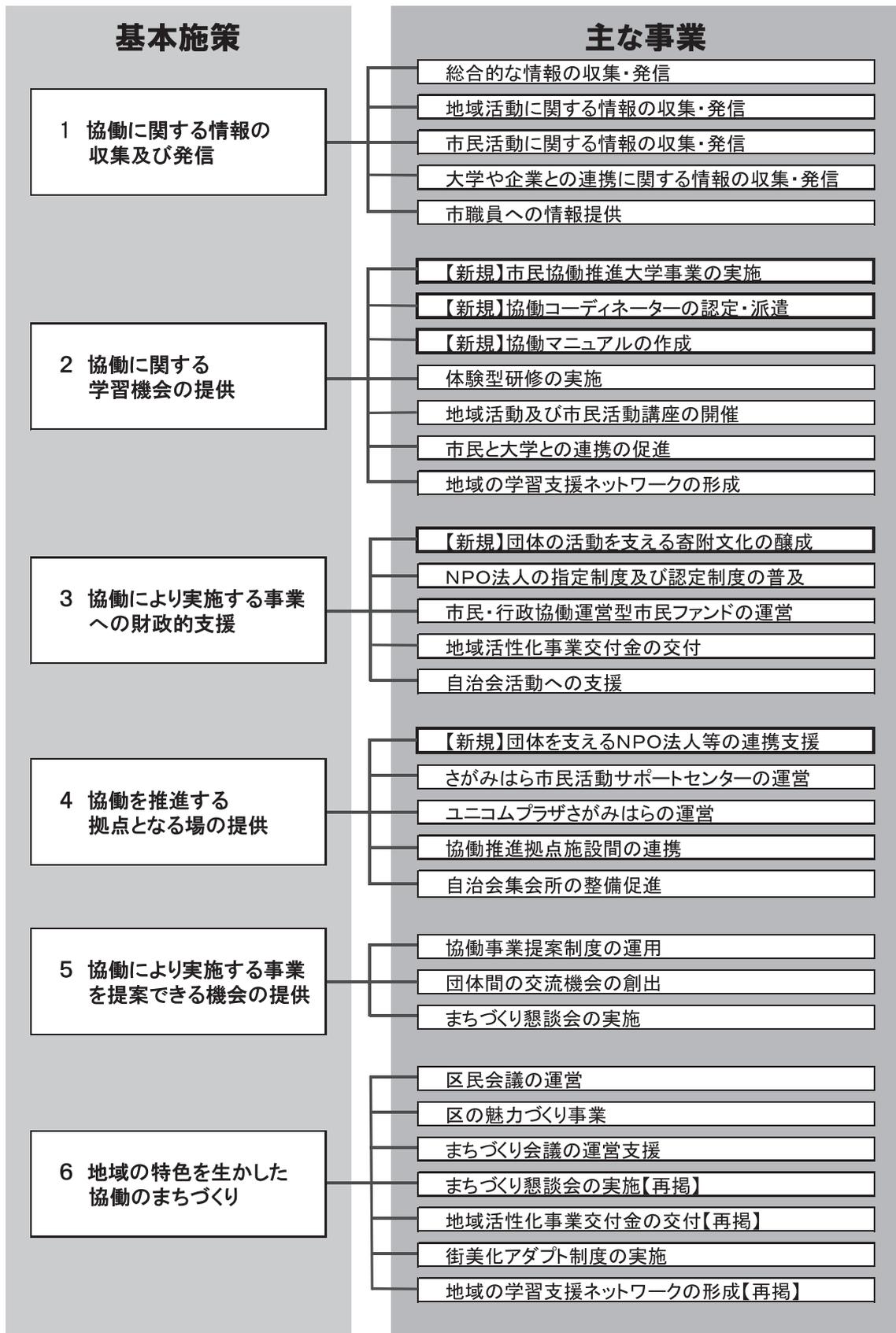
第3章

第4章

第5章

参考資料

体系図



1 推進体制

本計画の施策を総合的かつ計画的に推進するため、学識経験者、関係団体代表者、公募市民で構成する「相模原市市民協働推進審議会」に意見を求めるとともに、市の庁内組織として各関係課長級職員で構成する「市民協働推進会議」において、庁内の横断的な総合調整を行います。

また、市民で構成するまちづくり会議の開催や中間支援組織同士の連携を支援する等、市民と市及び市民と市民の連携を強化します。

2 実効性の確保

本計画における施策の実施に当たっては、次の取組により実効性を確保し、着実に推進します。

本計画の実効性を確保するため、以下のとおり取り組みます。

平成26年度から平成29年度まで

- ① 毎年度、各施策の進捗状況等をまとめます。
- ② 相模原市市民協働推進審議会に報告し、意見を伺います。
- ③ 同審議会における意見を含め、進捗状況等を広報紙やホームページ等を通じて市民に情報提供します。

平成31年度に向けて

- ① 本計画に掲載した内容について、本計画終了年度の前年度である平成30年度に全体の評価を行います。
- ② 社会環境の変化とまちづくりに関わる市民及び市の現状に応じた見直しを行います。

3 今後の研究

協働が推進されたことによる人々の意識や社会の変化等、内面的な効果を測る指標について研究し、評価に取り入れていきます。

參考資料

■相模原市市民協働推進条例（平成24年3月27日条例第6号）

相模原市では、市民がまちづくりの主人公となり、市の発展とともに様々な協働による取組を展開してきました。

地域活動においては、自治会などが中心となり、地域の暮らしを支える担い手として積極的に役割を果たしています。また、福祉、教育、環境など身近な公共の課題が多様化し、複雑化する中で、市民がそれらを自らのこととして受け止め、その解決に向け、自主的な活動を展開するなど、市民活動も活発になっています。

これらの活動をより一層推進するため、個人をはじめ、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、大学、企業などの様々な担い手が手を携え、自らが進んで活動の輪に加わり、皆で支え合う意識の下に、それぞれの役割をもって共に公共を担っていくことが求められています。

相模原市は、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進し、協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、ここに、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、協働について、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、皆で担う地域社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）市民 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動をするものをいいます。
- （2）協働 市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することをいいます。
- （3）地域活動 地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。
- （4）市民活動 市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除きます。

（基本理念）

第3条 市民及び市は、皆で担う地域社会の実現に向けて、人と人との絆（きずな）を大切にするという意識の下、互いに支え合い、助け合い、協働を推進します。

（協働の基本原則）

第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則とし、協働を行います。

- （1）相互理解 相手の立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、相互に理解し合うこと。
- （2）目的共有 協働の目的を明確にし、共有すること。
- （3）役割合意と協力 互いの役割分担について、適切な機会を設け相互の合意により決定し、活動の場における対等な協力関係を形成すること。

- (4) 自立 互いに依存することなく、自主的に行動すること。
- (5) 透明性の確保 常に相互の関係や協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。
(市民の役割)

第5条 市民は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、自らが公共を担うまちづくりの主体であることを認識し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとします。

- 2 市民は、協働について理解を深め、育んでいくよう努めるものとします。
- 3 市民は、地域活動や市民活動の推進に努めるものとします。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、協働に関する施策を計画的に推進し、協働を行うための環境づくりに努めるものとします。

- 2 市は、協働により実施する事業について、企画立案、評価等の過程においても協働により取り組むよう努めるものとします。
- 3 市は、協働を推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとします。

(基本施策)

第7条 市は、協働を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 協働に関する情報の収集及び発信
- (2) 協働に関する学習機会の提供
- (3) 協働により実施する事業への財政的支援
- (4) 協働を推進する拠点となる場の提供
- (5) 協働により実施する事業を提案できる機会の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協働を推進するために必要な施策

(市民協働推進基本計画)

第8条 市長は、この条例の目的を達成し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民協働推進基本計画を策定するものとします。

- 2 市長は、市民協働推進基本計画の策定に当たっては、相模原市市民協働推進審議会の意見を聴くものとします。

(相模原市市民協働推進審議会)

第9条 市長は、協働に関する必要な事項について意見を求めるため、相模原市市民協働推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設けます。

- 2 審議会は、この条例の理念に基づき運営します。
- 3 審議会は、協働に関する市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申します。
- 4 審議会は、協働の推進に関する事項について、市長に提案します。
- 5 審議会は、委員15人以内で組織します。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任は、これを妨げません。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営等について必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

■本市の協働に関する事業等一覧

(平成26年3月末日)

協働を推進するため取り組む事業等

協働に関する情報の収集及び発信	協働を推進する拠点となる場の提供
「さがみはら地域ポータルサイト」の運営 「地域情報紙」の発行支援 自治会掲示板活用促進事業 市民活動団体情報検索システムの運営 「さぼせんナウ」等の市民活動に関する定期情報紙等の発行 ホームページ等による各区の地域情報等の発信 人材バンク(たすかるバンク・いるかバンク)の運用 環境情報センター事業協力者登録制度「エコネットの輪」の運用 フォーラムの開催による地域の活動事例の紹介と情報の共有化(緑区) 生涯学習情報(さがみはら生涯学習のとびら)の運営 学校支援情報システムの運営	さがみはら市民活動サポートセンターの運営 市民・大学交流センター(愛称:ユニコムプラザさがみはら)の運営 自治会集会所の整備促進 ふれあい広場の設置 さがみはら国際交流ラウンジの運営 アートラボはしもの運営 男女共同参画推進センター(愛称:ソレイユさがみ)の運営 相模原市社会福祉協議会ボランティアセンターの運営支援 環境情報センターの運営 各公民館の運営
協働に関する学習機会の提供	協働により実施する事業を提案できる機会の提供
ボランティアチャレンジスクール 市職員への協働に関する研修 新任自治会長研修 NPOに関する講座(会計、広報等)の開催 生涯学習まちかど講座 高齢者の地域活動支援事業	協働事業提案制度 まちづくり懇談会の実施
協働により実施する事業への財政的支援	地域の特色を生かした協働のまちづくり
NPO法人の指定制度及び認定制度の普及 市民・行政協働運営型市民ファンドの運営 地域活性化事業交付金の交付 自治会活動への支援 地域市民まつり助成金の交付 文化芸術発表・交流活動支援事業 男女共同参画に関わる研究活動等の助成事業 老人クラブ育成事業 商店街にぎわいづくり支援事業補助金 自主防災組織への助成制度	区民会議の運営 区の魅力づくり事業 中央区”応援してね”プロジェクト(学生との協働事業) まちづくり会議の運営支援 まちづくり懇談会の実施(再掲) 地域活性化事業交付金の交付(再掲) 街美化アダプト制度の実施 学校と地域の協働推進事業 当麻地区まち育て促進事業 土木事業に係る意見交換の実施

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

協働により取り組まれている事業等

市民の意見等を伺う場	
<p>市民の意見等を伺う制度</p> <p>市政に関する世論調査の実施</p> <p>市政モニター制度の運用</p> <p>わたしの提案制度の運用</p> <p>パブリックコメント制度の運用</p> <p>区民アンケートの実施(中央区)</p> <p>ワークショップ手法を活用したまちづくり※()内は実施年度</p> <p>TDM実施計画策定事業(H10)</p> <p>ひまわり公園の整備(H11)</p> <p>氷川町公園の整備(H12)</p> <p>村富公園の再整備(H13)</p> <p>西橋本2丁目公園の整備(H13)</p> <p>谷口志女竹公園の整備(H14)</p> <p>旭森公園の整備(H16-17)</p> <p>小山公園ニュースポーツ施設整備(H17)</p> <p>豊町あかつき公園(南文化センター跡地)の整備(H17-18)</p> <p>地域福祉計画策定事業(H17)</p> <p>八瀬川ワークショップ(H20)</p> <p>木もれびの森ワークショップ(H19-20)</p> <p>南区無作為抽出による討議会(H22・H25)</p>	<p>公開している審議会・任意設置の委員会等の会議</p> <p>大規模小売店舗立地審議会</p> <p>さがみはら森林ビジョン審議会</p> <p>(仮称)相模原市市民の森検討委員会</p> <p>環境審議会</p> <p>地球温暖化対策推進会議</p> <p>廃棄物減量等推進審議会</p> <p>都市計画審議会</p> <p>街づくり審査会</p> <p>街づくり活動支援会議</p> <p>屋外広告物審議会</p> <p>景観審議会</p> <p>新しい交通システム導入検討委員会</p> <p>開発審査会</p> <p>建築審査会</p> <p>住宅審議会</p> <p>下水道事業審議会</p> <p>市立中学校給食検討委員会</p> <p>社会教育委員会議</p> <p>文化財保護審議会</p> <p>スポーツ推進審議会</p> <p>図書館協議会</p> <p>博物館協議会</p> <p>市史編さん審議会</p> <p>消防賞慰金審査委員会</p> <p>地域防災計画見直し検討会</p> <p>米軍基地返還促進等市民協議会</p> <p>さがみはら文化振興懇話会</p> <p>さがみはら人権施策推進協議会</p> <p>地域福祉計画推進会議</p> <p>障害者自立支援協議会</p> <p>あじさい大学運営委員会</p> <p>地域密着型サービス運営委員会</p> <p>高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会</p> <p>青少年学習センター運営協議会</p> <p>要保護児童対策地域協議会代表者会議</p> <p>食の安全・安心懇話会</p> <p>歯科保健事業推進懇談会</p> <p>新相模原市観光振興計画推進会議</p> <p>人・農地プラン協議会</p> <p>水とみどりの基本計画推進協議会</p> <p>廃棄物処理施設専門家委員会</p> <p>橋本地区TDM(交通需要マネジメント)推進委員会</p> <p>地域公共交通会議</p> <p>総合学習センター運営協議会</p> <p>児童生徒肥満対策運営委員会</p> <p>支援教育推進プラン改定委員会</p> <p>支援教育ネットワーク協議会</p> <p>野外体験教室運営協議会</p> <p>旧石器ハテナ館運営委員会</p> <p>市史編集委員会</p>
<p>公開している審議会・任意設置の委員会等の会議</p> <p>緑区区民会議、中央区区民会議、南区区民会議</p> <p>公民館運営協議会</p> <p>防災会議国民保護協議会</p> <p>情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会</p> <p>特別職報酬等審議会</p> <p>総合計画審議会</p> <p>公共施設マネジメント検討委員会</p> <p>大規模事業評価委員会</p> <p>経営評価委員会</p> <p>土地利用審査会</p> <p>労働報酬等審議会</p> <p>入札監視委員会</p> <p>行政区画等審議会</p> <p>住居表示審議会</p> <p>市民協働推進審議会</p> <p>特定非営利活動法人指定審査会</p> <p>美術館基本構想検討委員会</p> <p>消費生活審議会</p> <p>社会福祉審議会</p> <p>地域保健医療審議会</p> <p>障害者施策推進協議会</p> <p>精神保健福祉審議会</p> <p>自殺対策協議会</p> <p>地域包括支援センター運営協議会</p> <p>国民健康保険運営協議会</p> <p>青少年問題協議会</p> <p>子ども・子育て会議</p> <p>食育推進委員会</p>	<p>公開している審議会・任意設置の委員会等の会議</p> <p>市立中学校給食検討委員会</p> <p>社会教育委員会議</p> <p>文化財保護審議会</p> <p>スポーツ推進審議会</p> <p>図書館協議会</p> <p>博物館協議会</p> <p>市史編さん審議会</p> <p>消防賞慰金審査委員会</p> <p>地域防災計画見直し検討会</p> <p>米軍基地返還促進等市民協議会</p> <p>さがみはら文化振興懇話会</p> <p>さがみはら人権施策推進協議会</p> <p>地域福祉計画推進会議</p> <p>障害者自立支援協議会</p> <p>あじさい大学運営委員会</p> <p>地域密着型サービス運営委員会</p> <p>高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会</p> <p>青少年学習センター運営協議会</p> <p>要保護児童対策地域協議会代表者会議</p> <p>食の安全・安心懇話会</p> <p>歯科保健事業推進懇談会</p> <p>新相模原市観光振興計画推進会議</p> <p>人・農地プラン協議会</p> <p>水とみどりの基本計画推進協議会</p> <p>廃棄物処理施設専門家委員会</p> <p>橋本地区TDM(交通需要マネジメント)推進委員会</p> <p>地域公共交通会議</p> <p>総合学習センター運営協議会</p> <p>児童生徒肥満対策運営委員会</p> <p>支援教育推進プラン改定委員会</p> <p>支援教育ネットワーク協議会</p> <p>野外体験教室運営協議会</p> <p>旧石器ハテナ館運営委員会</p> <p>市史編集委員会</p>

各団体との協定の締結	
災害	観光・文化
災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定	相模湖観光案内所の管理運営に関する基本協定 藤野観光案内所の管理運営に関する基本協定
災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の協力に関する協定	文化促進協定 アートラボはしもとに関する基本協定
災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	まちづくり
災害時における霊きゆう車自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定	相模原市における自治会への加入促進に関する協定
救護所における災害時医療救護活動に関する協定	相模原市における自治会連合会と相模原市との連携基本協定
災害時における医療救護活動に関する協定	さがみはら市民活動サポートセンターの管理運営に関する基本協定
災害時における要援護障害者のための福祉避難所の協力に関する協定	相模原市協働事業提案制度運用事業に関する基本協定
「災害時における要援護高齢者等の受け入れに関する協定」	相模原市市民・行政協働運営型市民ファンドの運営に関する基本協定
災害時における応急給水に関する協定	環境・美化
災害時の動物救護活動に関する協定	グリーンプラザさがみはら管理協定
災害時における所有者不明動物の救護活動に関する協定	環境保全に関する協定
災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定	森づくりパートナーシップ協定
地震等大規模災害時における被災建物の解体等に関する協定	相模原市不法投棄防止パートナーシップ協定
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	県道54号(相模原愛川)[相模原市田名地内]道路美化活動に伴う維持管理に関する覚書
災害時における応援に関する協定	産業雇用・農業・商業
災害時における相模湖遊船協同組合の協力に関する協定	STEP50協定
災害時における津久井湖遊船協会の協力に関する協定	東京家政学院大学と相模原市の連携による地域産業活性化に関する協定
宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する協定	青山学院大学と相模原市の連携による地域産業活性化に関する協定
防犯	東京工業高等専門学校と相模原市の連携による地域産業活性化に関する協定
「走るこども110番の家」運用に関する協定	北里大学と相模原市の連携による地域産業活性化に関する協定
保健・医療・福祉	相模原市と株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂との地域活性化包括連携協定
自殺対策事業における協力に関する協定	相模原市とイオン株式会社との包括連携協定
自殺対策の取組の相互協力に関する協定	新都市農業推進協定
地域の見守り活動に関する協定	農業生産法人以外の法人の農業参入に関する協定
子育て	水産多面的機能発揮対策事業に関する協定
子育てガイド発行に関する協定	その他
	相模原市慰霊塔参道内に存する維持管理に関する協定
	相模原市における空き家対策に関する協定
	グリーンカレッジつくいに関する協定

各分野における事業（終了事業も含めて掲載）	
保健・医療・福祉	まちづくり
【(協)H23-25】市民による市民のための成年後見まちづくり事業 【(協)H24-】路上生活者等自立支援事業 【(協)H25】職場体験事業 【(協)H25-】介護予防と家族支援を主体とした地域リハビリテーション推進事業 ふれあい・いきいきサロン	【(協)H21】市民活動団体の自立した組織化を支援する事業 【(協)H21-23】市民活動PR事業 【(協)H22-24】地域コミュニケーション活性化事業
子育て・教育	環境・美化
【(協)H21-23】動物ふれあい教育事業 【(協)H22-24】親子が集うコミュニティひろば事業 【(協)H22-24】LD、PDD対象放課後クラブ事業 【(協)H22-24】絵本コンサート事業 【(協)H22-24】理科実験支援事業 【(協)H23-25】ブックチャンス事業 【(協)H24】子育てコンシェルジュ事業 【(協)H24-】「さがみはら冒険遊び場(プレイパーク)」事業 【(協)H24】相模原の環境学習推進事業 【(協)H25-】子育てサロン&交流広場(協) 【(協)H25】携帯メルマガを活用したプッシュ型情報配信による孤育て・産後うつ・乳幼児虐待の予防解消事業 ふれあい・子育てサロン ふれあい親子サロン事業 学校と地域の協働推進コーディネーター派遣 子ども安全見守り活動への支援 さがみはら中学生職場体験支援事業 布えほん展 おはなし会	【(協)H21-23】おもちゃの病院支援事業 【(協)H21-23】林地団地化事業 【(協)H21】境川案内ハンドブックの作成 【(協)H21】森林再生・活用事業 【(協)H22-24】相模原市に市民おひさま発電所を作ろう～太陽光発電普及への市民参加の仕組みづくり～ 【(協)H23】愛犬も愛される街に!“犬のフンは持ち帰ろう” 【(協)H23-25】潤水都市の森づくり実現検討事業 【(協)H25】長竹・稲生エコ発電事業 【(協)H25-】津久井の間伐材で森林を再生する商品開発事業 さがみはら環境まつり 自然環境観察員制度 相模原の環境をよくする会 さがみはら地球温暖化対策協議会 「木もれびの森」案内ハンドブックの作成 エコショップ等認定制度 相模原市ごみ分別アプリ協働開発等事業
生涯学習	産業雇用・農業・商業
【(協)H22】あじさい大学運営事業 【(協)H22-24】市民講座の創造 文化財調査・普及員との協働 市民ボランティアと協働した博物館活動の推進	【(協)H21】地域若者サポートステーションの開設事業 【(協)H21-23】学びなおし塾 【(協)H21-23】農業資源活用事業 【(協)H22-24】就職希望者対象コンピュータ実務教育事業～IT弱者からの脱却～ 【(協)H25-】津久井地域の自然や農業資源を活用した観光農業による地域振興と若者の農事業への参加ならびに就農支援事業
観光・文化・スポーツ	その他
【(協)H22】自然体験活動指導者育成事業 【(協)H25】自然体験活動指導者育成事業 【(協)H22-24】小原宿活性化管理事業 【(協)H24-26】藤野の歴史的建造物めぐり事業 【(協)H25】相模原市立博物館情報ネットワークセンター事業みんなで作る相模原「知的探求散策アルバム」 【(協)H25】吉野宿ふじや活性化事業 総合型スポーツクラブ推進事業 観光人材育成事業	【(協)H24-】相模原市民あんしん家計相談の新設 【(協)H25-】猫の譲渡会と相談会in相模原 平和思想普及啓発事業 男女共同参画推進員との協働 がん検診受診促進パートナー コミュニティバス運行事業 乗合タクシー運行事業 相模原市木造住宅耐震補助制度連絡調整会

※(協)…協働事業提案制度を通じて実施された事業

※H●-●…事業実施年度(単年度のみの実施はH●、継続中の事業はH●-)

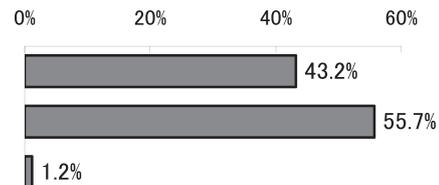
■市民協働のまちづくりに関する意識調査 結果概要

回答者の属性

1 性別

N=1,446

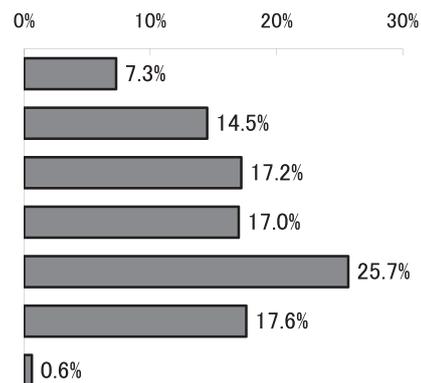
	回答件数	比率
男性	624	43.2%
女性	805	55.7%
無回答	17	1.2%
合計	1,446	100.0%



2 年齢

N=1,446

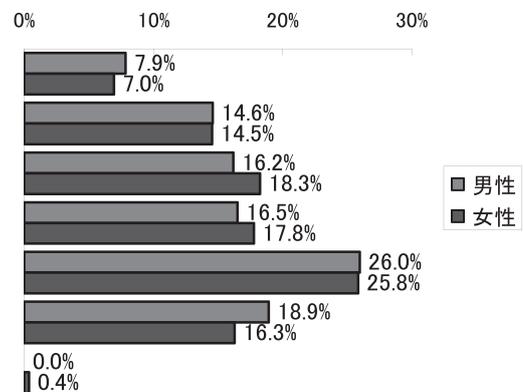
	回答件数	比率
20～29歳	106	7.3%
30～39歳	209	14.5%
40～49歳	249	17.2%
50～59歳	246	17.0%
60～69歳	372	25.7%
70歳以上	255	17.6%
無回答	9	0.6%
合計	1,446	100.0%



性・年齢別

N=1,446

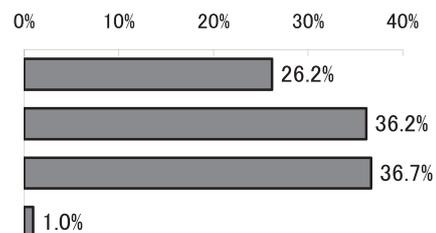
	男性		女性	
	件数	比率	件数	比率
20歳代	49	7.9%	56	7.0%
30歳代	91	14.6%	117	14.5%
40歳代	101	16.2%	147	18.3%
50歳代	103	16.5%	143	17.8%
60歳代	162	26.0%	208	25.8%
70歳以上	118	18.9%	131	16.3%
無回答	0	0.0%	3	0.4%
合計	624	100.0%	805	100.0%



3 区別

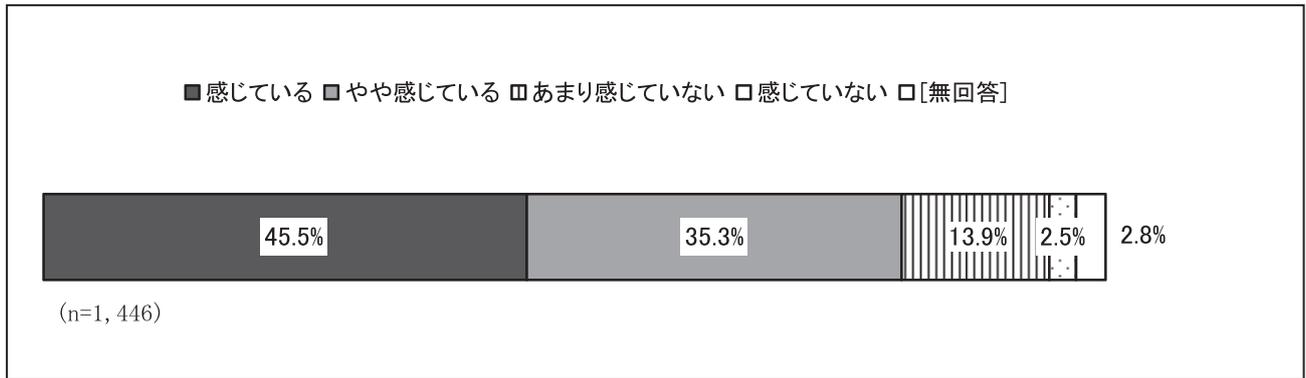
N=1,446

	回答件数	比率
緑区	379	26.2%
中央区	523	36.2%
南区	530	36.7%
地域不明	14	1.0%
合計	1,446	100.0%

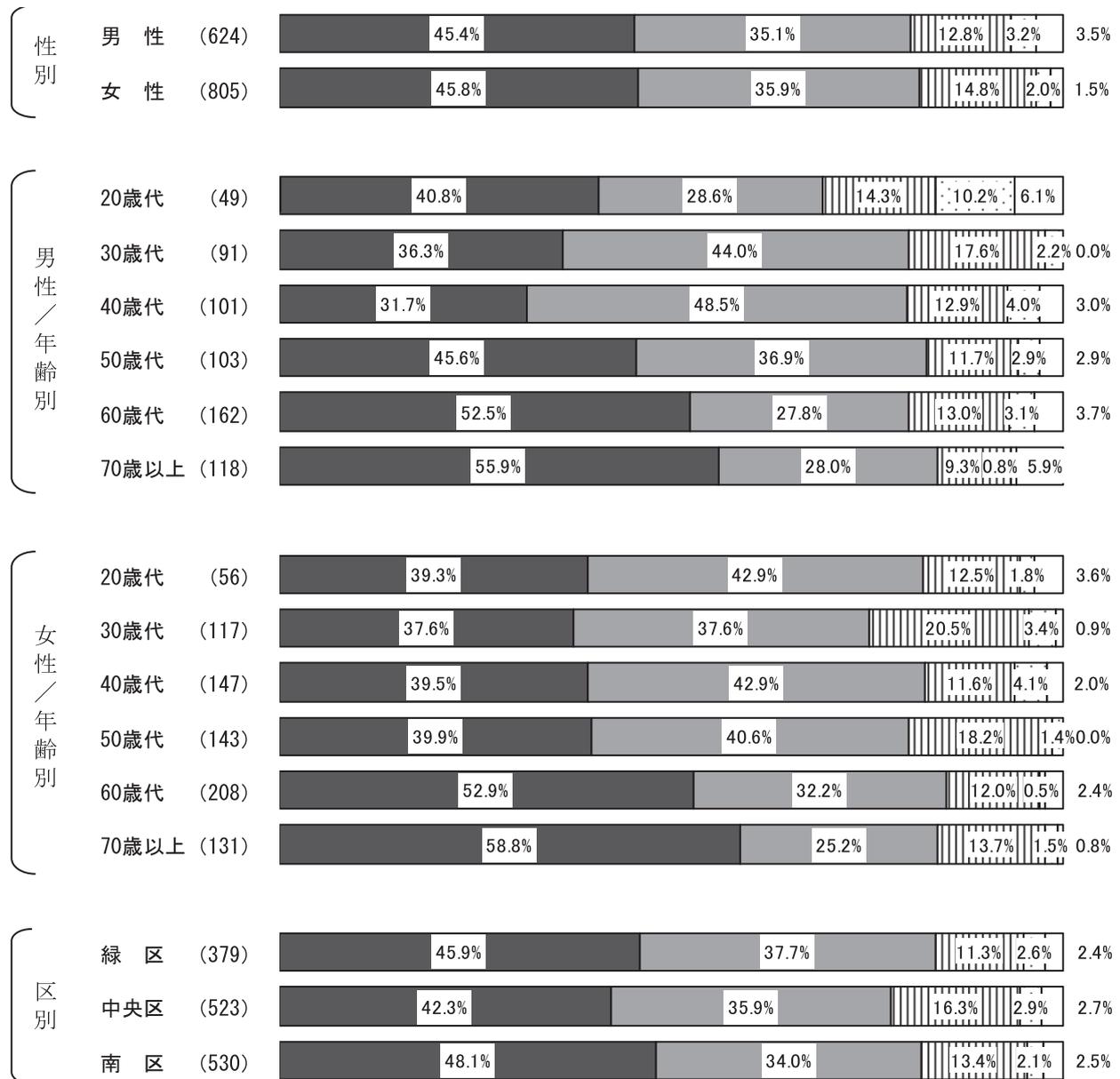


1 住んでいる地域への愛着や親しみ

設問 あなたはお住まいの地域に愛着や親しみを感じていますか。



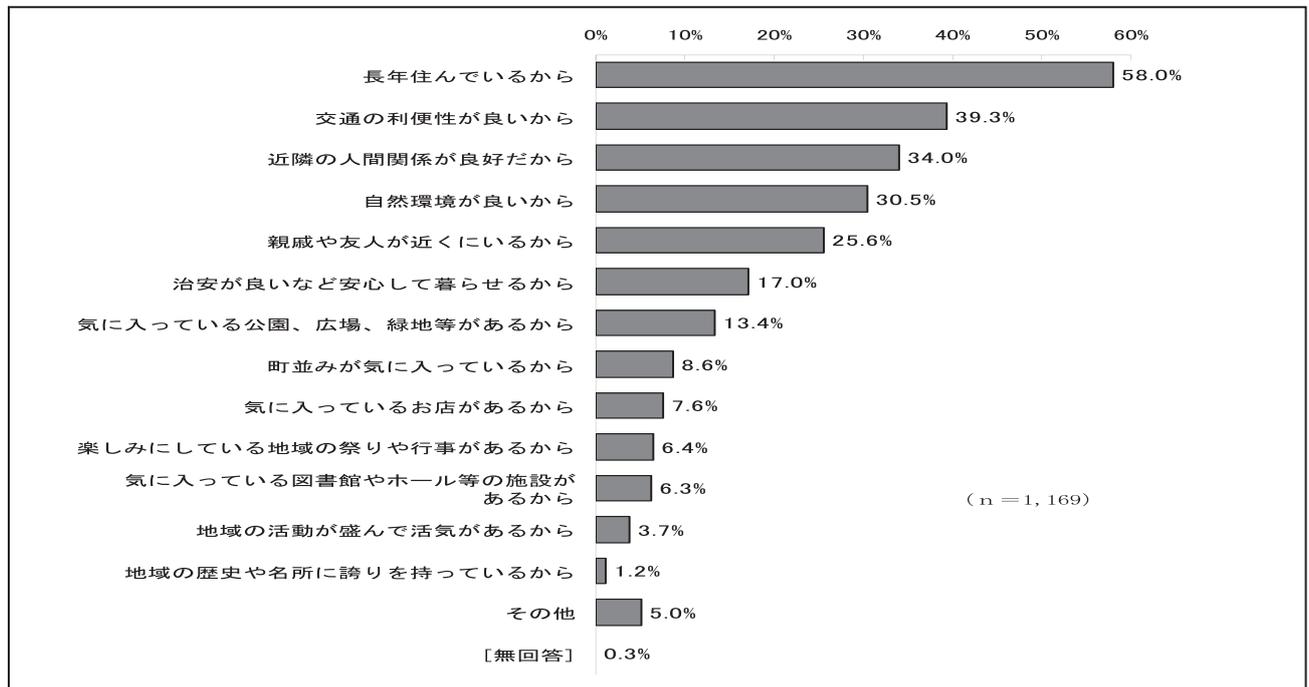
<性別・性／年齢別・区別結果>



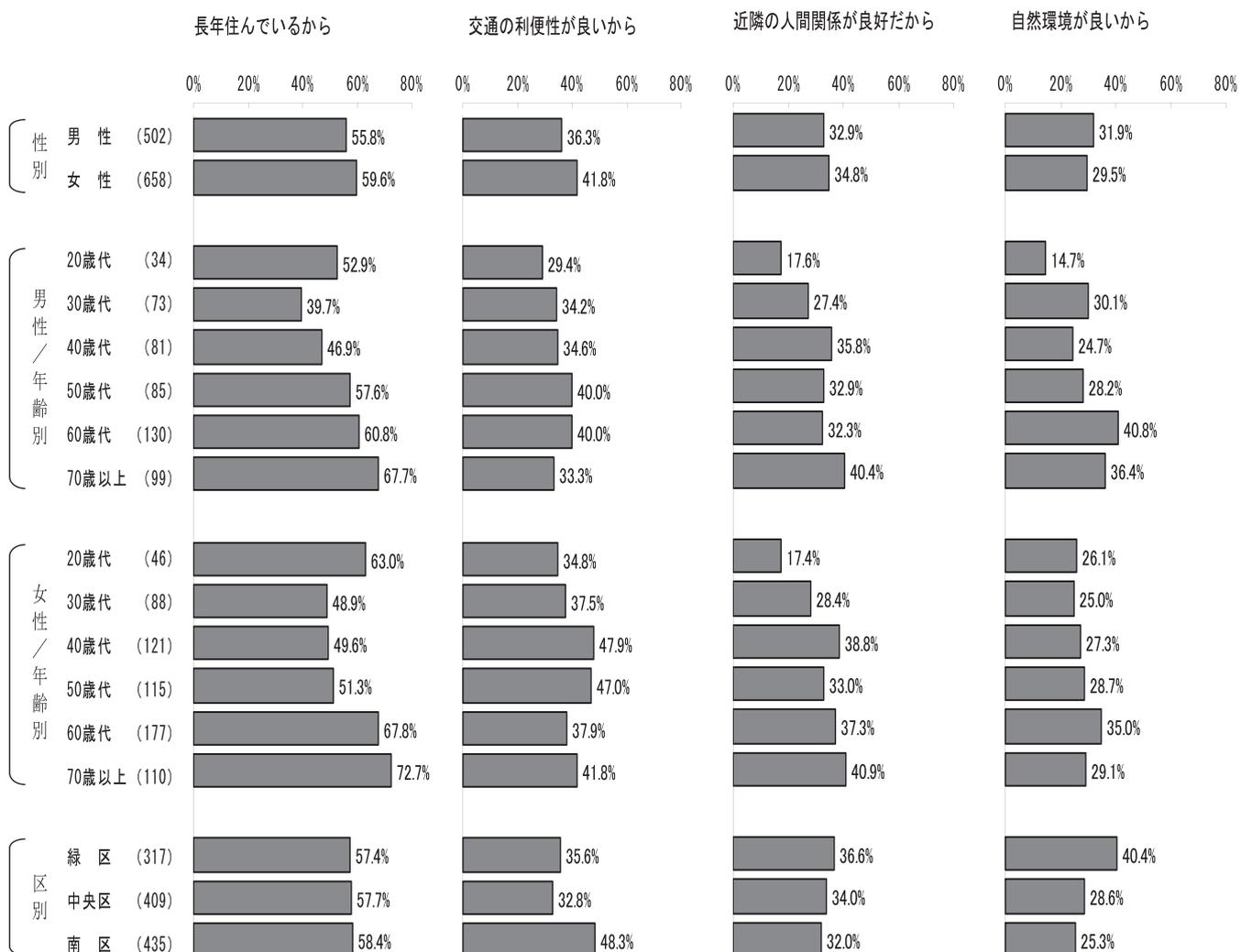
2 愛着や親しみを感じている理由

設問 <<1で、「感じている」又は「やや感じている」とお答えの方に>>

愛着や親しみを感じている理由は何ですか。(選択は主なものを3つ以内)

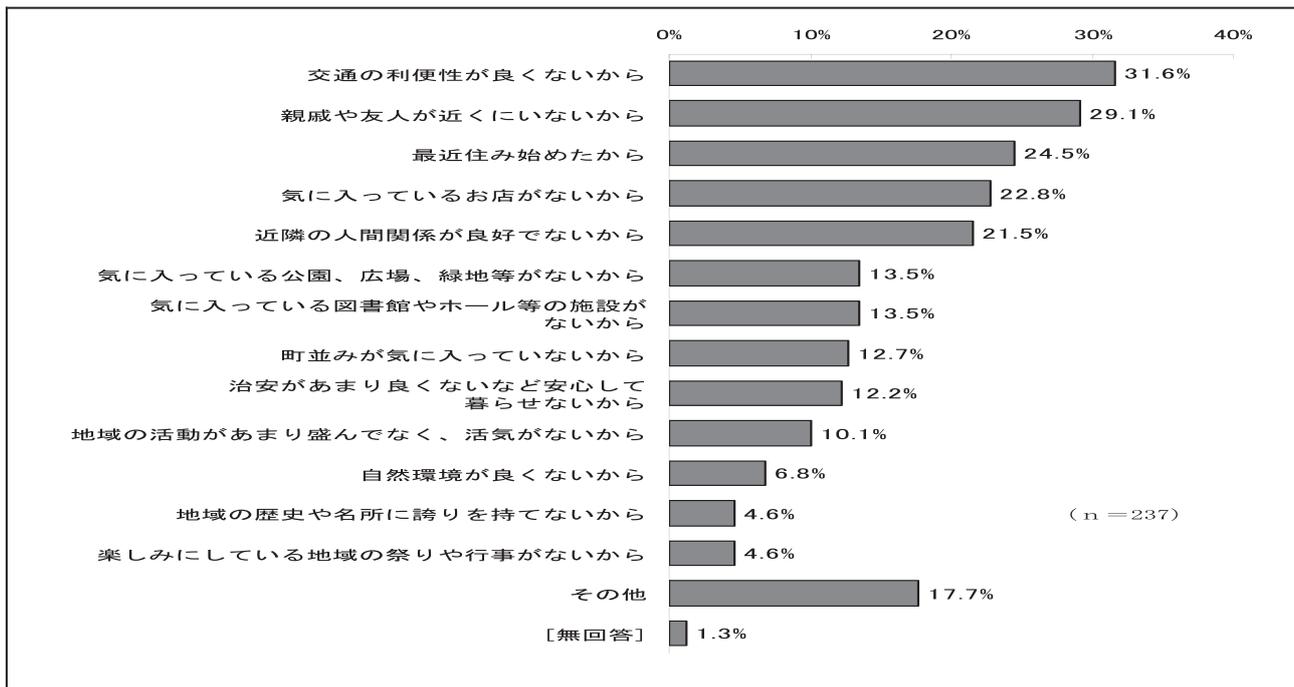


<性別・性/年齢別・区別結果> (上位4項目)

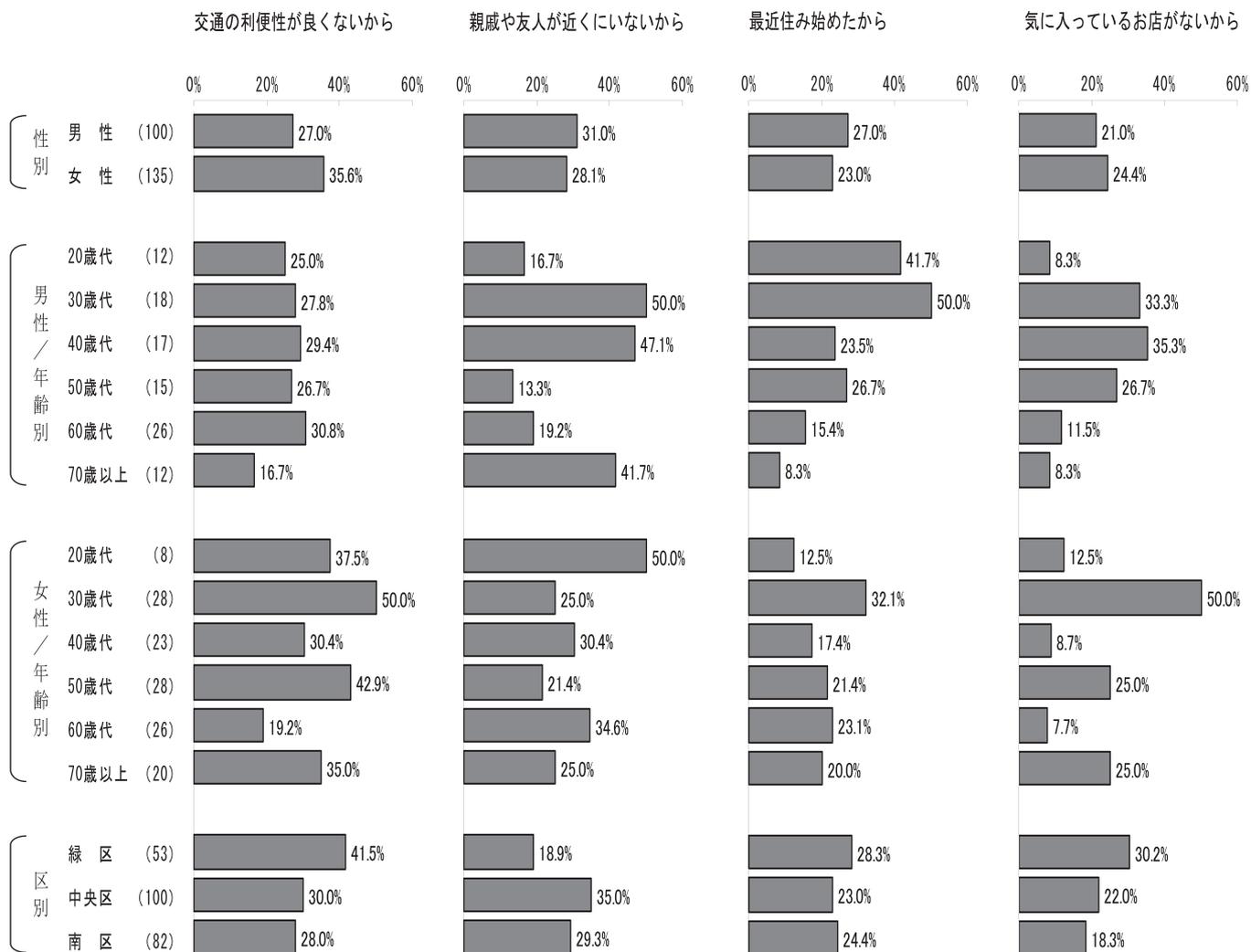


3 愛着や親しみを感じていない理由

設問 《1で、「あまり感じていない」又は「感じていない」とお答えの方に》
愛着や親しみを感じていない理由は何ですか。(〇は主なものを3つ以内)

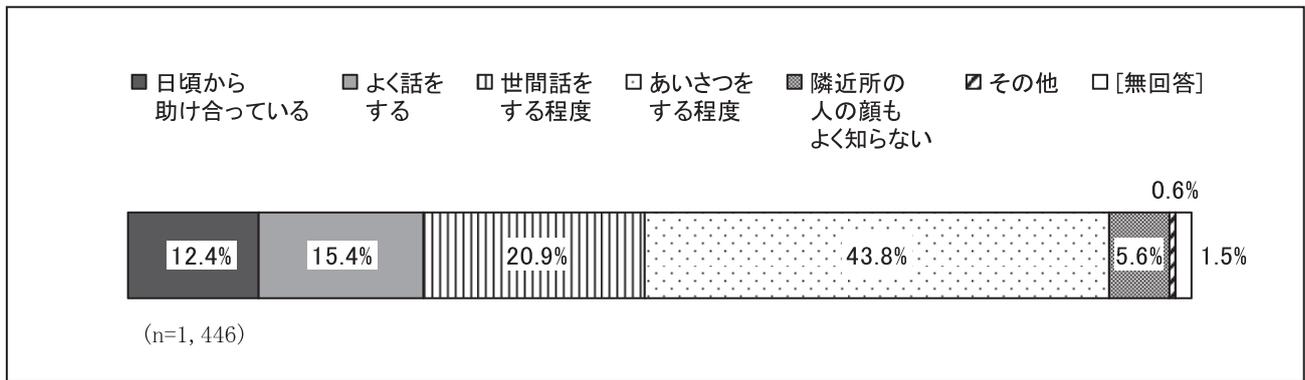


<性別・性／年齢別・区別結果> (上位4項目)

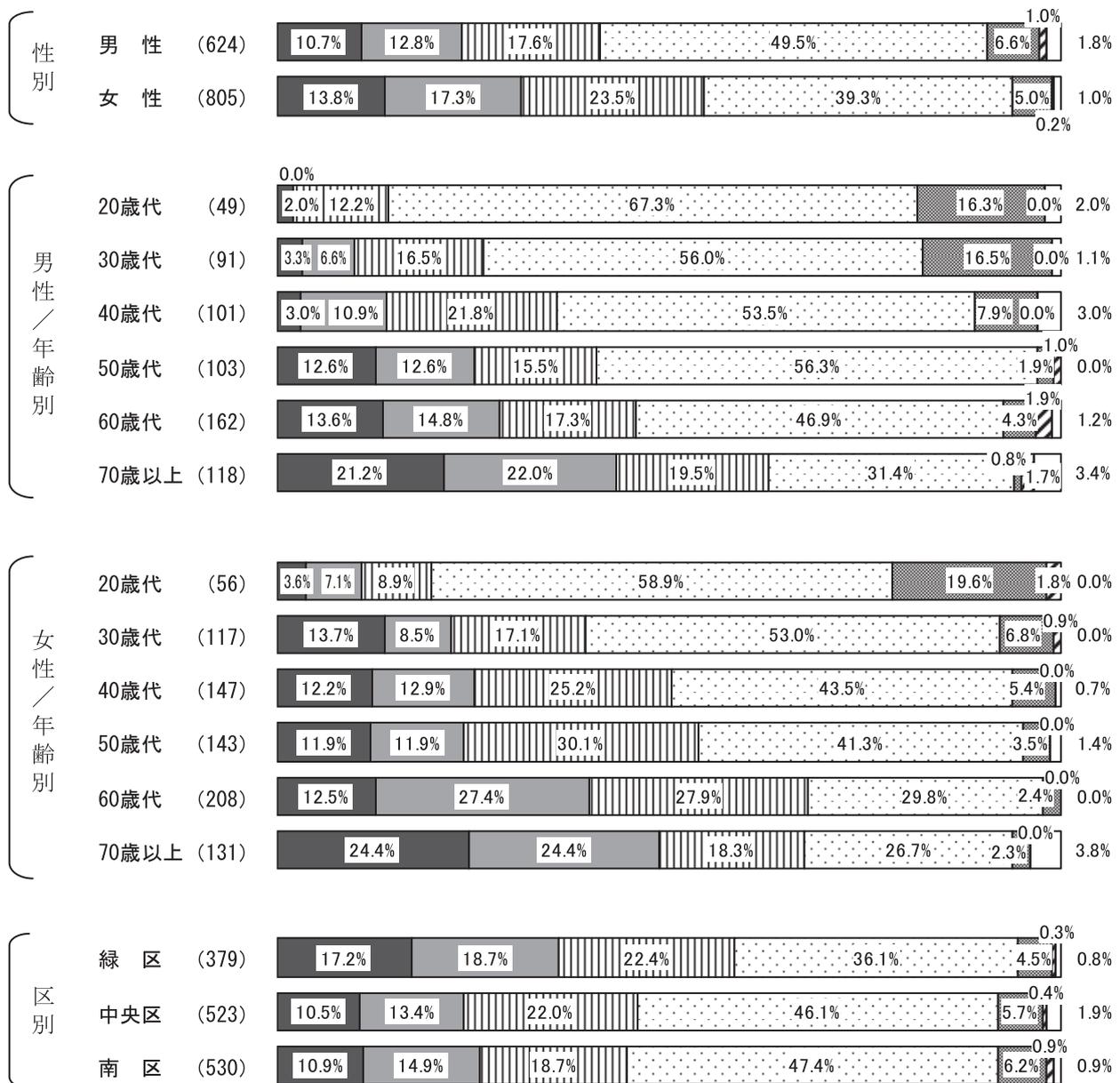


4 近所付き合いの程度

設問 現在、あなたはご近所の方とどの程度の付き合いをされていますか。

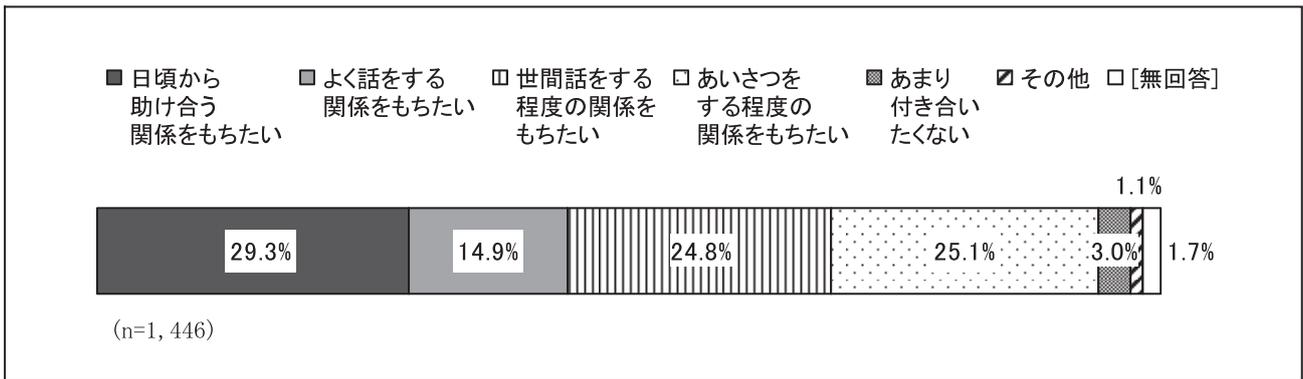


<性別・性／年齢別・区別結果>

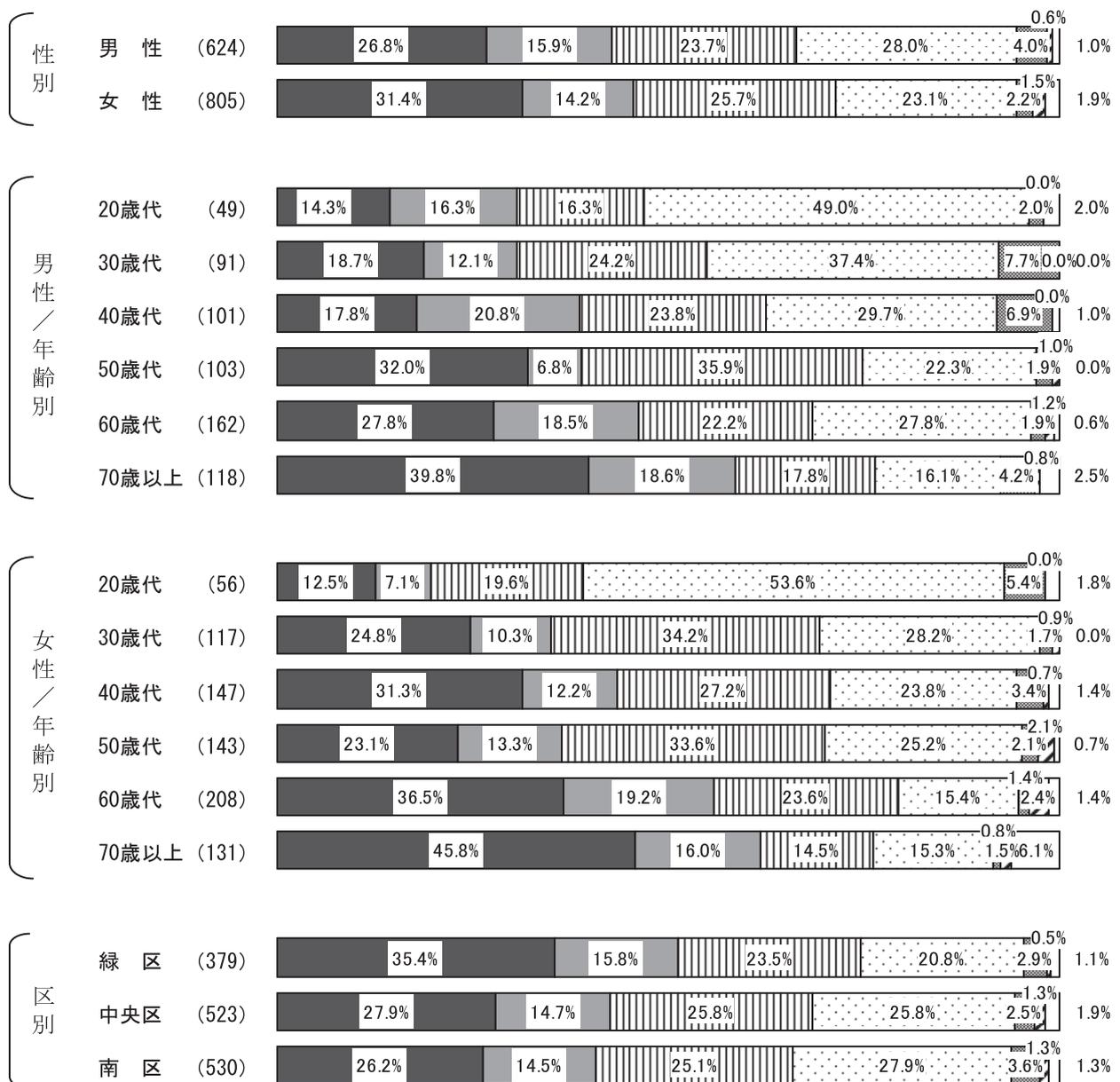


5 近所付き合いの望ましい程度

設問 今後、あなたはどのようにご近所の方と付き合いをされたいですか。

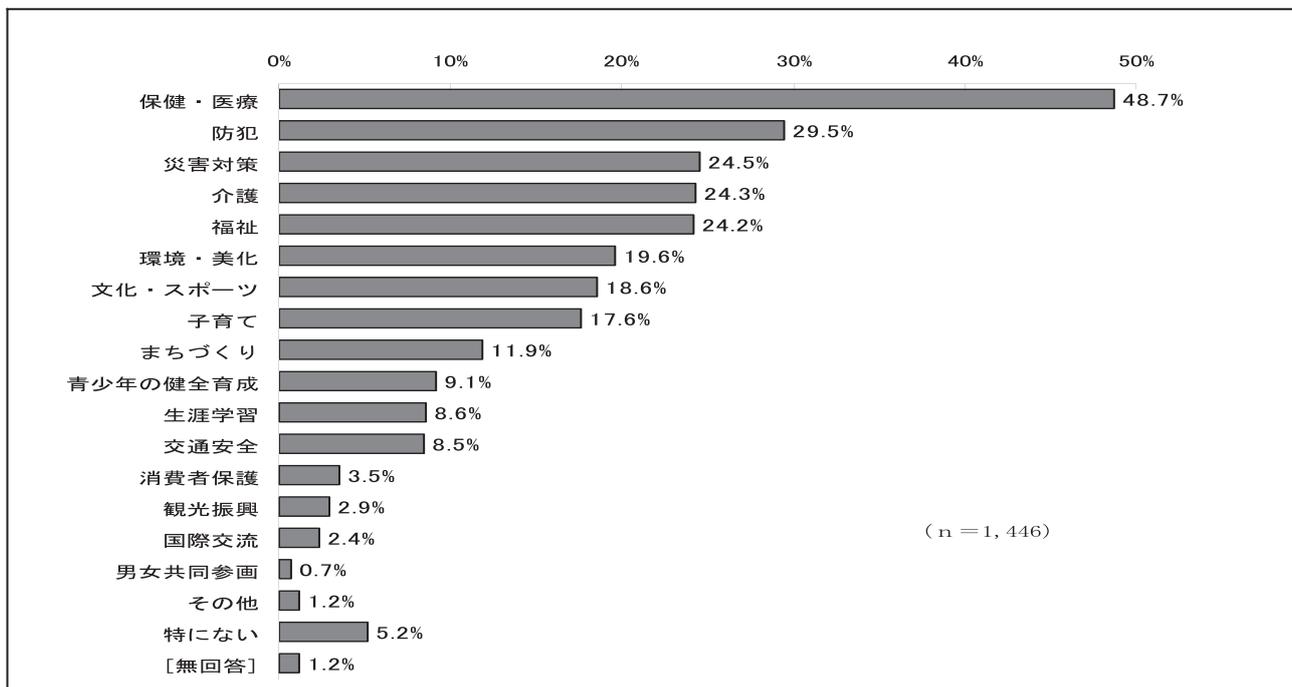


<性別・性／年齢別・区別結果>

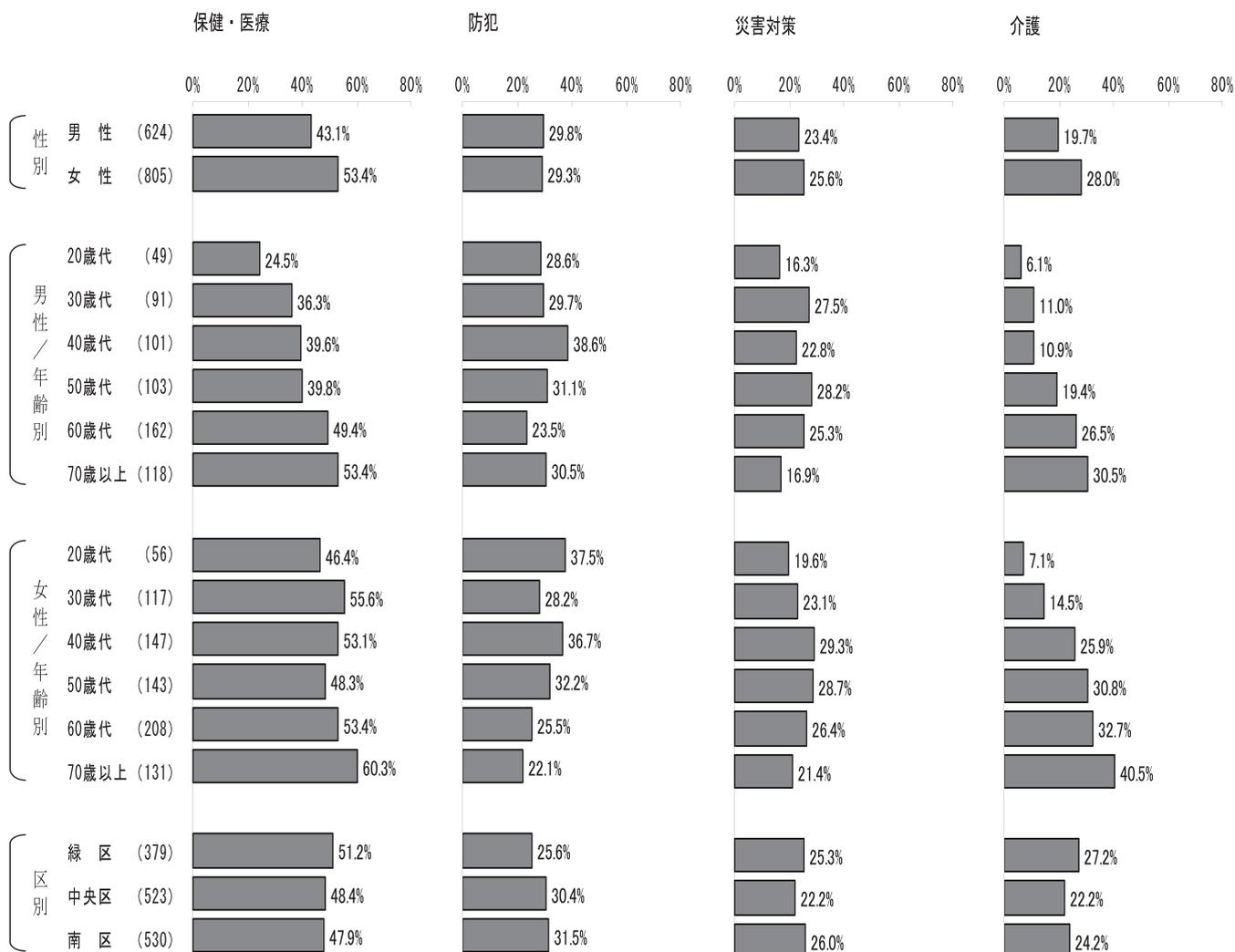


6 地域や公共の課題の中で関心のあるもの

設問 あなたが地域や公共の課題の中で、関心のあるものは何ですか。(〇は主なものを3つ以内)

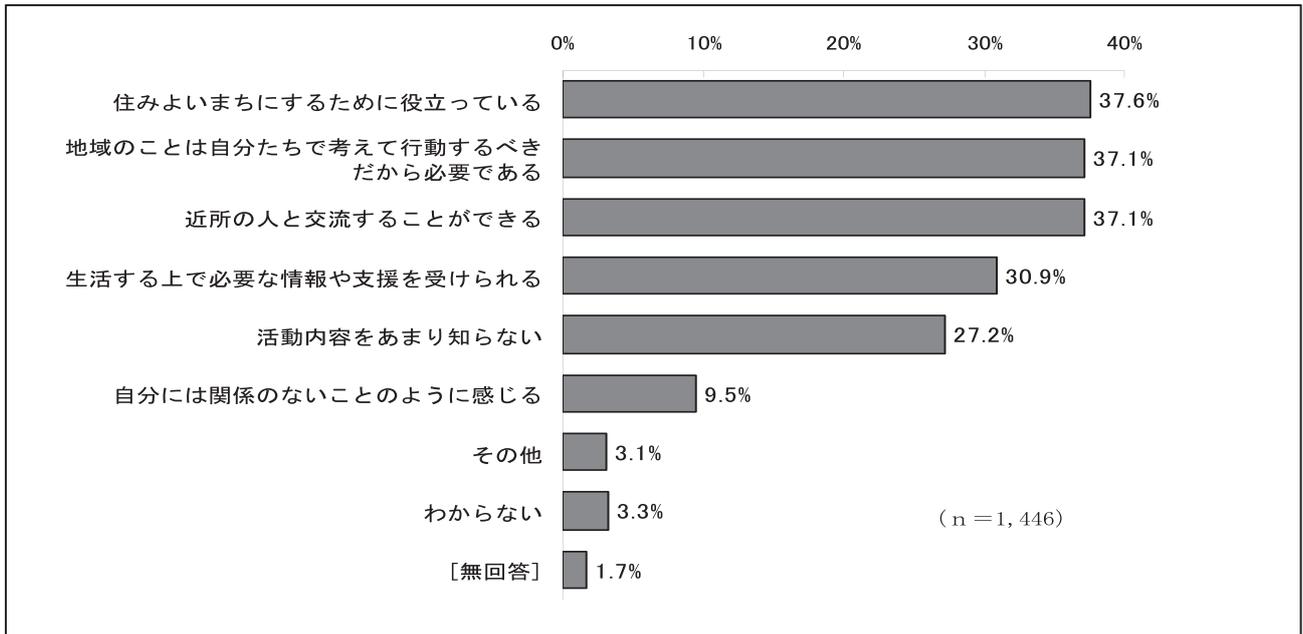


<性別・性/年齢別・区別結果> (上位4項目)

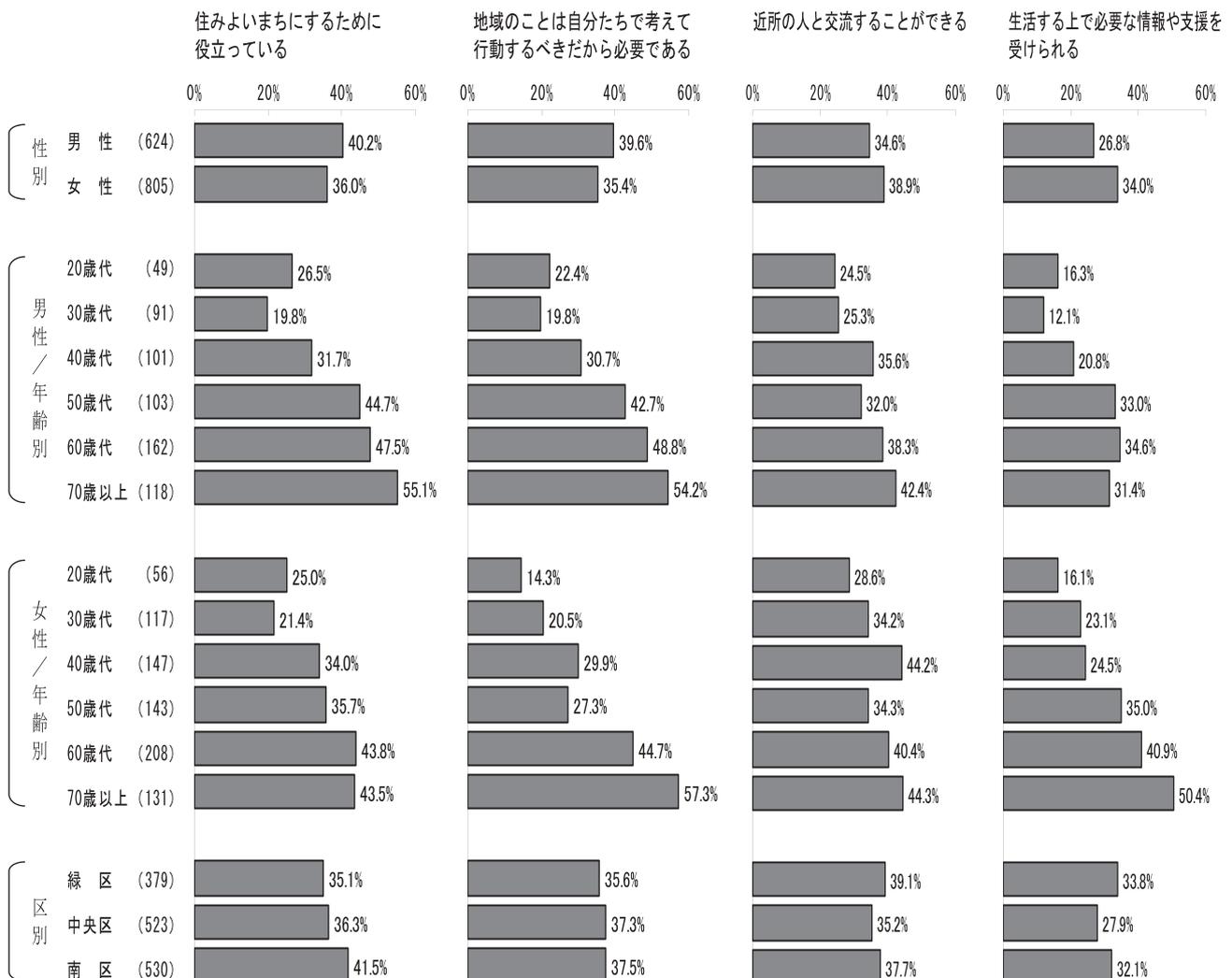


7 地域活動についてどう考えるか

設問 あなたは自治会や子ども会、老人クラブ、PTA、消防団などの地域活動についてどのように思いますか。(選択は主なものを3つ以内)

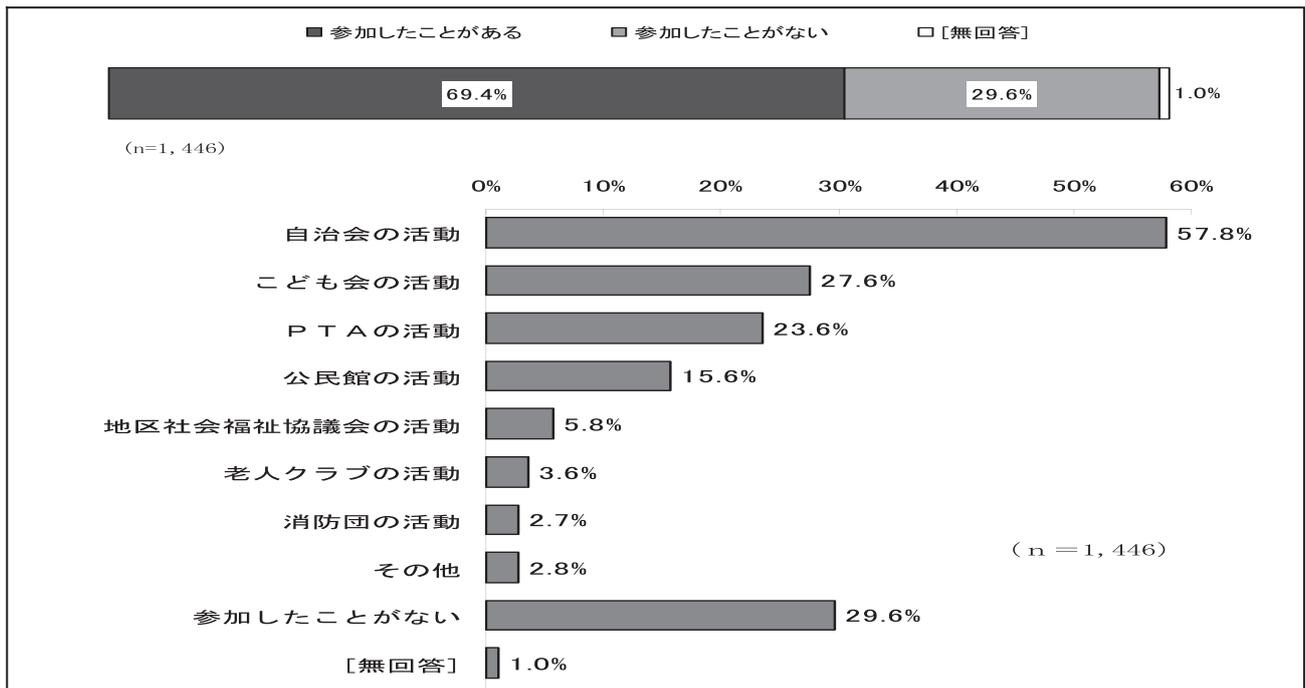


<性別・性／年齢別・区別結果> (上位4項目)

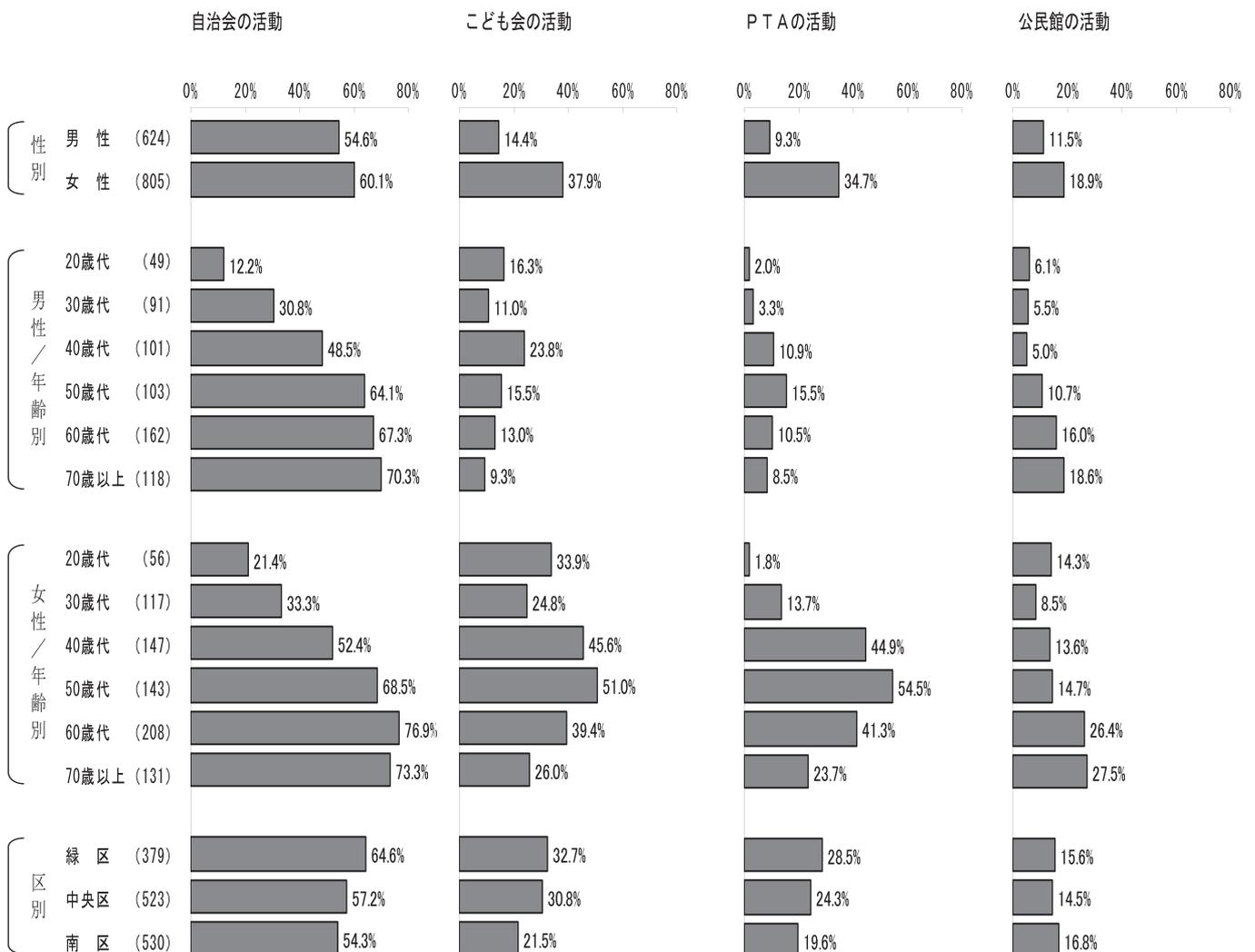


8 参加したことがある地域活動

設問 あなたが参加したことがある地域活動をお選びください。(〇はいくつでも)



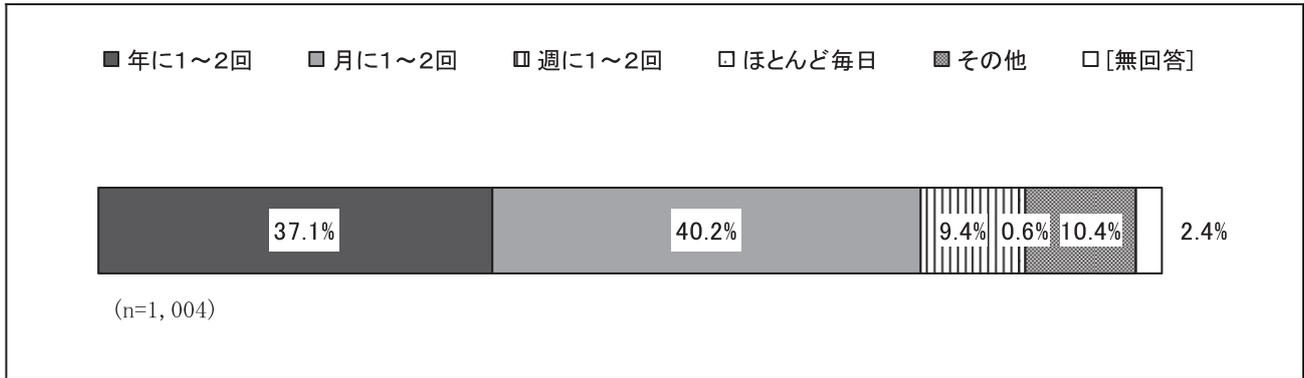
<性別・性/年齢別・区別結果> (上位4項目)



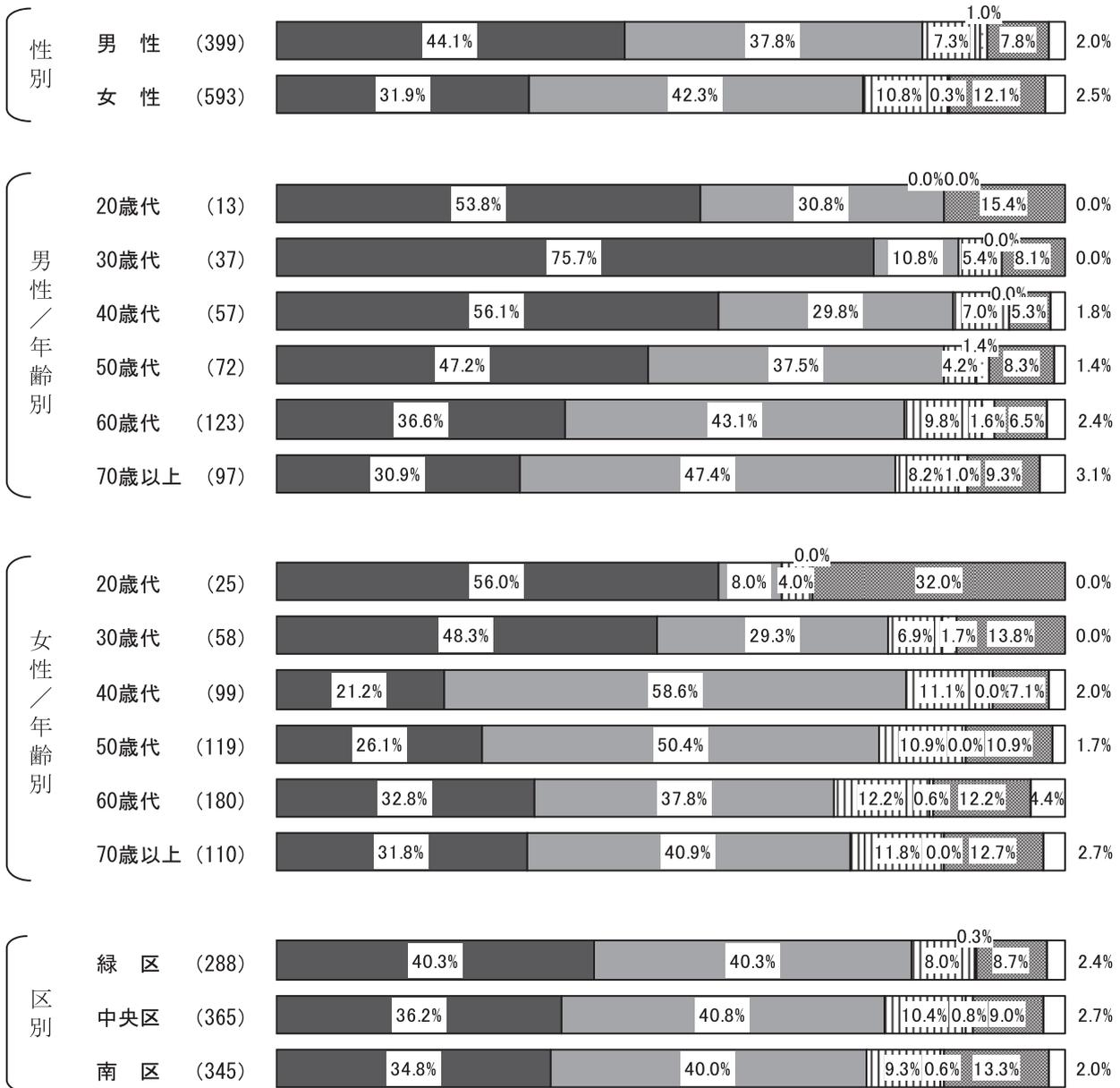
9 地域活動への参加頻度

設問 <<8で、参加したことがあるとお答えの方に>>

あなたはどのくらいの割合で地域活動に参加しましたか。



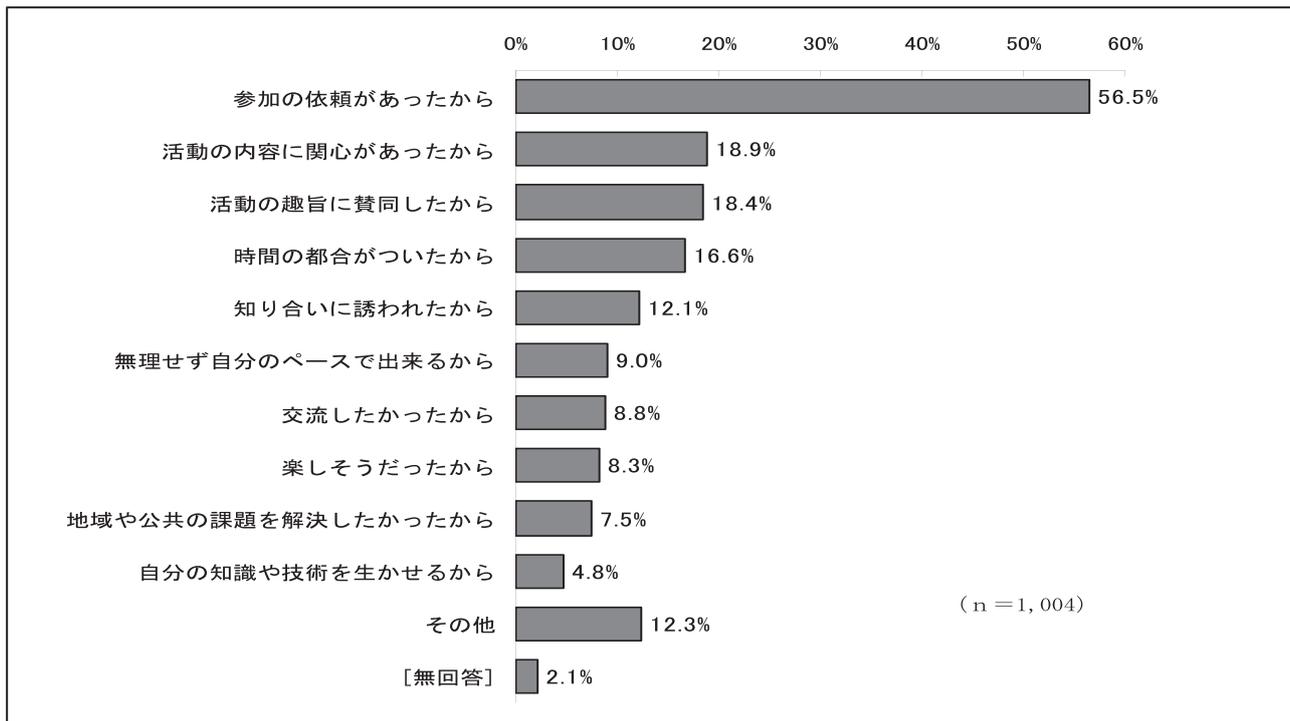
<性別・性/年齢別・区別結果>



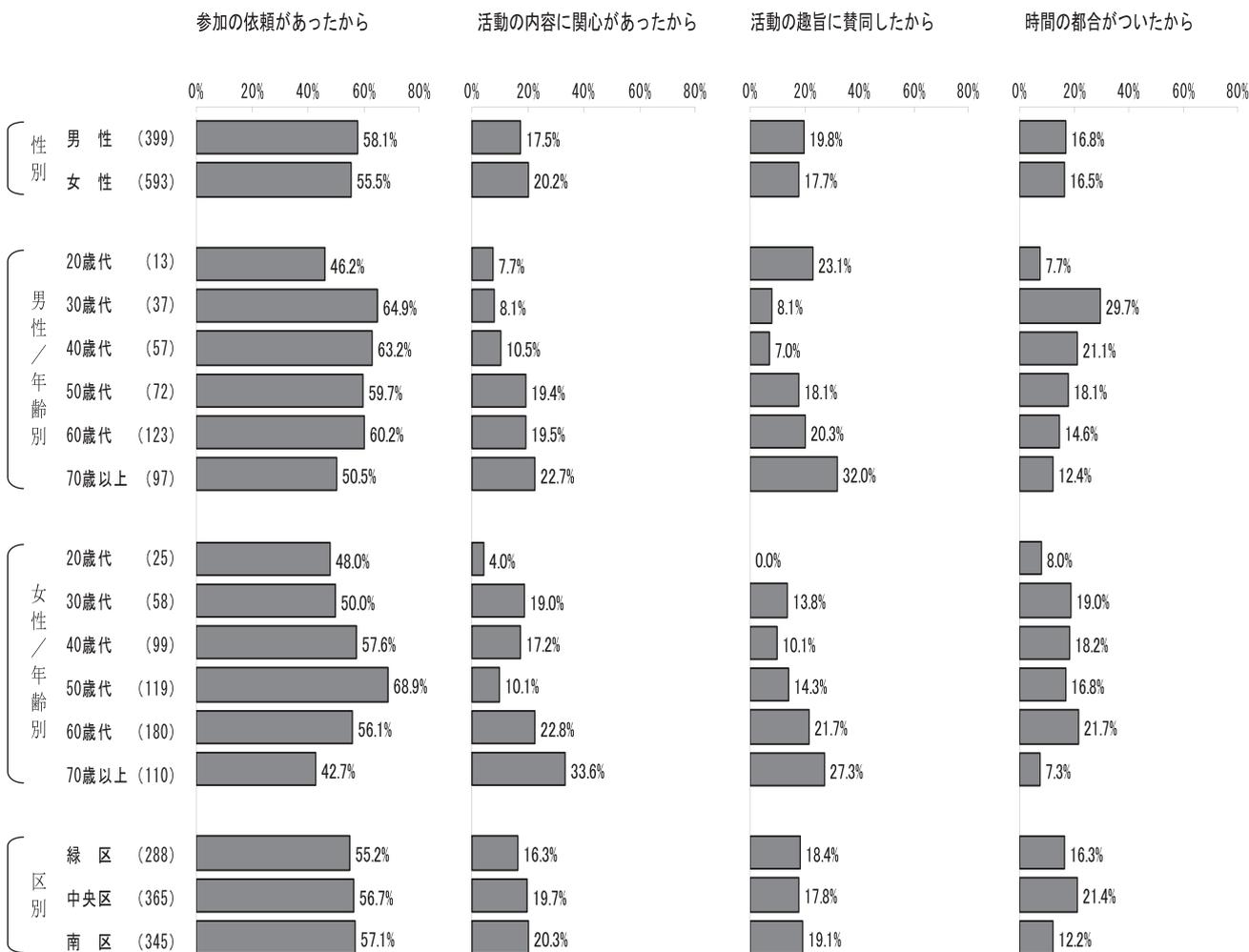
10 地域活動に参加した理由

説問 <<8で、参加したことがあるとお答えの方に>>

地域活動に参加したのはどのような理由ですか。(選択は主なものを3つ以内)



<性別・性/年齢別・区別結果> (上位4項目)

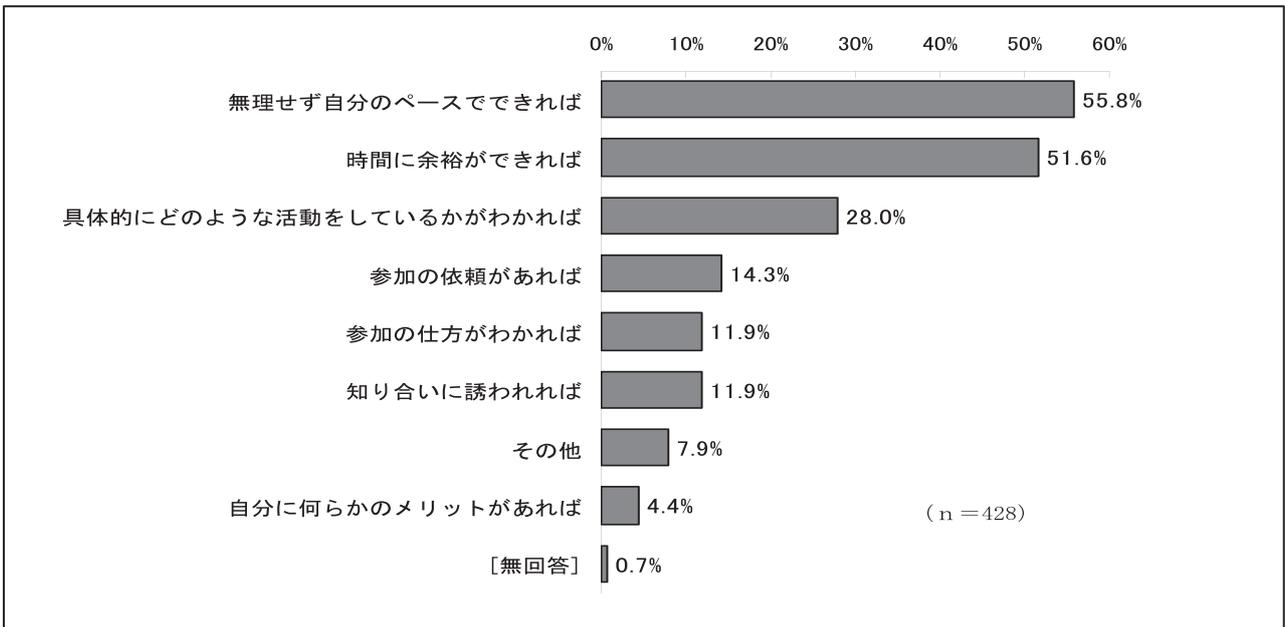


1-1 地域活動に参加したことがない方が、今後参加してもよいと思う条件

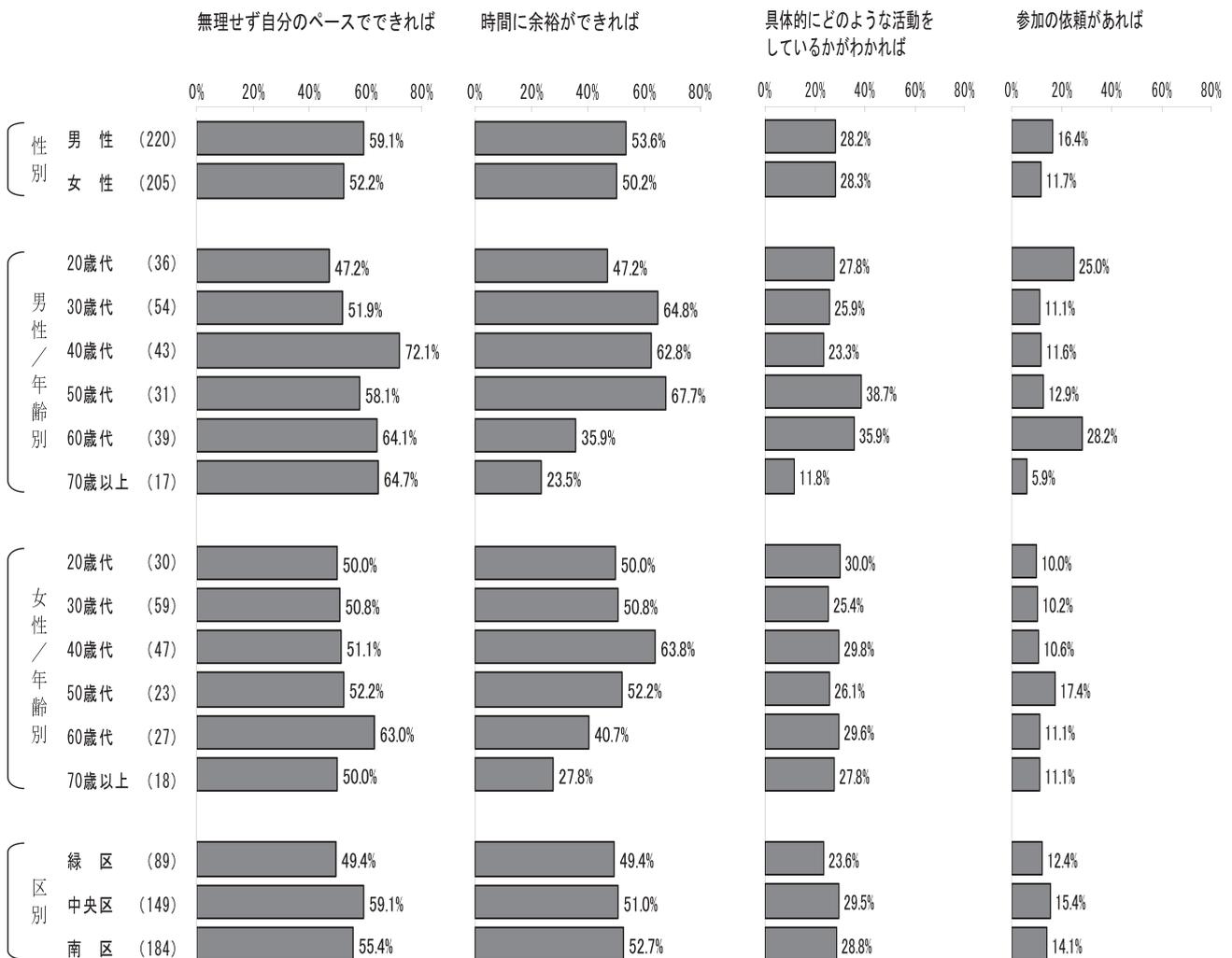
設問 <<8で、参加したことがないとお答えの方に>>

今後どのような条件が整えば、地域活動に参加してもよいと思いますか。

(選択は主なものを3つ以内)



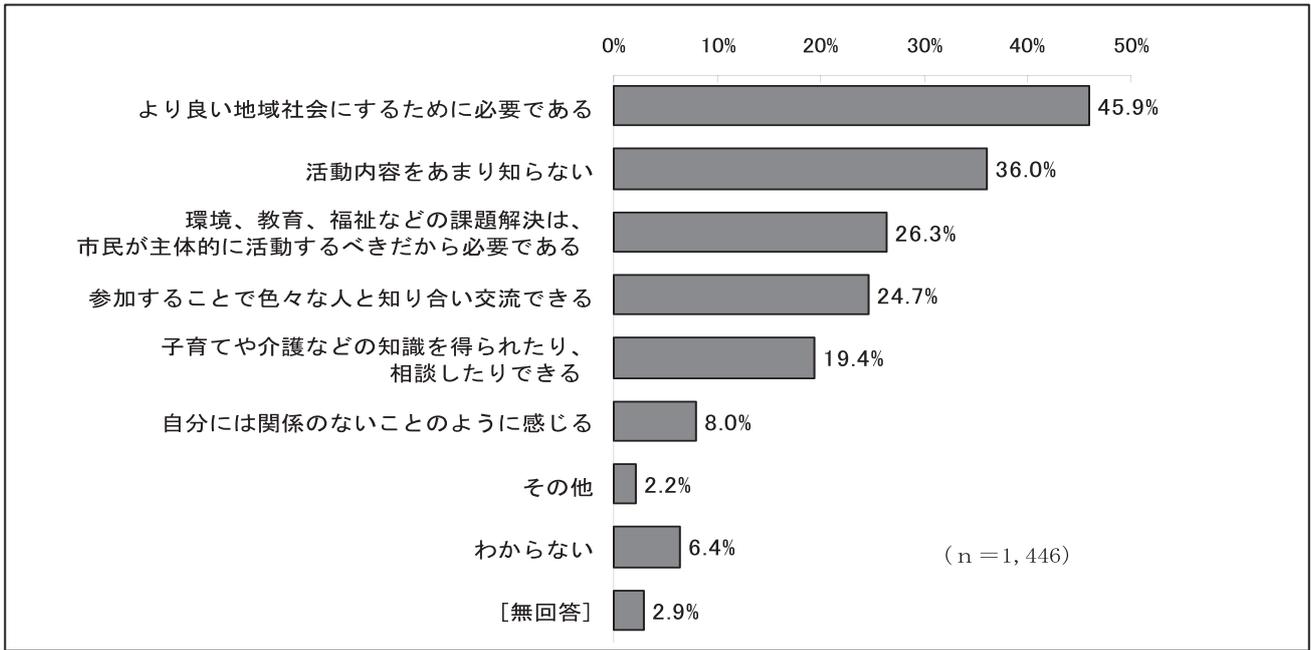
<性別・性/年齢別・区別結果> (上位4項目)



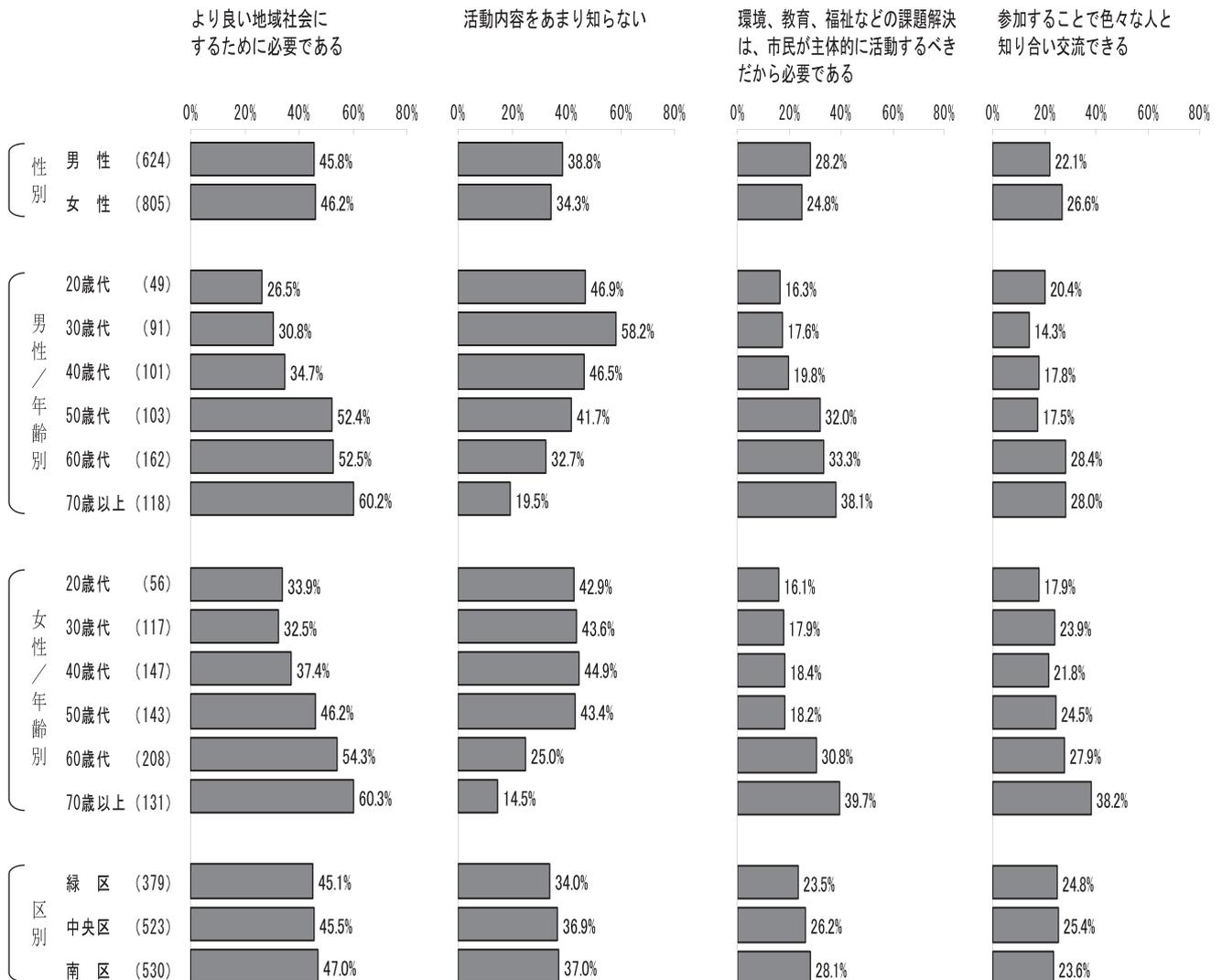
1 2 市民活動についてどう考えるか

設問 あなたはNPOやボランティア団体などの市民活動についてどのように思いますか。

(選択は主なものを3つ以内)

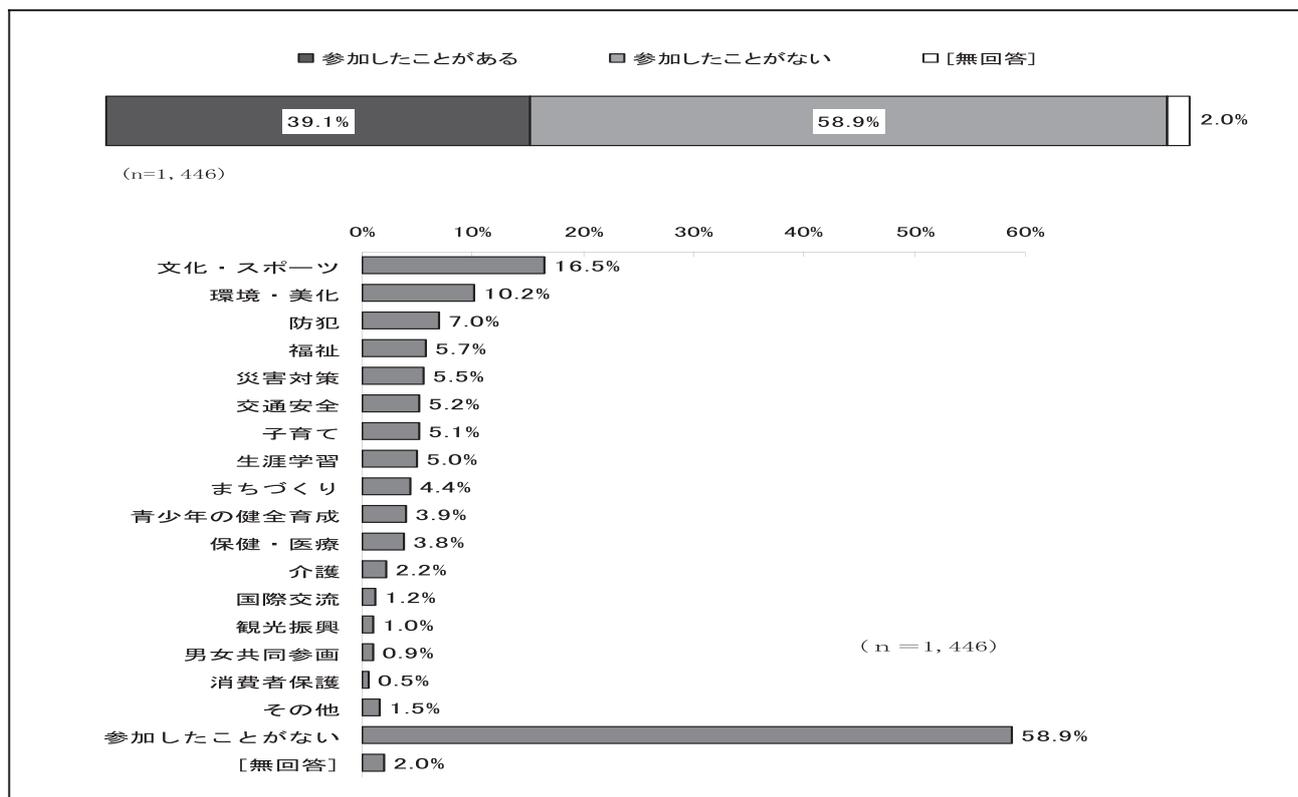


<性別・性/年齢別・区別結果> (上位4項目)

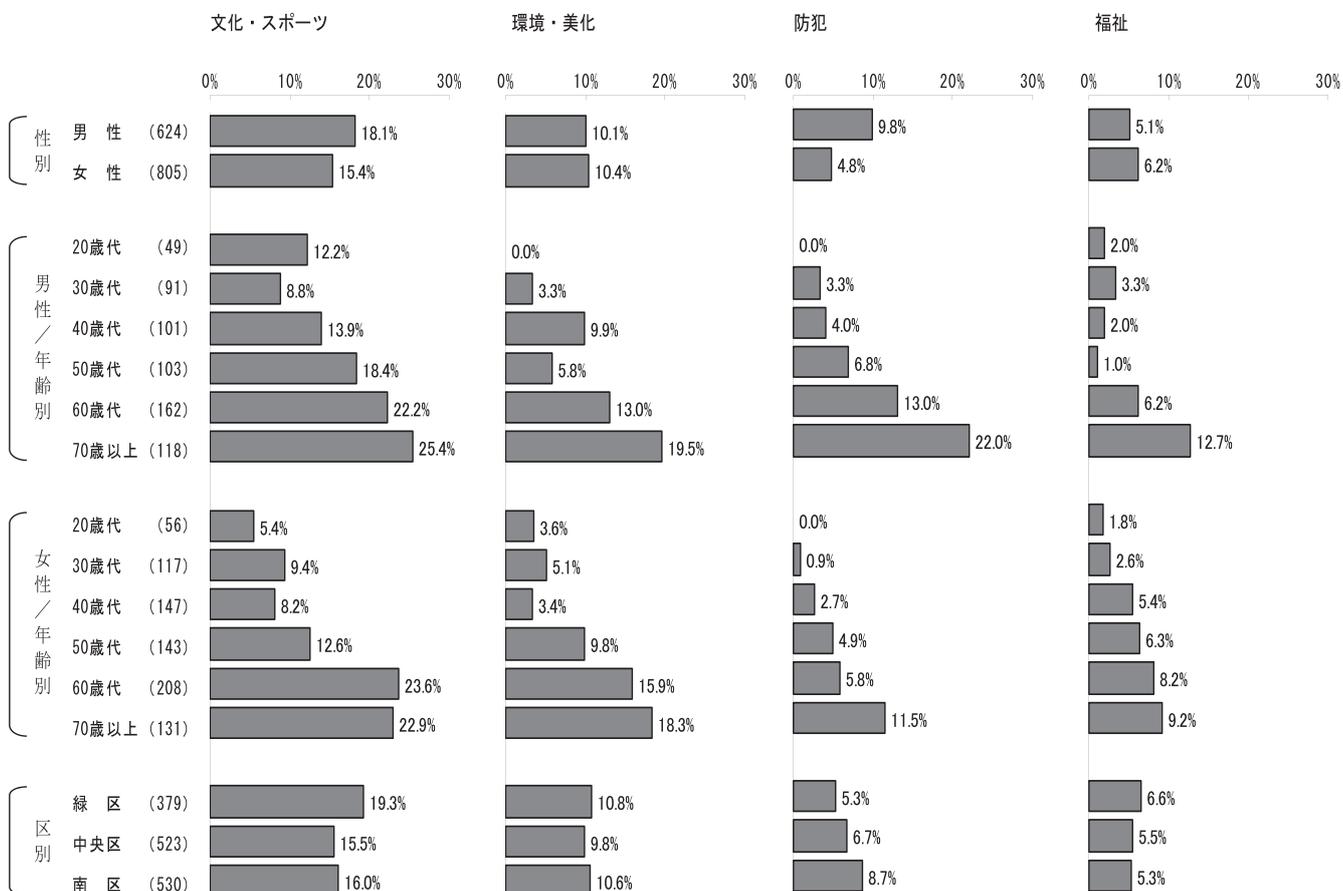


1.3 参加したことがある市民活動

設問 あなたが参加したことがある市民活動をお選びください。(〇はいくつでも)



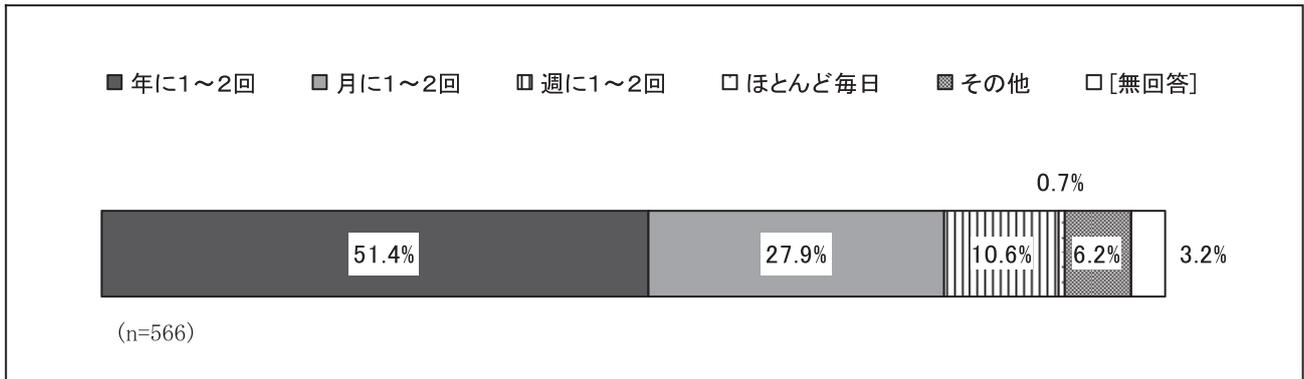
<性別・性/年齢別・区別結果> (上位4項目)



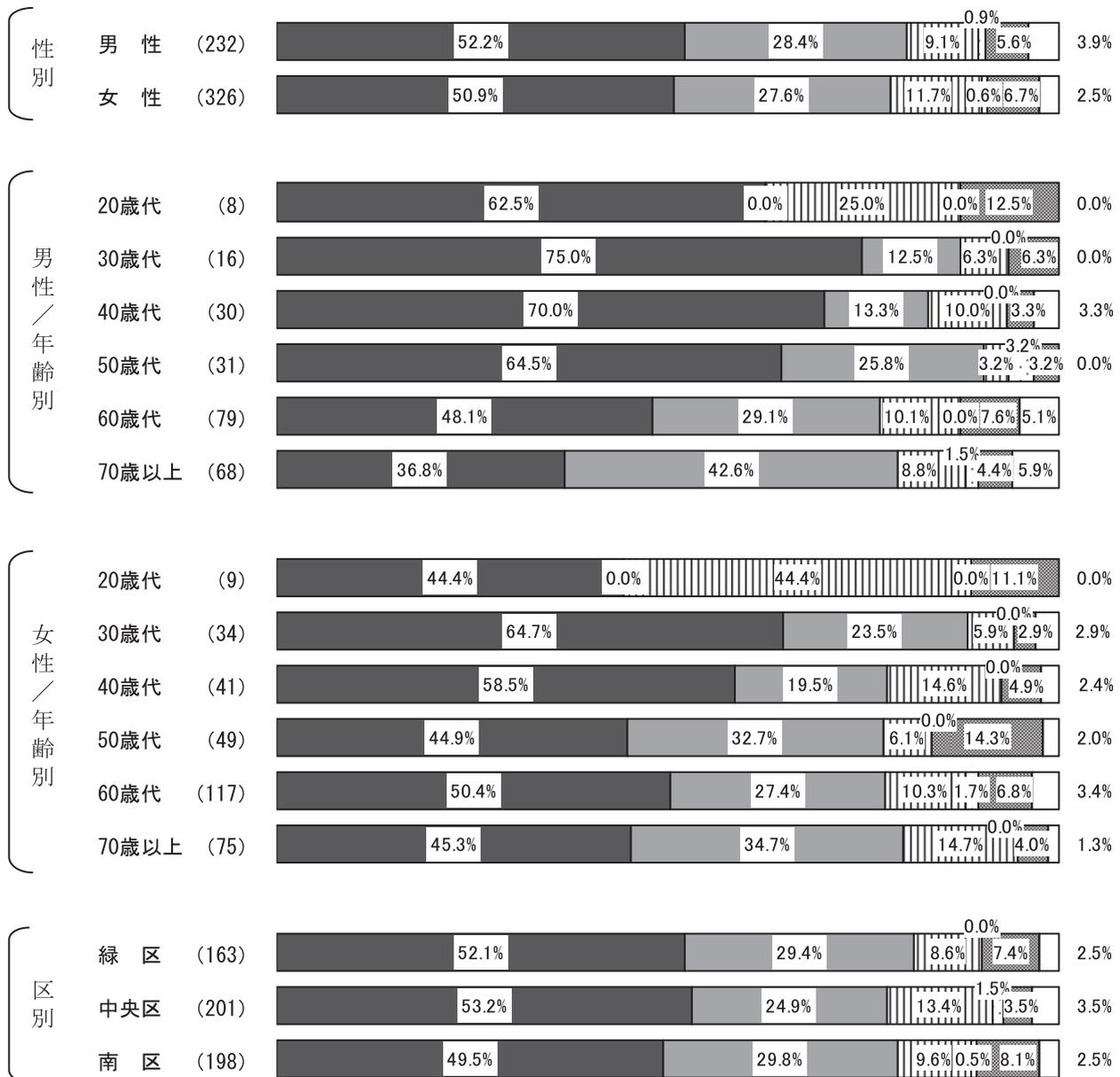
1 4 市民活動への参加頻度

設問 << 13で、参加したことがあるとお答えの方に >>

あなたはどのくらいの割合で市民活動に参加しましたか。



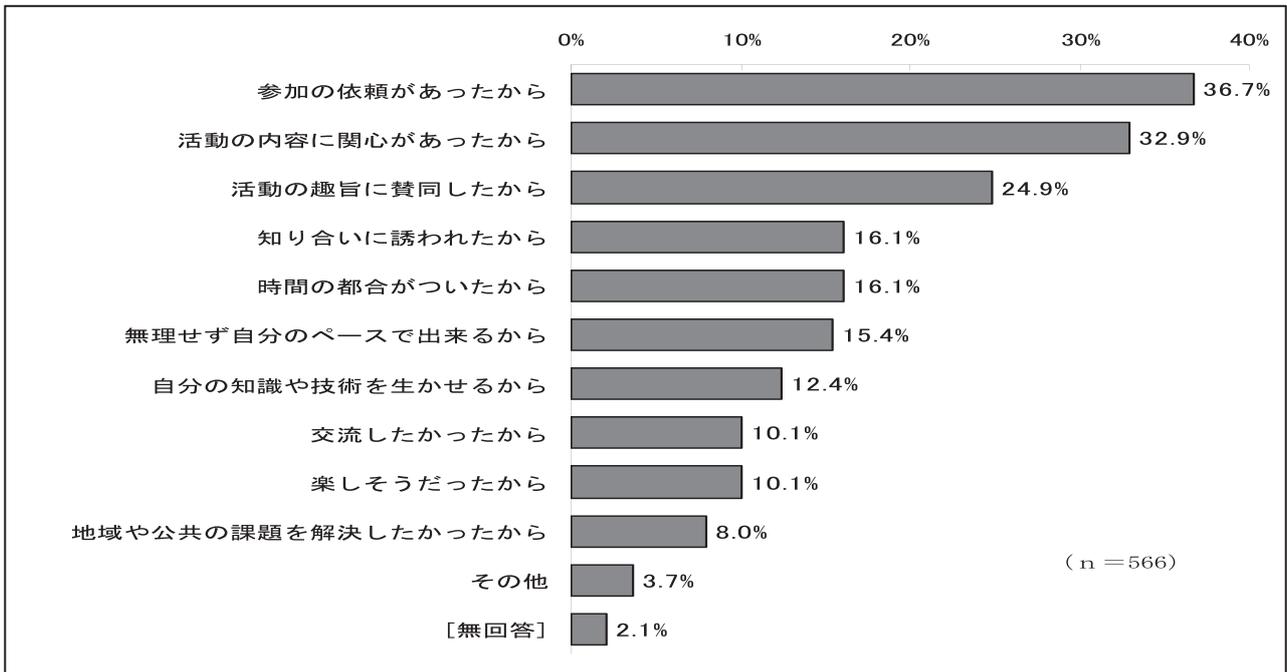
<性別・性/年齢別・区別結果>



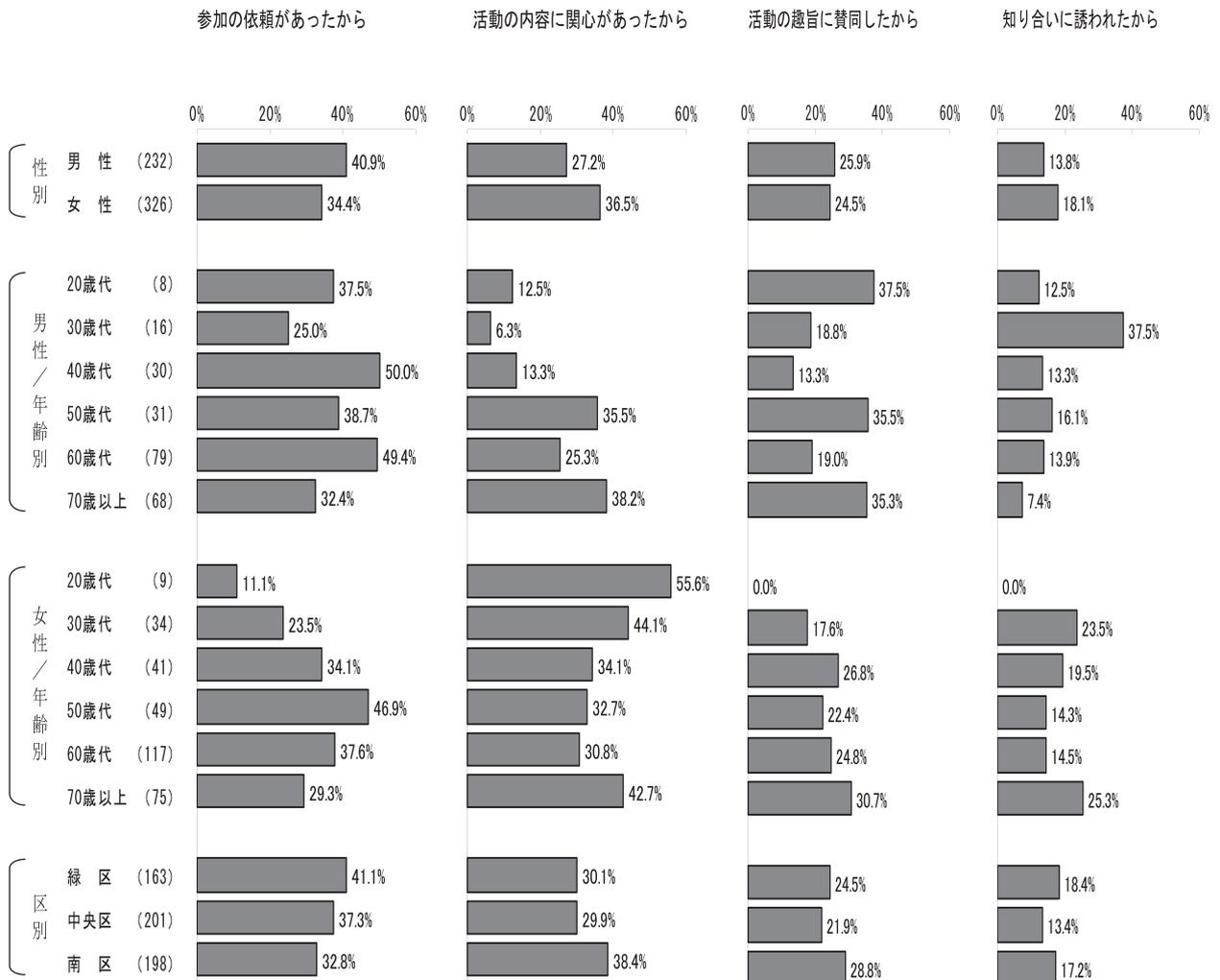
15 市民活動に参加した理由

設問 ≪13で、参加したことがあるとお答えの方に≫

市民活動に参加したのはどのような理由ですか。(選択は主なものを3つ以内)



<性別・性/年齢別・区別結果> (上位4項目)

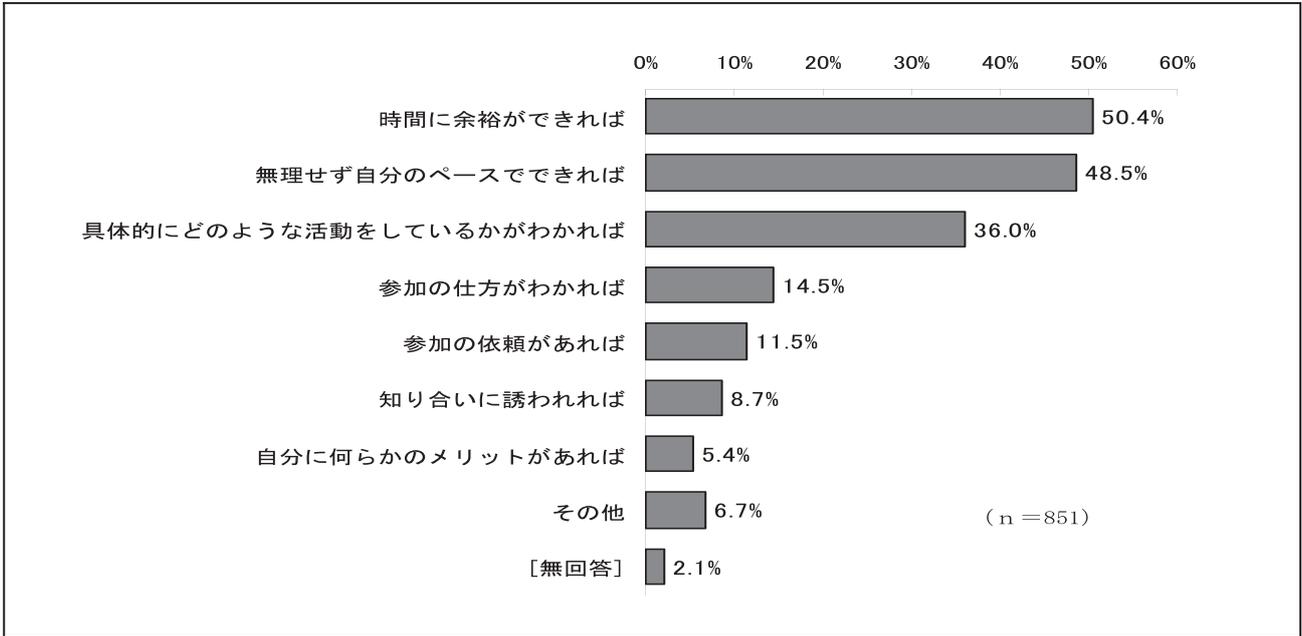


16 市民活動に参加したことがない方が、今後参加してもよいと思う条件

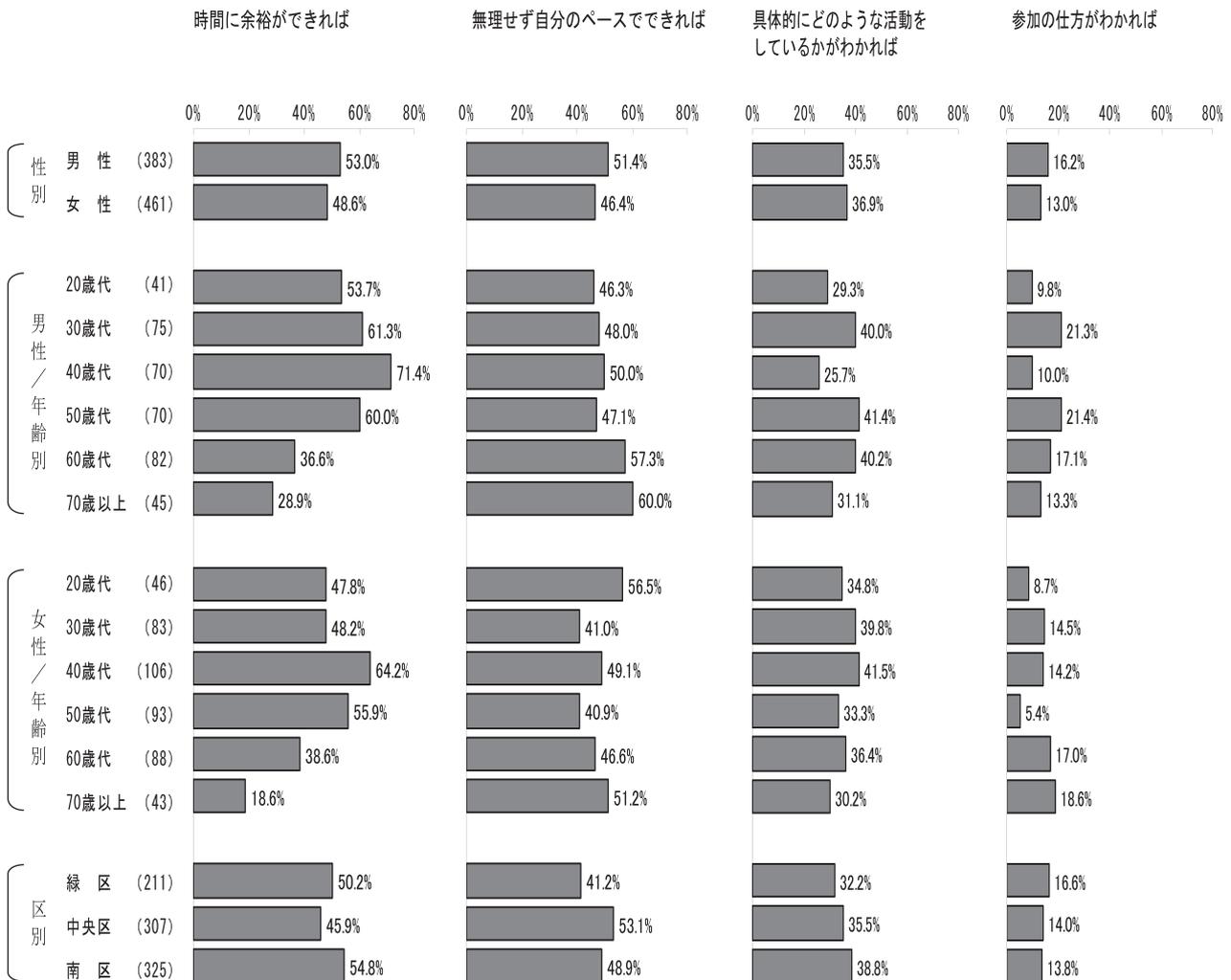
設問 <<13で、参加したことがないとお答えの方に>>

今後どのような条件が整えば、市民活動に参加してもよいと思いますか。

(選択は主なものを3つ以内)

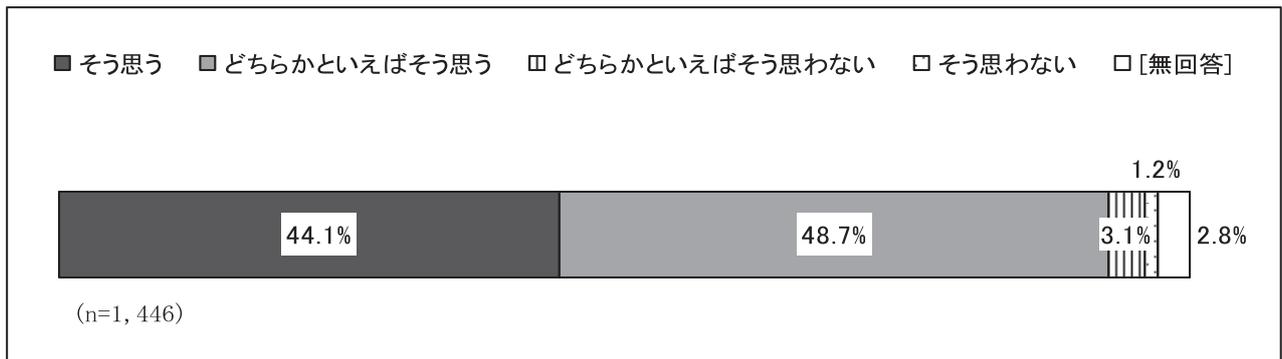


<性別・性/年齢別・区別結果> (上位4項目)

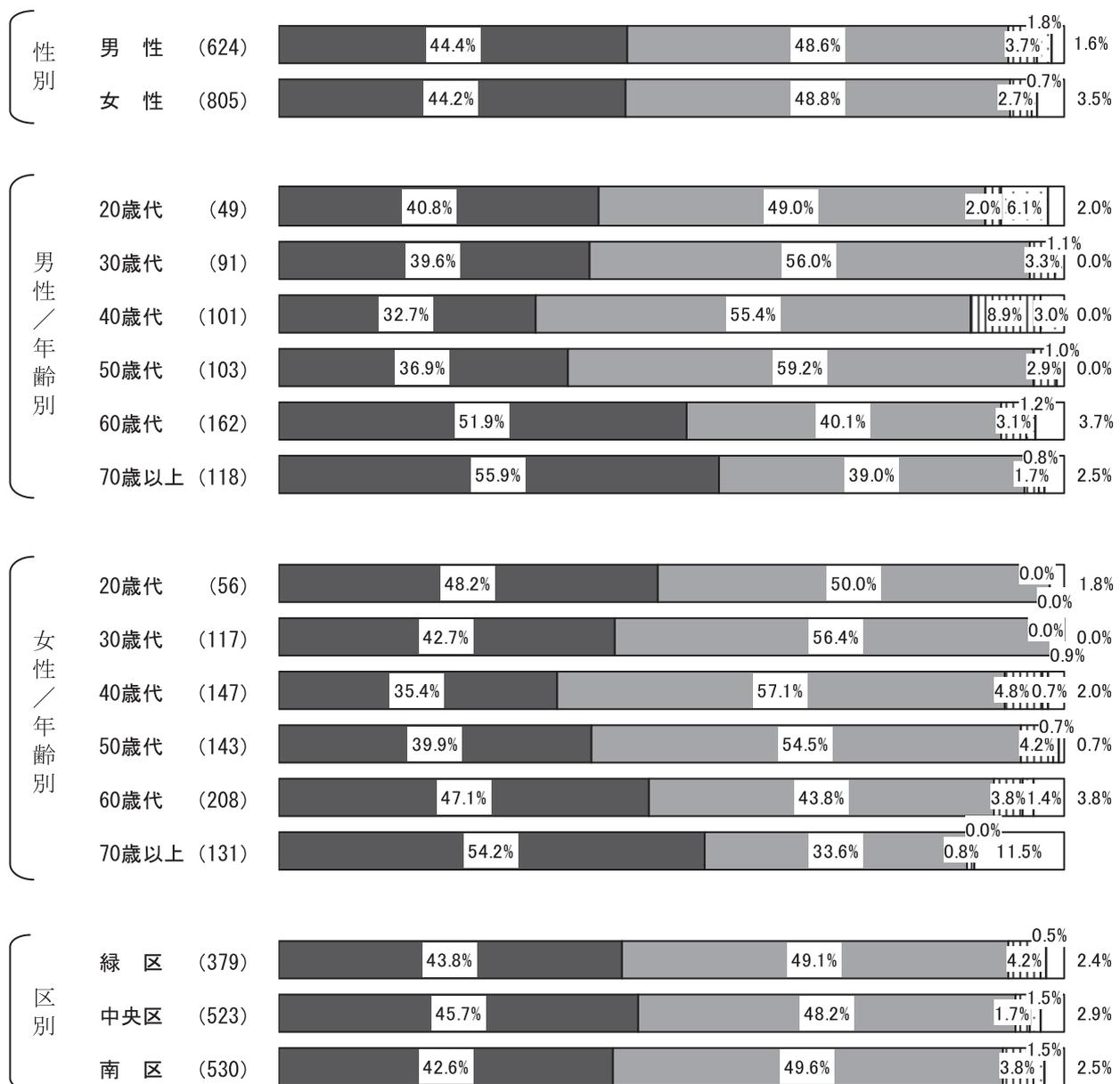


17 市民と市民の協働について

設問 地域の特色を生かし、より住みやすくするためには、市民の皆さんがお互いに連携し、協力して活動することが重要という考え方があります。この考え方についてどう思いますか。



<性別・性／年齢別・区別結果>



18 市民と市の協働について

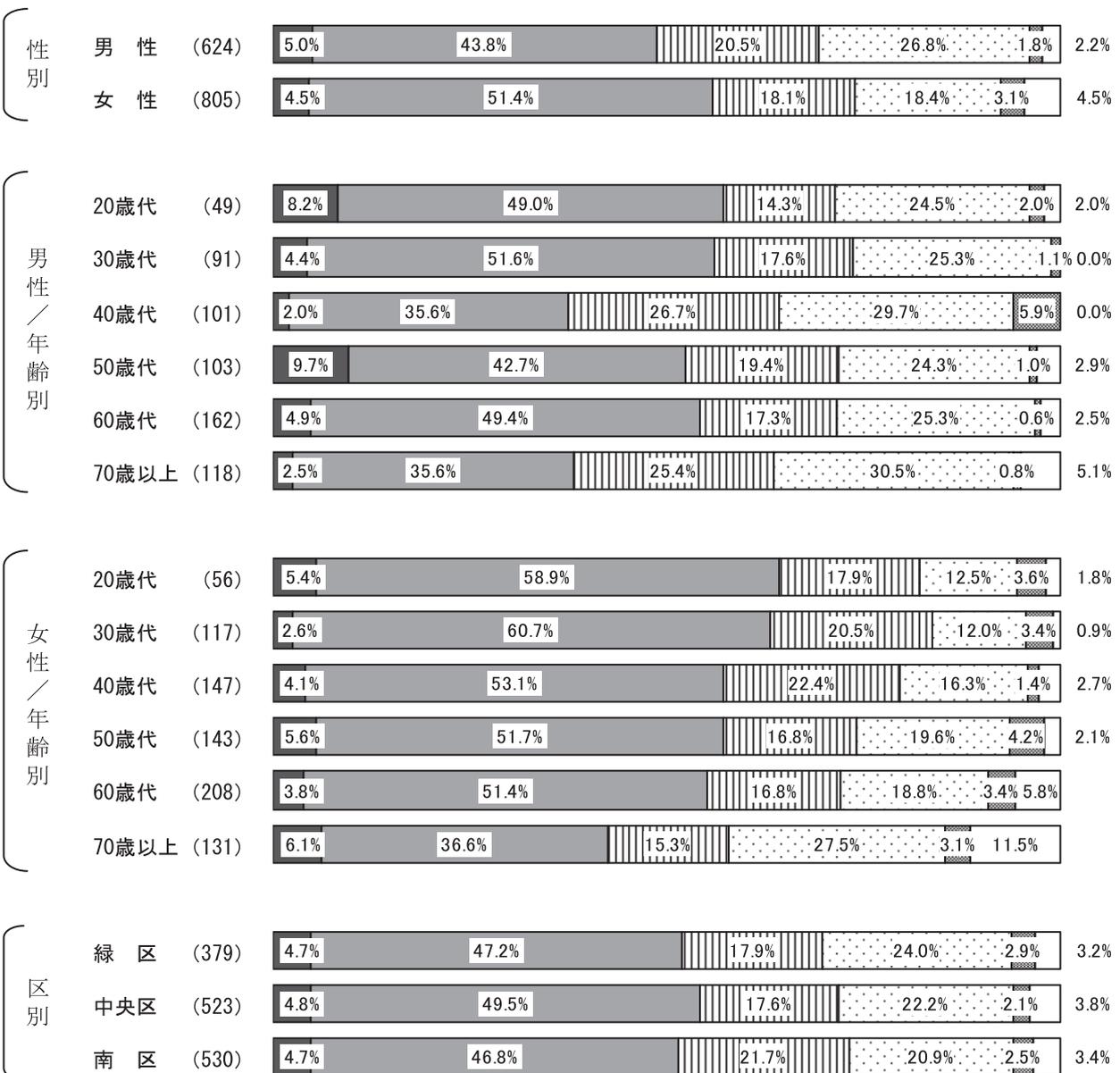
設問 地域の特色を生かしたまちづくりを進めるためには、市民や行政がどのように取り組むことが重要だとお考えですか。

- 地域住民やNPO、ボランティア団体などが、主体的にまちづくりを進めていく
- 地域住民やNPO、ボランティア団体などと行政が、それぞれ役割を分担し、お互い協力してまちづくりを進めていく
- ▨ 地域住民やNPO、ボランティア団体などの協力を得て、行政が主導で進めていく
- 市民の意見をよく聞いて、行政が主導で進めていく
- その他
- [無回答]



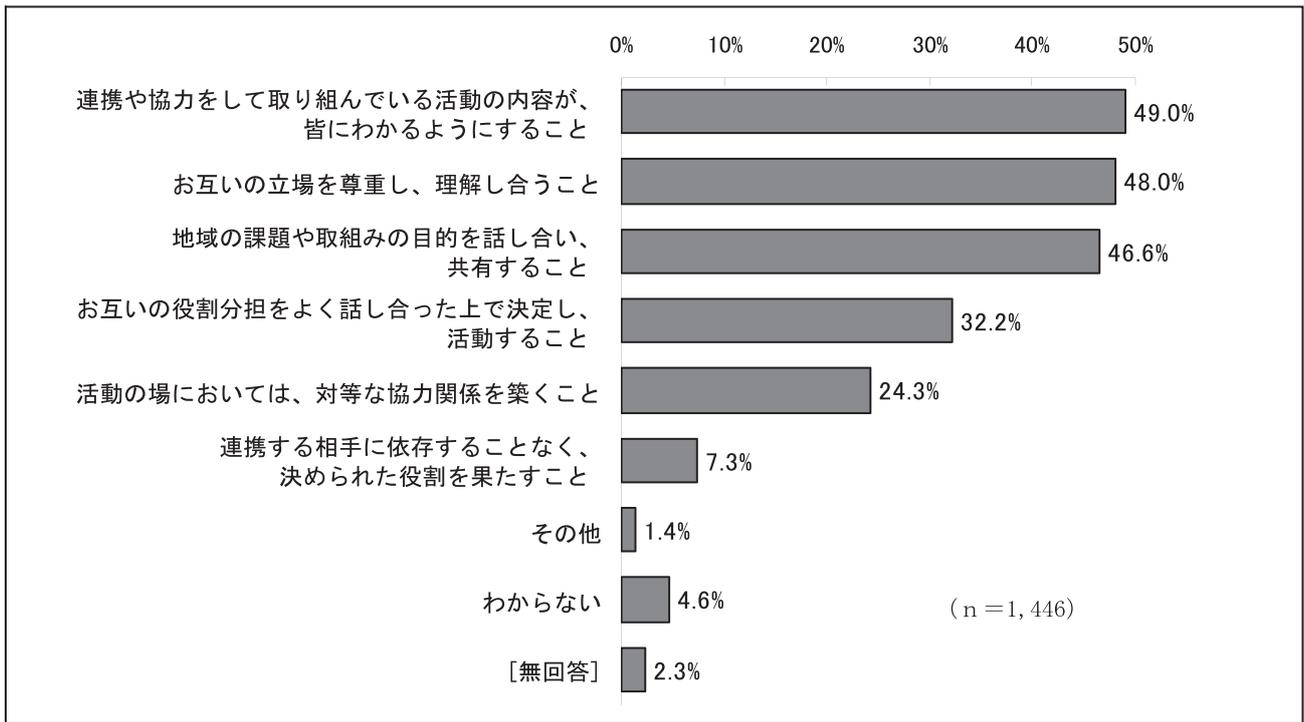
(n=1,446)

<性別・性／年齢別・区別結果>

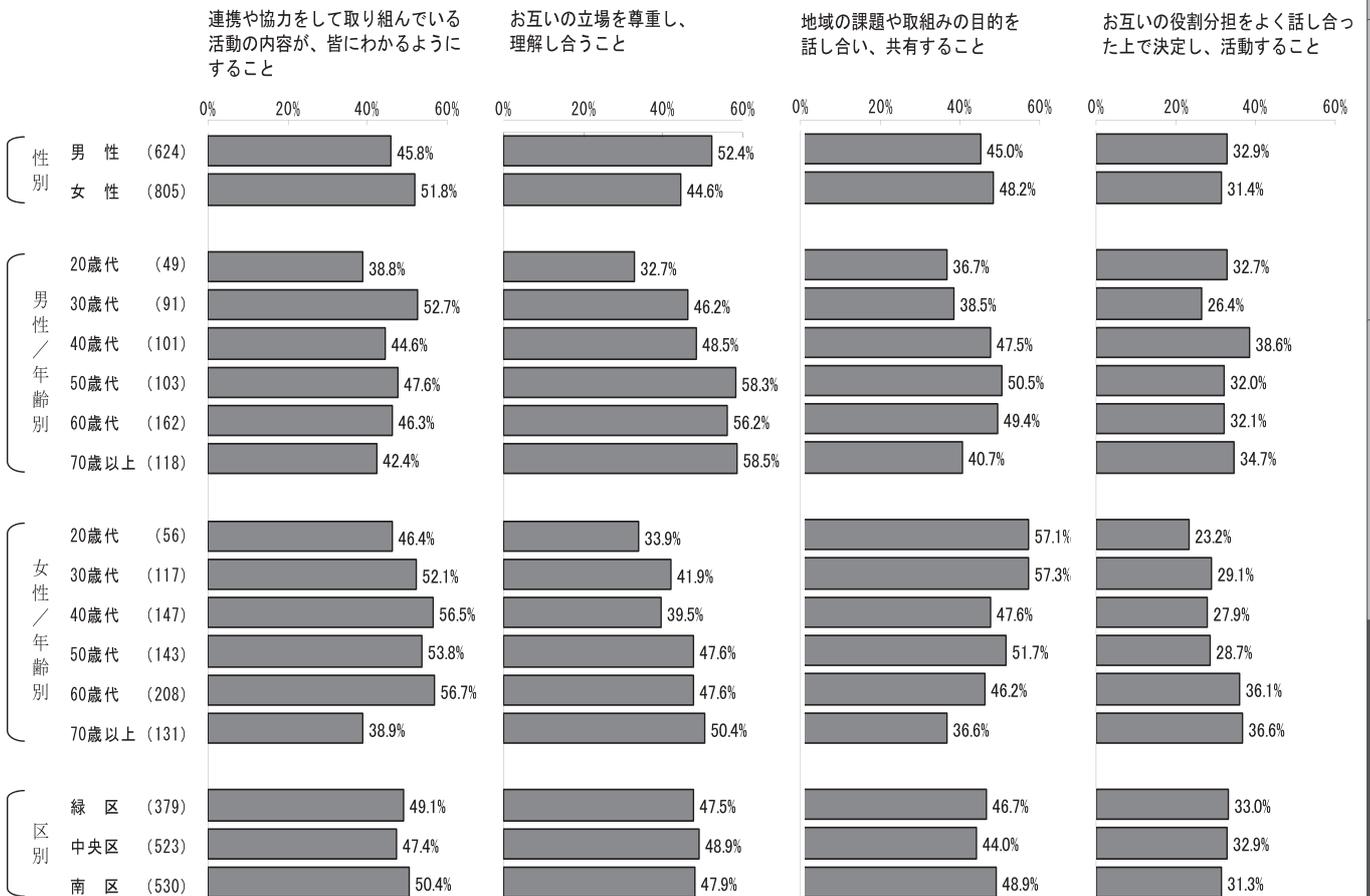


19 連携や協力をする際に重要なこと

設問 地域の特色を生かしたまちづくりを進めるための連携や協力をするにあたり、どのようなことが重要だとお考えですか。(〇は主なものを3つ以内)

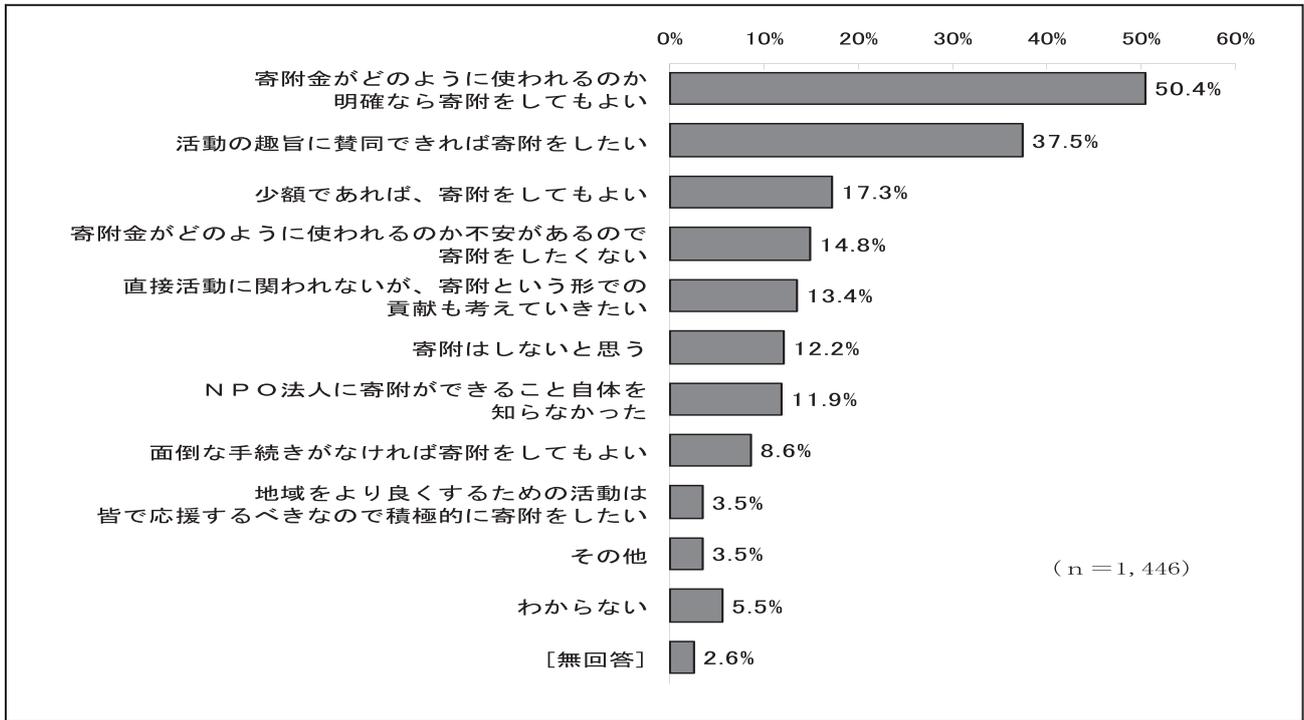


<性別・性／年齢別・区別結果>

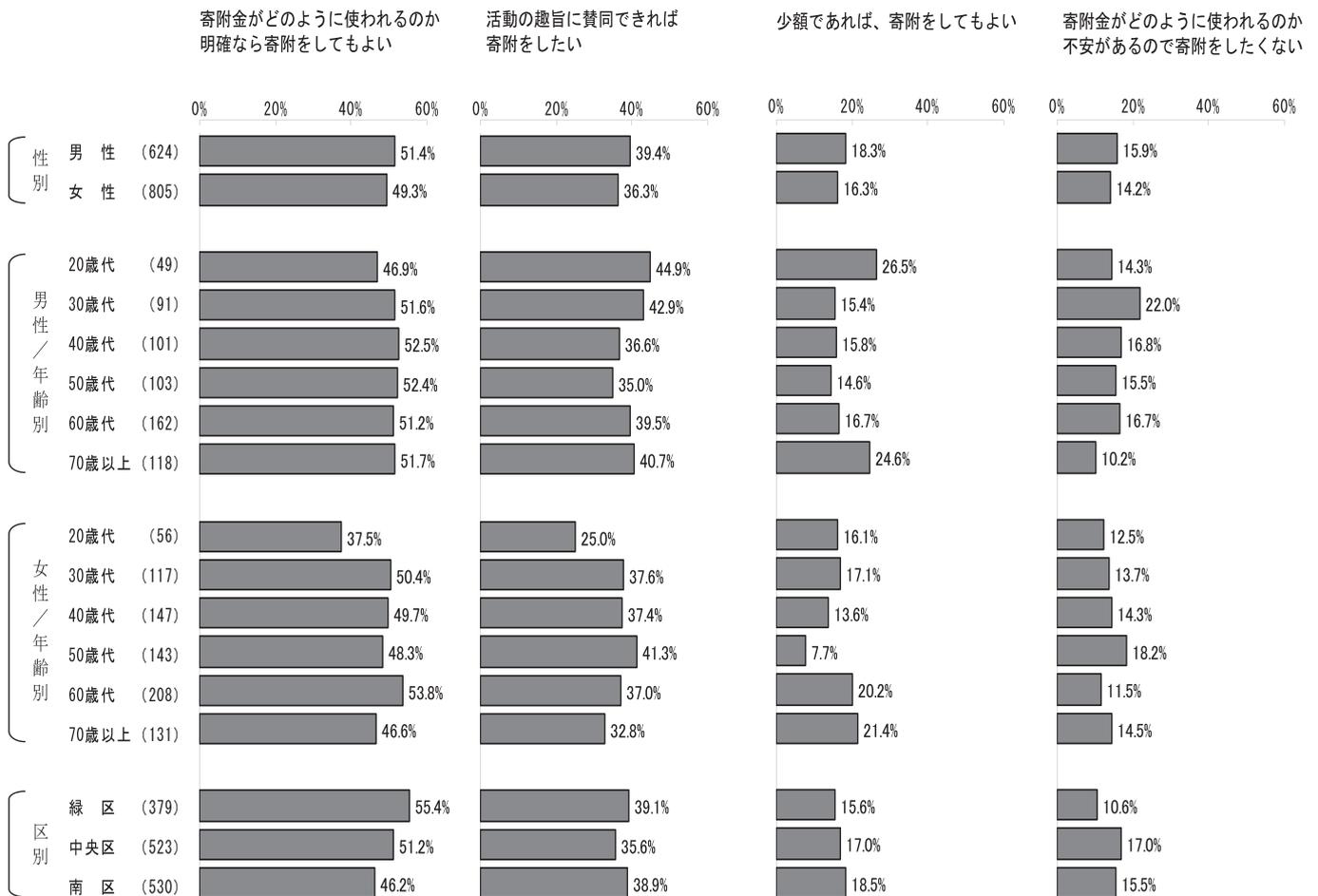


20 市民活動を行うNPO法人への寄附について

設問 地域をより良くするため、市民活動を行うNPO法人へ寄附をすることについて、あなたのお気持ちに近いものをお選びください。(〇は主なものを3つ以内)



<性別・性／年齢別・区別結果>



■相模原市市民協働推進審議会

◆相模原市市民協働推進審議会規則（平成24年3月30日規則第51号）

（趣旨）

第1条 この規則は、相模原市市民協働推進条例（平成24年相模原市条例第6号）第9条第7項の規定に基づき、相模原市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者
- （2）市の住民
- （3）関係団体の代表者

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第5条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の招集の特例）

第6条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

（部会）

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、市民協働推進事務主管課で処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

◆委員名簿 ※所属団体等は答申日（平成25年11月5日）現在

相模原市市民協働推進審議会委員（平成24年8月13日～）

No.	氏名	所属団体等	備考
1	会長 牛山 久仁彦	明治大学 政治経済学部 教授	
2	副会長 田所 昌訓	相模原市自治会連合会 会長	
3	伊藤 信吾	特定非営利活動法人 さがみはら市民会議 代表理事	部会員
4	大谷 静子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら 代表理事	
5	大神田 賢	相模原市公民館連絡協議会 会長	H25. 6. 30 まで
	石井 トシ子	相模原市公民館連絡協議会 副会長	H25. 7. 1 から
6	梶原 純	公募市民	
7	齊藤 ゆか	聖徳大学 児童学部 准教授	
8	佐々木 亮一	公益社団法人 相模原青年会議所 副理事長	
9	杉岡 芳樹	相模原商工会議所 会頭	部会員
10	立松 義雄	公募市民	
11	田所 洋子	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 理事	部会員
12	畠山 昇	特定非営利活動法人 市民フォーラムさがみはら 副代表理事	
13	原 裕子	相模原市民生委員児童委員協議会 会長	
14	古矢 鉄矢	公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム 理事	部会員
15	和田 清美	首都大学東京 都市教養学部 教授	部会長

市民協働推進基本計画策定作業部会委員（平成24年8月13日～）

No.	氏名	所属団体等	備考
1	会長 和田 清美	首都大学東京 都市教養学部 教授	
2	伊藤 信吾	特定非営利活動法人 さがみはら市民会議 代表理事	
3	杉岡 芳樹	相模原商工会議所 会頭	
4	田所 洋子	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 理事	
5	古矢 鉄矢	公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム 理事	

◆策定経過

年度	月 日	会議等	審議内容等
平成 24 年度	8月13日	○市民協働推進審議会（第1回） 【市長から諮問】	
	10月10日	●市民協働推進基本計画策定作業部会（第1回）	基本計画の方向性
	11月 7日	●市民協働推進基本計画策定作業部会（第2回）	基本計画の構成
	11月18日	○市民協働推進審議会（第2回）	基本計画の方向性等
	1月 9日	●市民協働推進基本計画策定作業部会（第3回）	課題の検討
	2月 6日	●市民協働推進基本計画策定作業部会（第4回）	課題の整理
平成 25 年度	5月13日	●市民協働推進基本計画策定作業部会（第5回）	団体ヒアリング
	6月 3日	●市民協働推進基本計画策定作業部会（第6回）	目指す姿について
	6月17日	●市民協働推進基本計画策定作業部会（第7回）	課題と目標
	7月 1日	●市民協働推進基本計画策定作業部会（第8回）	素案の検討
	7月19日	●市民協働推進基本計画策定作業部会（第9回）	素案の検討
	7月29日	○市民協働推進審議会（第1回）	素案の検討
	9月18日	●市民協働推進基本計画策定作業部会（第10回）	答申（案）の検討
	10月 7日	●市民協働推進基本計画策定作業部会（第11回）	答申（案）の検討
	10月29日	○市民協働推進審議会（第2回）	答申（案）の検討
	11月 5日	【市長へ答申】	
	12月15日 ～1月21日	〈パブリックコメント〉	
	3月	「相模原市市民協働推進基本計画」策定	

○は、相模原市市民協働推進審議会。

●は、審議会内に設置した市民協働推進基本計画策定作業部会。

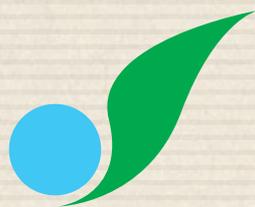
相模原市市民協働推進基本計画

発行 平成26年 3月

編集 相模原市 市民局 市民協働推進課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042 (769) 9225 FAX042 (754) 7990



潤水都市 さがみはら

